

「刑事、行政、民事訴訟における弁護士業のスキル」

第1編

刑事訴訟における弁護士の役割

第1章 共通する問題

I. 法律サービス提供における弁護士業のスキル

経済社会発展の要求、特にベトナムの WTO 加盟に際した決心の下、2012 年修正、追加の 2006 年弁護士法（以下、弁護士法と略称）は、司法活動における人権を保障し尊重し、国際統合の要求を満たし「人民の人民による人民のための社会主義法治国家」¹建設の必要性、要求を前に弁護士界及び社会の期待に応えて世に出た。全般的に、弁護士法は、2001 年弁護士法令及びそれ以前の各関連法律文書による弁護士の職業活動の過程で紛糾することの一部を解決し、法律の対象となる文書の法的有効性を向上させ、弁護士が業務を行う広大な法的空間を開くことができた。同時に、弁護士の資格、倫理基準及び職業上の責任に関して大変高い要求を示した。

実際、大部分の弁護士は皆、弁護士カードを手を持つ時、この職業の高貴な社会的使命、機能を明確に認識したので、懸命に見識を深め、徳性を養い、業務スキルを高めたことが分かる。しかし、弁護士カードを発給されることだけが必要であり、業務は不要と考え、顧客のために熱心に尽力する代わりにサービスを強調する弁護士がまだいる。

訴訟に参加する時、通常弁護士は、多くの圧力を受けなければならない、業務の過程で多くの障害に遭遇する。これら困難の原因の大部分は、訴訟を執行する諸幹部がまだ弁護士の位置付け、役割を正しく認識していないことに発する。その他に、多くの原因、異なる条件により、弁護士研修生自身は司法研修所の研修プログラムを通して基本的知識及びスキルを得られるが、実際の訴訟の中ではまだ経験できない。

このような背景の中、最も重要な問題は、弁護士が社会生活の中の自身の位置付け、役割、現在のように日ごとに発展する法律サービスの市場について認識できなければならないことである。弁護士は、国家が規定及び運営を行う各制度及び法的枠組みを通して法律を実施する主体であり、各法律サービスの提供を受け、顧客に法律サービスを提供する際に権利義務を実施し、各法律規定の統一的適用を保障する。弁護士の活動の本質は、法律を遵守す

1. 2013 年憲法第 2 条第 1 項。

る活動だけでなく、その中に民主、独立の価値を含め、個人の信用を構築、強化し、職業のブランド価値を肯定することである。

現在の我が国の状況で、裁判所の各審理活動への弁護士の参加は、訴訟過程における民主制の保護を表すだけでなく、司法活動における人権行使の基礎である。過去数年のベトナム弁護士チームの参加は、少なからず裁判所の審理活動の結果に影響を与え貢献すると同時に、この職業活動を通して弁護士に関する法文書の体系も次第に改善されたと言えよう。

上記状況の中、刑事、民事、労働、行政、婚姻及び家族、経営—商業の事件の訴訟又は仲裁手続きに参加する際の各専門業務スキルを備えることは、新たに職業に就く各弁護士にとって大変重要な意味を持つ。

II. 訴訟活動における弁護士の社会的機能

弁護士の社会的機能は、弁護士法第 3 条に以下の通り規定される。「*弁護士の職業活動は、正義、公民の自由権、民主権及び個人・機関・組織の合法的権利及び利益を保護し、経済・社会の発展に貢献し、ベトナム社会主義法治国家を築き、公平かつ民主的な文明社会を築くことに貢献する*」。それぞれの弁護士は、認識及び職業活動の両方で上記職業の社会的機能の精神、暗示するものを把握し、実際の訴訟参加における職業行為、スキルへと変え、社会の各主体の合法的権利及び利益を保護すること。

弁護士の社会的機能について語ることは、弁護士の天職及び使命を、弁護士が社会の発展の基盤となる基本的価値を目指して業務を行う方式を語ることである。この機能は、自然に存在するものではない。なぜなら、本質的に、弁護士の活動は、各主体の自らの合法的権利及び利益擁護のための法律扶助の必要性を第一に反映するからである。

歴史的観点から見ると、世界の弁護士業の形成は社会の中の抑圧、不公平との闘いに深く根ざすことが分かる。正に階級社会の不公平に対抗する行動から、団結協力のシンボルとしての弁護士の素晴らしいイメージが出現し、人民の各階級の公平、民主への願いを反映した。このように、弁護士の活動は、各国家の経済—社会発展の条件及び刑事訴訟モデルと切り離せない。そこから、法律によって調整される社会関係が弁護士の職業活動の「溶媒」になったことが分かる。サービスの環境及び対象である社会の中の各主体が失われた場合、弁護士は、自らの活動目標形成の基盤を失うだろう。

一般的に見ると、弁護士の社会的機能は、社会の中の各主体の法的需要にはっきりと対応し、これら主体が自らの正当な要求を実際の且つ正確に理解することを助ける能力を通して表される。この考え方は、社会の法律指導者としての弁護士の位置付けを確定することから発する。通常、社会の中の主体は、文化的で意欲的で、社会の発展過程及び訴訟活動に一定の影響を及ぼす、知的エリートの一部としてのそれぞれの弁護士及び弁護士職業組織の、法律知識、職業スキルだけでなく行為における整合性、規範性を信頼し、弁護士の法律扶助を頼りにする。

よって、訴訟に参加する際の弁護士の質について、法律遵守、スキル、規律、専門レベル、顧客への献身が求められ、また人間が好きな人で、正義感、公平な社会を信じる心が必要なければならない。ベトナムの現在の発展状況に合う弁護士のモデルは、ある程度、文化的レベル、政治意識があり、理論的基盤に基づき業務に秀で、深い法律知識を備え、実践経験が豊富にあり、仕事のやり方が機動的な人でなければならない。法律による基準及び職業的責任の限界を守りながら、生活の中の訴訟、非訟事件の処理に法治の精神を創造的に利用できなければならない。

訴訟参加の際、弁護士は、「正義の探求における導き手」と見なされる。ここで、国土の歴史的、具体的条件の中で正義を認識する必要がある。全般的に見て、正義は、人権が尊重される民主的司法の価値観と見なされ司法システム全体の目的となる。その時、法律は社会の中の各主体の評価、作用、行動において寛大かつ公平であり、個人、組織の合法的権利及び利益を擁護するための明白な機構を作り出すと見なされる。その時、社会の正義、公平の防御を使命とする弁護士の活動は、司法活動の信用、品質を評価する判断基準と見なされる。「今後の司法業務の諸中心任務」に関する2002年1月2日付政治局決議第08-NQ/TW号（以下、決議第08-NQ/TW号と略称）、2020年までの司法改革戦略に関する2005年6月2日付政治局決議第49-NQ/TW号及び弁護士に関する法律の改善（以下、決議第49-NQ/TW号と略称）により、我が国の弁護士業は現在とても好都合な発展の機会を得ていると言えよう。よって、弁護士の社会的機能は、司法改革進展の現在の具体的な状況の中で見ると、「我が国に正義及び民主的社会主義を要求すること」¹である。

弁護士の全般的な社会的機能及び個別的な司法活動に言及する際、職業活動に対する支配的關係の中に弁護士を位置付けて、これら各要素を民主の発展、公平、文明に関する概念並びに民主的社会を作るその他構成単位の価値の総体の中で検討する必要がある。今までの訴訟における弁護士の活動は、一般的に言えば社会に、個別に言えば訴訟活動に、争訟、請求の提出における平等、個人、組織の合法的権利の代表又は擁護を通して民主の価値をもたらすことに貢献した。

注意すべき面は、弁護士法第3条が弁護士の社会的機能を規定する際、2001年弁護士法令第1条第2項に記された「社会主義法制」をその対象から省いたことである。この変更は、弁護士の社会的機能としての「社会主義法制を守る」任務を減少させるものではない。同時に弁護士の任務、天職を個人、組織の合法的権利及び利益の擁護の範囲だけに限定し、弁護士の唯一の任務、天職とするものでもない。別の言い方をすると、弁護士は業務の過程で訴訟進行機関からの、弁護士が参加する弁護士会からの指定に従った、又は組織、部署の弁護士として参加する、貧困者への法律扶助、防御活動において、顧客の報酬及び物質的、精神的利益だけに関心を向けるのではなく、物質的でない、サービスでない要素に関心に向

1. チャン・ドック・ルオン：「ベトナム社会主義法治国家建設の要求に応える司法改革の促進」、*共産雑誌*、第1号（2002年1月）、4ページ。

け、各階級の多くの人民への法律サービス供給の必要性を一步ずつ満たす必要がある。公衆の利益に奉仕し、各社会関係を良好にするのを助け、社会の中の個人と他の主体との間の利益相反を調停する意義、性質は、弁護士の地位向上に貢献し、弁護士が法律を宣伝、実施する懸け橋となるのを助けた。

このように、弁護士の社会的機能は弁護士法第3条に簡潔に規定されているだけだが、そこには一步ずつ正義への、公平な社会への接近を目指す民主主義の進展発展における弁護士チームの神聖な職務、多大な貢献及び献身に関する深い概念、意味が隠れている。その高貴な社会的機能を上手く行うために、それぞれの弁護士自身は、どの範囲内、業務形式で活動しても、個人の業務の信用を構築し、弁護士職業組織及び弁護士の社会—職業組織の信用を構成する基礎をなすことに関心を持つ必要がある。自らについては、弁護士組織の信用はある国家の体制及び訴訟活動の民主的価値を直接表す。弁護士は、常に正義への奉仕及び顧客の合法的権利及び利益の擁護を職業活動実施の目的とし、法律に基づいて実施し、信用を根本に置く必要がある。これは正に弁護士チームの職業の過程及び活動の全体にわたって内在する要求である。

そのため、信頼に足る弁護士制度の構築は、社会の中の生活及び訴訟における弁護士業の信頼制度構築の重要な構成要素である。それぞれの弁護士は、職業活動の各形式及び範囲を通して自らの個人的信用を守る意識を持たねばならない。個人の信用を失うことは、弁護士の本質を失うことであり、訴訟参加の際に受動性を作り出すと同時に社会の弁護士職業組織に対する信頼を失う。まとめると、弁護士個人の信用は、弁護士が職業活動において生き残るための要素であり、弁護士の社会的機能の実施基盤であると見なされる。よって、それぞれの弁護士は、社会の中で正義、公平及び民主を守る「衛士（ボディーガード）」²としての自らのイメージを公衆の心の中に一步ずつ形成するよう努める必要がある。

III. いくつかの困難、紛糾

過去の裁判所の審理活動での実際の法律適用から、弁護士の訴訟参加時には以下のようないくつかの困難、紛糾があることがわかる。

一つ目は、法律適用の主体の資格について。裁判所は訴訟、非訟事件の審理、処理の権限を有する裁判機関であり、具体的な法律規定に基づいて正誤判別の法的根拠を提示し、行為を実施した主体の罪の有無を確定し、各側の当事者の公平、利益を保護する。しかし、一般的に言う訴訟の、具体的に言う刑事訴訟のモデルは現在我が国で主に尋問と争訟の組み合わせに基づくので、審理過程は主に裁判官、人民裁判官、検察院代表（もしあれば）の尋問活動である。大部分の裁判官は、書類調査の過程で主観的認識のプリズムを通して、ある主体が有罪か無罪か、同行が行った行為が正当か不当かを形成しており、法廷での尋問過程はある程度実質的には裁判官が事前に準備した認識を証明するだけの可能性がある。この場合、

²（監修者注）「衛士」と訳したベトナム語は「vệ sĩ」である。

特別な事実、新しい事実関係、証拠など外部の客観的要素に最終判断を出す上で意味が無いことが時々ある。そのため、無私で客観的に判別を行う仲裁人としての役割を裁判官が保てないことがある。

二つ目は、情報処理、犯罪告発の段階、捜査、立件の段階からの弁護士の訴訟参加がまだ制限されているので、審理が「書類による裁き」の概念で行われる状況がまだ比較的一般的であり、書類の収集手順が法律通りであるか否かに関わらず書類に表れていることは不変で証明力を有するとする考え方に至る。上記のマイナス面のため、各主体は、実質的にどの機会にも各法律適用決定の正当性批判のために法律を適用できない。この実情も、弁護士の活動は司法補助活動だけであり主体的で独立した性質は無く「申請—許可」などの仕組みに従属するという概念から派生する。

三つ目は、各法規範自身が依然として多かれ少なかれ形式的、機械的な性質を有し、法律適用の判断基準に社会生活の複雑さ、多面性がまだ反映されていないこと。別の言い方をすると、司法活動の主体が適用するものとしての法律にはまだマイナス面が残っており、現代生活の活発な発展に追いついていない。最も明確に表すのは、刑事事件における犯罪への法律適用方式又はいくつかの訴訟進行機関、訴訟進行人の「民事法廷はどのように裁いても良い」という考え方である。2015年民事訴訟法が発効した時、この問題は以下の第4条第2項の規定を通して基本的に解決された。「裁判所は、適用条項がまだないことを理由に民事訴訟、非訟事件の解決を拒否できない」¹。このように、現時点で裁判所は、まだ法律の適用対象でない社会関係を含む各訴訟提起要求を受理、解決しなければならない。

実際に審理に参加する際の上記の困難、紛糾を通して、それぞれの弁護士は、統一的に法律を適用する過程で自らの役割を認識できなければならず、以下の弁護士業務スキルの具体的な点に留意する必要がある。

一つ目、弁護士の業務スキルは、法律の遵守に基づくこと。

各訴訟法の一般規定に従い、訴訟参加者としての弁護士は、自らの顧客と共に証拠、証明資料を探し、法律の統一的適用に関する法的解決策を提案する任務を負う。顧客に対する訴訟進行機関の主張に対抗し、弁護士は、その主張又は適用条項の精神に根拠が不足することを指摘し、法律適用の選択肢を探す責任を負う。例えば、これまで長い間、立法者は、脱税の主体側が法人か個人かを明確に示さなかった。その間、実際は、法人であれば適用される主体となり、経営活動に関連する各種納税の義務を負っていた。一方個人は、取締役、社長の名義の下、個人所得税法の対象となり法人（もしあれば）の法定代理人としての責任を負うだけだった。同様に、環境汚染に関する各犯罪について、法人の刑事責任の検討に関して法的基盤がまだない。法人を対象として検討する場合、会社法などの各規定による資本拠出メンバー、株主、資本拠出割合による責任範囲などの要素まで検討の必要があることは言う

1. 2015年民事訴訟法第4条第2項

までもない。上記の実情から、2017年に修正、追加した2015年刑法（以下、2015年刑法と略称）が世に出た時に、法人の刑事責任追及の問題が初めて取り上げられた。

まとめると、訴訟に参加する時、弁護士は訴訟法を遵守し、市民、組織の合法的権利及び利益の擁護及び事実の尊重という矛盾して見える2つの要求を友好的に解決し、法律の有効性を守る責任を負う。異なる権利の一つの法律秩序の中での統一は、弁護士が職業活動の特別重要な意味すなわち「正義の導き手の使命」を認識し、訴訟過程に公平及び民主をもたらせる時にだけ得られる。

二つ目、訴訟参加活動を通して、弁護士は、法律実施を説明、指導する者になる。

法律の深い知識を有する者である弁護士は、法律の実施指導過程に参加し、訴訟の各段階、特に各公判で、諮問又はその他各法律サービス実施の過程の中で、法律の宣伝、普及、教育を行う。一般的に見て、公判に付された被告人又は訴訟関係中の当事者は皆、法律の理解が限られるために不安を抱くので、公判では通常本題を避け、率直に供述せず、条項の精神を誤解することもある。他方、これらの主体が「法を破る」方法を探し、弁護士を「導いて」法律に反する又は職業倫理に反する要求を実施させる場合もある。裁判所での訴訟参加過程で法律指導を行う責任があるため、弁護士は、法律に関する専門性の他に心理についての深い理解、社会生活の経験を有し、事件の本質及び顧客の考えを確定でき、顧客の理解を助け、法律を正当に利用することが必要となる。弁護士の審理実施参加は、法律指導「チャンネル」の一つであり最も効果的なものと言えよう。被疑者、被告人、当事者は、通常弁護士を信頼し、弁護士に自らの「運命」、希望を「預ける」からである。

三つ目、訴訟参加の実践を通して弁護士は法律の構築及び改善の過程に創造的に貢献する。

これは弁護士の業務過程における独立、創造を表す特別な活動の一種である。

なぜならば、その他の各司法の職名と同じく、弁護士も法律適用過程の主体であり、各法律規定のマイナス面、矛盾を発見する者である。各公判で、弁護士はいつでも訴訟手続きの違反、法律適用の根拠不足を積極的に発見する者である。これら発見は、法律適用における創造的活動の前提である。

弁護士の独立した能力も、通常、実際の審理で適用する各法的根拠を探し、まとめ、評価することの中で表される。事件記録は通常、反論の根拠となる法律に関連する情報を少ししか含まないか又は証拠収集が不十分である。事件に関連する各法的根拠を探し、まとめ、評価する活動を通して、弁護士は、法律のマイナス面、違法行為の客観的及び主観的原因や事件の客観的事実の確定に作用するその他各要素（もしあれば）を発見する機会を得る。

審理の実際から見ると、法律の構築及び改善における弁護士の創造的活動は、欠点のある法律規定の適用を最後まで制限又は再検討し、改善解決策を要請する討論の過程である。例

えば、ミンフン－EPCO 社の事件で、各弁護士は負債清算のための銀行の担保評価における不合理と決然と戦った。銀行が抵当物件の財産額と信用負債の差を評価根拠として適用したために、事件は特別重大な結果をもたらす場合に属すると主張された。実際、ミンフン－EPCO の第二審の公判が終わった 4 カ月後、最高人民裁判所は、市場価格による財産評価に合意することを各側に許可する文書を作成した。この時、判決執行過程での上記各企業の財産処理から発生した結果は、それ以前のそれら財産の評価、売却及び取引が第二審判決の決定に適合しなくなり、市場メカニズムから遠ざかったりしたために複雑化した。

仕事を始めたばかりの弁護士は、司法研修所又はその他の研修施設での研修過程で知識を備えていても、誰もが簡単に明確にベトナムの法的環境及び実際の業務を理解でき、自らの職業の目標の方向性を正しく定められる訳ではない。それぞれの弁護士は、生活、職業を体験し、献身し、責任を負い、訴訟参加の範囲に従って法律サービスを提供する際に弁護士業の高貴な意義を感じる必要がある。

IV. 裁判における無罪推定の原則、争訟原則

罪に問われた者は、手順、手続きに従って証明されるまで無罪と見なされる権利、自らの無罪の証明を強制されない権利、供述し意見を述べ、自らに不利な供述又は自身を有罪と認めることを強要されない権利を含む各権利義務を実施すること、自己弁護すること、弁護人に依頼することなどの保障が、2015 年刑事訴訟法の多くの規定の中で表された。具体的には以下の通り。

事件の事実確定の原則に関する 2015 年刑事訴訟法第 15 条の規定によると、罪に問われた者は、自らの無罪を証明する権利を有するが、義務は負わない。

緊急逮捕された者、現行犯逮捕及び指名手配決定によって逮捕された被逮捕人は、以下の権利を有する。緊急逮捕された者は、通告を受け令状を受けること。緊急逮捕又は指名手配の決定によって逮捕された被逮捕人は、通告を受け逮捕状を受けること；自身の留置理由又は逮捕理由を知らされること；58 条に定める権限と義務についての説明と通告を受けること；供述を行い、意見を陳述すること。但し、自らの不利になる供述や、自身を有罪と認める自供は強要されない；証拠、証拠書類、及び証拠物を提出し、要求を出すこと；関連証拠書類及び証拠物に関する意見を陳述し、訴訟管轄権を有する人物に当該証拠、証拠書類、及び証拠物の調査・検査を要求すること；自己弁護するか、又は弁護士により弁護されること；訴訟進行管轄機関や訴訟手続き執行官による訴訟手続き活動における留置又は逮捕の決定に対して、不服を申立てること（2015 年刑事訴訟法第 58 条）。被暫定留置人、被疑者、被告人は、暫定留置、逮捕勾留の決定及び理由の通知に関連する各権利の他に、供述を行い、意見を陳述することができ、自らに不利な供述の強要又は自身を有罪と認めることの強要をされず、資料、証拠物、要求を出し、自己弁護したり、弁護人に依頼したりできる（2015 年刑事訴訟法第 59 条、第 60 条、第 61 条）。

より重要なことに、2015年刑事訴訟法第98条は次の通り規定した。「被疑者、被告人の自白は、事件の他の証拠と適合する場合にのみ証拠として扱う。被疑者又は被告人自白は、有罪判決の唯一の証拠として使用してはならない」。このように、被疑者、被告人がどの理由で自身を有罪と認める場合も、その有罪と認める供述が事件の他の証拠と適合しなければ、各訴訟進行管轄機関、訴訟進行人にとって、被疑者、被告人を告発、有罪とする根拠が不十分である。

訴訟進行管轄機関、訴訟進行人は、2015年刑事訴訟法の規定に従って、訴訟参加者の権利義務の通知、説明、実施保障を行う義務を負う。2015年刑事訴訟法第183条第2項によると、最初の取調べを実施する前に、捜査官は被疑者に対し、2015年刑事訴訟法第60条の規定による権利義務について明確に説明し、その件を調書に記録する必要がある。罪に問われた者、被害者が現行の法律扶助法の規定による法律扶助の対象である場合、訴訟進行管轄機関、訴訟進行人は、法律扶助を受ける権利について同人に説明を行う責任を負う。同人が法律扶助を受けることを申し込む場合、訴訟進行管轄機関、訴訟進行人は、国家法律扶助センターに通知する。2015年刑事訴訟法第71条に規定されているように、通知、説明は、調書に記録されなければならない。

罪に問われた者の権利の保護は、2015年刑事訴訟法第79条の規定に基づき、訴訟進行管轄機関が弁護人に対し、合理的な期間をもって事前に同人が参加の権利を有する各訴訟活動の執行時間、場所を通知する責任によっても表される。弁護人が訴訟進行管轄機関から事前に通知を受けたが欠席し、その欠席が不可抗力のためでない或いは客観的な支障によらない又は2回目の呼び出しにも欠席した場合、裁判所は2015年刑事訴訟法第291条の規定による公判審理を開く。

2013年憲法第103条第5項に規定された審理における争訟の原則を具体化し保障するために、2015年刑事訴訟法はこの重大原則の内容の詳細を第26条で規定した。具体的には、立件、捜査、起訴、公判の過程において、捜査官、検察官、その他訴訟進行権限を有する者、罪に問われた者、弁護人及びその他訴訟参加人は皆、証拠提出、証拠評価、事件の客観的事実の解明要求に関して、平等な権利を有する。検察院が審理のために裁判所に送付する刑事事件記録の中の資料、証拠は、十分に合法的であること。刑事事件の審理には、2015年刑事訴訟法に定める者が全員出席すること。欠席の場合は、不可抗力又は客観的な支障が理由であるか又は刑事訴訟法が規定するその他の場合であること。裁判所は、検察官、被告人、弁護人、その他訴訟参加人が十分に自らの権利、義務を実施する条件を整え、また裁判所における民主的な平等の争訟を行う責任を負う。有罪を確定する全ての証拠、無罪を確定する全ての証拠、刑事責任を加重減軽する各事実関係、罪名決定に適用する現行刑法の規定、刑罰の決定、被告人の損害賠償の程度、証拠物の処理及びその他事件処理に意味のある事実関係は皆、公判で提出、討論、解明を行うこと。裁判所の判決、決定は、証拠の調べ、評価の結果及び公判での争訟の結果を根拠にすること。

刑事訴訟活動において争訟を増やすことは、躍進的な、ベトナムの刑事訴訟モデルの改革、改善内容全体にわたるアイディアであり、司法改革の最重要課題の一つとされ、政治局の決議第 08-NQ/TW 号及び決議第 49-NQ/TW 号に明確に示され、刑事訴訟活動に躍進性を備えた改革のステップを作り出す重要な解決策である。刑事訴訟法の中の本原則の規定は、刑事事件解決過程の民主的な、公開の、公平な環境をさらに拡大し強化する機会を作り出し、日々よりうまく被疑者、被告人、同人の代理人の人権を擁護し、民主権を保障する機構を確立し、弁護士が事件解決過程に客観的、全面的、徹底的、無私に参加し、助ける可能性及び最良の条件を開き、人を間違えず、罪を間違えず、法律を間違えずに事件を解決することを保障した。

上記認識に属する問題への留意は、弁護士が顧客の合法的権利及び利益を最良に擁護するために適切に対処し、各業務スキルを実施することを助ける。

V. 訴訟参加時の、弁護士がしてはいけないこと、及び義務の範囲

弁護士法第 9 条、2015 年刑事訴訟法第 72 条第 5 項、第 73 条第 2 項及び第 3 項、2015 年民事訴訟法第 75 条第 3 項、第 76 条第 7 項、2015 年行政訴訟法第 61 条第 3 項第 e 号、第 6 項第 g 号並びにベトナム弁護士職務倫理規程³の規定第 14 番、第 20 番、第 24 番、第 26.3 番で規定される訴訟参加時の厳禁される行為（弁護士の義務を含む）は、全体的に見て以下の各行為を含む。

一つ目、同一の刑事事件、民事訴訟事件、行政事件、民事非訟事件、その他法律の規定に従った各事件（以下、事件と総称）の中の対立する権利を有する顧客への法律サービスの提供。

これは、それぞれの弁護士が訴訟参加時の業務過程で留意すべき基本的禁止事項の一つである。実際は、「同一の事件の中の対立する権利」の概念の含意の確定という問題は、公判に付された被告人と被害者、関係者との間、原告と被告との間などの権利として単純に理解して良い。しかし、公判に付された被告人が複数人いる一つの刑事事件で、弁護士が取締役と従業員両方の権利を擁護する責任を負うがそれらの者の捜査段階の陳述が矛盾し、互いに責任を押し付ける場合もある。弁護士がその刑事裁判で公判に付された被告人 1 人の弁護を行うが、同じ民事原告の別の訴訟事件の公判に付された被告人の弁護を行う際に、2 つの訴訟事件は別々であるにも関わらず捜査機関が弁護人の資格を拒否する場合もある。このように、各主体が互いに対立する権利を有するか否かは、一部分は弁護士の判定により、残りの大部分は訴訟進行機関の評価による。いくつの場合、捜査機関は、弁護士が弁護登録手続きを行う際に、同時に証人、関係者、通訳又は鑑定人として参加しないことを約束するよう要求するが、実際は弁護士が上記の役割で参加することは全く無い。

³（監修者注）2011 年制定のものを指す。2019 年 12 月に改訂されている。

二つ目、偽の、事実と異なる資料、証拠物を故意に提供するか又は提供するよう顧客を導く。被暫定留置人、被疑者、被告人、当事者をそそのかして事実と異なる供述をさせるか又は違法な不服申立て、告訴、請願を行うよう顧客をそそのかす。

上記列挙された各行為は、訴訟参加時の弁護士の業務過程における各形態の法律違反の程度及び表れ方を反映している。いくつかの場合、弁護士が刑事責任を迫られるリスクにつながり得る。2015年刑事訴訟法第73条第2項第d号は、弁護士の義務を以下の通り規定する。事実を尊重すること。他人を買収、強要又は教唆して嘘の供述をさせたり、事実と異なる資料を提供させたりしてはいけない。ベトナム弁護士職務倫理規定の規定第14.1番は、弁護士は「主体的に顧客をそそのかし、扇動して訴訟を提起させるか又はその他法律に反する行為を実施させ」てはいけないと規定する。その他に、訴訟進行機関との関係において、規定第24.2番は、弁護士は「弁護士が事実と異なると明瞭に知る情報、資料、証拠を提供したり、訴訟進行機関への提供のために、又は訴訟進行機関を欺く目的でその他の行為を実施するために、顧客が事実と異なる情報、資料、証拠を作ることに参加又は指導したりする」行為を行ってはならないと規定する。

しかし、顧客が提供する資料、証拠物が偽物であることを判別又は認識する能力が弁護士自身も不十分であり、科学的刑事技術的鑑定を通さなければならない場合がある。そのため、訴訟進行機関への提出前に資料、証拠物を受け付ける際、弁護士は顧客と資料、証拠物、形成の由来、事件との関係の信頼性について良く話し合い、それに基づいて提出するか又は証明用に使用するかを決定する必要がある。

一方、実際は顧客の需要又は強い要請から発して、弁護士が、良し悪しの程度についてアドバイス、分析、評価を示さず、被暫定留置人、被疑者、被告人、当事者をそそのかして事実と異なる供述をさせるか又は顧客に違法な不服申立て、告訴、請願を行うようそそのかすことがある。弁護士の顧客への「共感」と、顧客に事実と異なる供述又は違法な不服申立て、告訴、請願をさせるための扇動との境界は、とてももろい。なぜなら時々顧客満足のために、弁護士は顧客の供述を無視する。というのは、単純に考えて、供述が書類中のその他各証拠と適合しない場合、証拠と見なされないからである。その他に、大人数から提起された土地の問題に関する訴訟について、慎重さ及び手順の遵守が要求される環境で弁護士が諮問を行う場合、弁護士の職業スキルは自らの権利義務を正しく実施することに基づく。

三つ目、顧客の文書による同意を得た又は法律に別途規定がある場合を除き、業務の間に自らが知り得た事件に関する、顧客に関する情報を暴露すること。

これは、顧客に法律サービスを提供する際全ての弁護士に禁じられた行為であり且つ道徳的義務であると見なすことができる。2015年刑事訴訟法第73条第2項第g号は、弁護士の義務を「訴訟当事者が書面によって同意のない限り、弁護活動を行うに当たって知り得た事件及び罪に問われている者に関する情報を、国家の利益、機関、組織及び個人の合法的権利及び利益を侵害する目的で漏示してはいけない」と規定する。

全ての弁護士は、最も小さな、顧客情報を事件と無関係の者と交換することから、又はより重大な、新聞又は管轄権の無い機関との接触、情報伝達に留意する必要がある。さらに、「訴訟、非訟事件に関する、顧客に関する情報」の内包する意味はかなり広く、上記情報の暴露が顧客の信用、名誉、合法的権利に影響すると同人が考える場合にだけ弁護士責任の検討が発生する。

過去に論争を招いた問題の一つが、この弁護士の禁止行為に関する規定を厳格に実施した場合、顧客の法律違反行為の告発において弁護士責任との矛盾が起こるか否かである。2017年6月20日、2017年刑法の諸条を修正、追加する法律が国会を通過した。その中で、2015年刑法第19条第3項の規定を以下の通り修正、追加した。「弁護人は、自らが弁護する本人が準備を行っているか、実行中又は既に実行された犯罪で、弁護人が弁護の任務を実行する際に知り得た犯罪を告発しない場合に、第13章に規定された罪又はその他の特別に極めて重大な犯罪を隠匿する場合を除き、本条第1項の規定に基づく刑事責任を負う必要はない。」。

2017年刑法の諸条を修正、追加する法律を通過させるための草案に関する討論過程でのベトナム弁護士連合会の観点では、この規定は、弁護人に対して制限及び不利なことを及ぼす可能性がある。と言うのは、弁護士は、容疑者、罪に問われた者の合法的権利及び利益を擁護するための弁護士の機能と職業的責任によって顧客から信頼される必要がある、このことは弁護士が担当中の訴訟、非訟事件に関連する情報の開示に影響するだろうからである。弁護人が容疑者、罪に問われた者による情報を通報せねばならないという規定は、顧客からの弁護士の社会的機能への信頼を低減させ、容疑者、罪に問われた者と弁護人との正直な情報共有に制限をもたらす可能性がある。言うまでもなく、確認、調査、評価が済んでいなければ、顧客が開示する情報が事実であるか否かの確定の根拠が得難く、この場合弁護士の通報は逆に名誉毀損を主張される状況に容易に陥ってしまう。

一方、2015年刑法第108条から第121条まで規定される国家の治安を侵害する罪のグループ（国家の治安を侵害する各罪）を除く懲役15-20年、終身刑、死刑の刑罰の枠の特別重大なレベルの犯罪を告発しない場合、弁護士は第19条第3項の規定により刑事責任を負う必要があるとの規定は不適切である。と言うのは、それらのほとんどは通常、弁護人が本法第76条の規定に従って弁護に参加するか又は指定される罪だからである。

その他に、第19条第3項のような弁護人の刑事責任の処理の規定は、特に弁護の観点から起訴の観点と異なるか又は逆の観点であり、訴訟進行機関が弁護人を刑事事件の訴訟に参加させたくない場合、大変容易に弁護人を処理するための「恣意的な」適用につながる。

このように、現行の規定によると、犯罪の通報は顧客とやり取りした情報の機密保護義務に反し、弁護人が犯罪を通報してもしなくても起こった犯罪の結果を予防しないので、弁護人は犯罪を通報しない時の刑事責任を免れる。顧客又は同人の共犯者が国家の治安を侵害する犯罪又は特別重大な犯罪を準備中、実行中又は既に実行したことを知り得た場合、弁護人は顧客に犯罪行為を自発的に告白するよう又は自発的に止めるよう説得に努めても成功しな

かった後、管轄機関が遅滞なく予防し、法律規定に従って処理するために、規定に従って管轄機関に犯罪を通報する義務を履行する必要がある。弁護人が上記義務を履行しない場合、「犯罪を通報しない」罪に関して刑事責任を負わなければならない。

弁護人が通報しない場合に刑事責任を負わねばならない罪名は、国家の治安を侵害する各罪及びその他特別重大な犯罪を含む。これは、比較的広い範囲であり、2015年刑事訴訟法第76条第1項に規定される各訴訟進行機関からの要求に従って防御する場合に属する大変多くの罪を含む。そのため、ベトナム弁護士連合会は、今までの我が国の犯罪の状況の調査に基づき、法律が国会を通過したが、将来的に、弁護人は殺人の罪（第389条の規定）及び国家の治安を侵害する特別重大な諸犯罪に関する情報を開示しなければ刑事責任を負う必要があると規定するだけで良いと考える。上記のような規定は、犯罪に関する情報を開示しなければ弁護人が刑事責任を負わねばならない場合に属する各罪名の範囲を狭め、職業活動中の推定し切れない客観的要素による弁護人の業務リスクを制限すると同時に、人民の生命、健康を守り、ベトナム国家の独立、主権及び治安を守ることに貢献する。

別の面では、国家の治安を侵害するいくつかの罪について、顧客が犯罪と見なされる行為を準備中、実施中又は実施した「情報を明確に知る」という概念が内包するものを明確にする必要がある。ベトナム弁護士連合会は、弁護人は、「明確に知り、証明する根拠があり、起こり得る特別重大な結果を阻止する必要がある」場合、上記の犯罪と見なされる行為に関する情報だけ開示できると規定するだけで良いと考える。

四つ目、顧客への嫌がらせ、嘘。法律サービス契約の中で顧客と合意した報酬及び費用の他に顧客から何等かの金銭、利益をさらに受け取り、要求すること。

具体的には弁護士個人に対する、一般的には弁護士の職業組織、社会職業組織に対する顧客の信頼、信用を作るためには正直、良心的に顧客サービスを行うことが必要なので、大部分の弁護士はこの禁止行為を明確に認識する。しかし、多くの原因、異なる動機により、何人かの弁護士は、顧客への嫌がらせを行い、嘘をつく。例えば、顧客に会いに行く弁護士が、食堂、レストランで飲食をするが、「コミュニケーション」を取ると言って顧客に支払いに来させる。暫定留置場、拘置所で被疑者、被告人と面会せずに同人の親戚と話して、行ったと言うなど。一般的に見て、上記のような言い方は皆、弁護士が顧客は今自分に属し自分の助けを求めているから少し「強要」しても顧客は受諾するだろうと考える認識のずれと関連する。上記の通り、弁護士の信用の構築、弁護士を信頼する制度の構築は弁護士業にとって極めて重大な意味がある。よって、弁護士は、法律の規定に従って標準的業務の実施を保障しながら社会の各主体が法律サービスの使用を必要とする時に信頼を寄せる場所としてあるために、自らのそれぞれの行為、行動を慎重に検討する必要がある。

ベトナムでの弁護士業の発展及び実際の訴訟参加時の業務の過程で、大部分の弁護士は、顧客との関係における透明性、何よりも非常に微妙な弁護士報酬の問題に関する同意を明確に認識してきた。このことは、専門性向上及び人民の信頼において重要な意味がある（弁護

士ガイドブック第1巻の弁護士報酬の本質、顧客との交渉方式、合意に関する重要内容をさらに参照のこと)。その他に、顧客との関係において必要な要件の一つが正に、弁護士は、法律サービス提供に合意して、弁護士報酬及び費用に関する各条項を明記した契約を結ぶ必要があることである。

では、「法律サービス契約の中で顧客と合意した報酬及び費用の他に顧客から何等かの金銭、利益をさらに受け取り、要求する」行為をどう理解するのが正しいか。原則として、弁護士報酬及び費用の額への合意は、法律サービス契約の中に表される必要がある。しかし、顧客への法律扶助における、証拠収集における複雑さ、困難がまだ全部は予想できないために、又は他の地域への移動が必要なために、弁護士が顧客に費用の追加を提案するか或いは顧客に契約外で支払わせる場合、契約に記す報酬の合意額を低くするが実際にはより高い額を受け取ることを要求する場合などがある。上記の行為は、全て弁護士の行動として不適切であり、法律で厳禁されている。恥ずべき各違反を最大限に制限するために、弁護士及び顧客は交渉、合意を行い法律サービス契約のアペンディックスを作成する方式を選んで、弁護士報酬又は費用を追加できる。

同時に、弁護士法も弁護士が法律規定による法律扶助を受ける対象の顧客への法律扶助を実施する際に何等かの他の金銭、利益を受け取り、要求すること、不可抗力又は法律規定による場合を除き法律扶助組織の、各訴訟進行機関の要求に従って引き受けた訴訟、非訟事件を拒否することを厳禁している。

その他に、ベトナム弁護士職務倫理規定は、弁護士が顧客との関係において行ってはいけない以下を含む行為を追加的に規定した¹。

- 業務を行う際、顧客の金銭、財産を弁護士個人の目的に使用する。
- 弁護士又は弁護士の親戚、血縁者に対して、顧客が顧客の財産を贈ることを示唆するか又はその条件を設定する。
- 顧客の利益に損害を与えることを実施するために又は実施しないために第三者から金銭又はその他何等かの物質的利益を受け取る。
- サービス終了時に顧客が自発的に弁護士に払う場合を除き、顧客又は顧客に関連する権利及び利益を有する者に対して、合意した報酬額及び付随する各費用以外の何等かの追加的金額又は物を贈ることを要求する。

1. ベトナム弁護士職務倫理規程の規定第14.2番から第14.7番まで、規定第14.12番及び第14.13番（監修者注：2011年に制定された倫理規程である。）

- 合意した報酬額を増やす又は顧客からその他の不正な利益を得るために、操作し、脅し、圧力をかけようと、悪い状況を、事実と異なり顧客に不利な情報を、作り出す。
- 個人的利益のために、弁護士が引き受けた訴訟、非訟事件から知り得た情報を使用する。
- 弁護士及び弁護士職の名誉に影響する、顧客との不正な男女の情愛関係を持つために業務を利用する。
- 法律規定に従って法律扶助を受けられる顧客に法律扶助を実施する際、金銭又は物質的利益を要求する、など。

五つ目、法律規定に反した訴訟、非訟事件解決を行うために、訴訟進行人、訴訟参加者、幹部、その他公務員とつながり、関係を持つ。訴訟参加過程で個人、機関、組織を侮辱する言葉を用い、行為を行う。訴訟進行機関及びその他各国家機関の活動の時間を遅らせる、引き延ばす又は困難を発生させる、阻害するために、自ら又は顧客を助けて違法行為を行う。

各訴訟進行機関との関係における、法律により厳禁される弁護士のこれらの行為は、ベトナム弁護士職務倫理規程に反するだけでなく、賄賂を贈る、仲介する犯罪行為又は訴訟活動の障害となる犯罪行為、法律規定による犯罪行為と見なされるおそれがあり、業務の際弁護士自身へのリスクを発生させるからである。実際、顧客の要求による又は各訴訟進行機関からの指定による訴訟参加過程で、各弁護士の共通の目標は任務、要求及び刑事訴訟法の基本原則の実施である。そのため、弁護士は各訴訟進行機関との関係において厳密に内規及び関連の各規定に従い、協力的で、丁寧で、訴訟進行人を尊重する態度である必要がある。

公判では、何が「主観的に、挑発的に推測し、他人のせいにして責めないこと又は自らの顧客に不利な言葉を発しないこと、不当な又は倫理に反する方式で審理を故意に遅らせない、障害にならないこと」であるかの確定の問題も正確に認識する必要がある。実際、弁護士の弁護又は討論の観点自体が主観を含むが、主な問題として、挑発的で他人のせいにして責める言葉、行為を公判で及び訴訟進行機関に送付する資料の中でも避ける必要がある。このことは依然として実際によく起こり、互いに権利が異なる各顧客の代理としての位置にあるために又は抑制が足りないために、個人のせいにして争訟内容から乖離する文書を作成し、言葉を発する弁護士もいた。

別の面では、実際の刑事事件の訴訟で、重要な意味を持ち客観的で法律通りの事件の解決を助けると弁護士が考える各観点、証拠及び法的根拠がいつも裁判合議体から認められる訳でないことが分かる。問題は、討論の際に弁護士が標準的な態度、行動で、文化的で、自らの正当且つ合法的な意見、論拠を根気強く守りながらも遅滞なく調整し、告発人又は自らの顧客と権利が対立する者の弁護を行う弁護士の根拠を含む観点を記録し、客観的事実にも関わらず「何がなんでも弁護する」と見なされる状況を避ける必要があることである。

その他に、さらに行為が「訴訟、非訟事件の処理の過程で、遅らせる、又は訴訟進行管轄機関、訴訟進行人に困難を発生させるために、自ら又は顧客を助けて違法行為を行う」とされないことを確認する必要がある。この場合の「違法」の概念は、訴訟、非訟事件の解決を遅らせる、引き延ばす要求に法的根拠が無いことを弁護士が明確に知るが、それでも遅らせるために又は訴訟進行機関に困難を発生させるために自ら又は顧客をそそのかして実施することを含んで良い。例えば、弁護士が弁護人証明書発給済みで、事件記録の調査をし、事件を審理に付すとの決定を受け取ったが、公判への出頭日に欠席する。書記官が電話連絡をすると、今は飛行場にいる、出張中などと答え、被告人の要求により弁護士を待つために公判を中止するが、その後電話の電源が切られていて全く弁護士と連絡できず、2015年刑事訴訟法の規定に従って公判が中断せざるをえない。

六つ目、国家の治安、社会の秩序、安全に悪影響を及ぼし、国家の利益、公共の利益、機関、組織、個人の合法的権利及び利益を侵害するために弁護士業、弁護士の名義を利用する。

それぞれの弁護士は、業務を行う際、国家の利益、社会の利益、民族の団結、宗教に害を及ぼす言葉を述べるために又は法律又は社会道徳に反する観点の宣伝、普及のために、公判で訴訟参加者の資格を利用しないほうが良いことを明確に認識する必要がある。上記行為を行わないほうが良いことは、本質的に、弁護士が訴訟参加過程で各訴訟進行管轄機関、訴訟進行人の訴訟活動における法律違反を発見して終わらせるよう依頼することと類似でない。勇気、品性及び職業スキル並びに実践経験は、それぞれの弁護士が自らの行為を上記各規定及び規則に適合するように調整するのに役立つだろう。

第 2 章

刑事訴訟参加時の弁護士の基本スキル

第 1 章で示した各弁護士が訴訟参加時に熟達すべき一般的問題の他に、第 2 章は、弁護士が顧客側からの要求を受け取る時に始まり弁護士が公判に参加するまでの刑事訴訟の様々な段階の弁護士の具体的なスキルを集中的に明確化する。

I 顧客の接遇、弁護、権利擁護の登録手続き

1. 顧客の接遇

顧客は、弁護士に会いに来て、被暫定留置人、被疑者、被告人のために弁護人として又は被害者、民事原告、民事被告の合法的権利及び利益の擁護者として刑事訴訟に参加するよう依頼する。顧客の依頼によって、弁護士は顧客が訴訟進行機関の召喚状を受け取った段階から参加を開始し、情報、犯罪の告発、起訴提案を確認することができる。

被逮捕者、被暫定留置人、被告人、公判に付された被告人の他、2003 年刑事訴訟法を修正、追加する過程で、ベトナム弁護士連合会は、「被告発人、被立件建議人」（通常、訴訟前の段階の被疑者と称する）、「緊急に逮捕された者」は自己弁護の権利又は自らのために合法的権利及び利益の擁護者を依頼する権利を有する旨の規定の追加を提案した。この提案は認められ、2015 年刑事訴訟法第 57 条第 1 項第 e 号及び第 58 条第 1 項第 g 号で規定された。本規定は、弁護士が被告発人、被立件建議人の合法的権利及び利益の擁護に参加できる時点の拡大、供述書を書くために捜査機関に召喚された個人の状況の改善、夜間暫定留置、パスポートの差し押さえ及び出国禁止、自宅軟禁（実質的に身体、往来の自由権を制限する）など諸解決策の実施に貢献したが、弁護士の法律扶助を受けることはできない。

これまで、2003 年刑事訴訟法は、法的効力を発した判決の刑に服している有罪判決を受けた者は、監督審、再審の順序に従って不服申立ての権利を有し、必要な場合、裁判所は監督審、再審の公判に参加する弁護人を呼び出さなければならない、と規定した。このように、有罪判決を受けた者は、監督審、再審の手続きによって法的効力を発した判決の再検討を行う過程で弁護され、合法的権利及び利益を擁護される権利を与えられる主体の一人である。2015 年刑事訴訟法は、続けて、法的効力を発した判決、決定の一部修正の根拠がある場合の強制手続きである監督審、再審の公判に参加する弁護人の呼び出し手続きの規定を、第 383 条第 2 項に規定する。監督審、再審の公判に参加する場合、弁護人は 2015 年刑事訴訟法第 386 条第 2 項に従って監督審、再審合議体が要求する問題について意見を述べることができる。

2015 年刑事訴訟法と 2015 年刑法は、法人の刑事責任を認める最初の法律である。そこで、法人も弁護される権利、合法的権利及び利益を擁護される権利を受ける主体となる。2015 年刑事訴訟法第 435 条第 1 項第 h 号の規定によると、法人の法定代表者は自己を弁護す

る、他人に法人の弁護を依頼する権利を有する。その他に、2015年刑事訴訟法第76条第1項第a号による刑罰の枠が最高で懲役20年、終身刑、死刑の刑事罰に問われた者の場合、訴訟進行機関が弁護人の指定を行うことが必須である。本規定は、弁護士、特に刑事事件の経験蓄積の機会を待ち望む若い弁護士に参加の機会を大変大きく開く。

顧客のために弁護権を行使し、合法的権利及び利益を擁護する時、弁護士は、以下の諸スキルに注意する必要がある。

一つ目、顧客との最初の接触を通して弁護士は顧客の気持ち、願望を深く理解し、顧客の説明を傾聴し、最初の資料（申請書、依頼書、各関連資料、個人的書類など）を検討する必要があると同時に、顧客に弁護士の法的及び顧客に対する責任の限界を明示し、顧客に法律に反する依頼をさせないようにしなければならない。

二つ目、高潔な弁護士は、案件を受け付ける際、自らの専門能力を明確に知る必要がある。刑事審理の実践において、経済犯罪、汚職、所有権の侵害など一定の特殊な案件の専門能力及び経験を備えるが、未成年の犯罪者、麻薬犯罪などに関する案件の経験がとても少ない弁護士がいる。いくつかの場合、弁護士は自分の能力と経験を越えることを断ることができなければならない。刑事事件を業務の異なる弁護士に分ければ、各弁護士が容易に経験を蓄積するのに役立つ、各顧客の要求に対応できるようになるだろう。その他に弁護士は、自分は他の弁護士よりも上手に案件が解決できる又は訴訟進行機関、訴訟進行人と良い関係／つながりがより多いと顧客に誤解させないほうが良い。

三つ目、弁護士は、顧客に接触する際、顧客の位置という側面に関心を向ける必要がある。刑事事件では、罪に問われた者（被逮捕者、被暫定留置人、被疑者、被告人）の弁護士への依頼を通じた弁護権の行使を刑事訴訟法が許している（2015年刑事訴訟法第16条）。弁護士は、依頼されれば、立件前の調査、立件の段階から又は他のどの段階からでも弁護に参加できる。被逮捕者、被暫定留置人の場合、弁護士は被逮捕者、被暫定留置人が捜査機関の本部、いくつかの捜査活動の実施任務を任された機関の本部に出頭する時又は暫定留置決定が出る時から訴訟に参加できる。しかし実際は、弁護士に弁護を依頼する者は通常、被暫定留置人、被疑者、被告人と関係がある者である。法律面では、弁護士及び刑事訴訟に関する法律は、罪に問われた者だけが弁護士に依頼する権利を有するとは規定しておらず、ベトナム弁護士職務倫理規程も同人の家族、親族が弁護士に弁護を依頼することを禁止しない。特に、暫定留置人又は勾留されている被疑者、被告人の場合はそうである。よって、連絡に来た人と接触する際、弁護士は、正しい行動を取るために、その人と被疑者、被告人との関係を正確に知る必要がある。

四つ目、法律面では、実際、刑事事件における弁護士と顧客の関係は、被逮捕者、被暫定留置人、被疑者、被告人の各訴訟段階での弁護の「依頼と引き受け」の関係である。この関係の中で、法律は、やり取りの自主性と、弁護報酬の問題を含む各側の権利義務に合意し明

確に確定することを尊重する。しかし、このような法律面での弁護士と顧客との厳格な関係を知るだけではまだ不十分である。実際は、この関係は以下の3つの範囲に区別できる。

訴訟の各段階の弁護参加の範囲内の関係：これは、基本的な、法の前、顧客に対する弁護士の法的責任が発生する関係である。弁護士は、罪に問われた者の弁護を引き受けた後、事件ごとの性質によって、拘留所の中の被疑者、被告人との接触、書類の調査など、弁護のための仕事の執行に必要な計画及び各ステップを作成する責任を負わねばならない。

社会生活の中の人間としての関係：この関係を正しく知ることは、弁護士の顧客との行動、行為の調整において重要な意味がある。仕事の連絡を通して、弁護士と顧客の間に信頼、お互いの尊重を含む、法律及び道徳に基づいて最良のことは全て行うという同じ目的を持つ心の繋がりが次第に自然と形成される。仕事の範囲外の顧客との関係の処理は、大いに微妙で、弁護士が職業の基準を保ちつつ急を要すること、顧客の不満、気持ちを熱心に且つよく考えて共有するために一定の限度を必要とする問題である。

弁護士及び顧客の間の財産に関する関係：ここで、この関係を報酬についての合意と区別する必要がある。弁護士の職業倫理では、ベトナム弁護士職務倫理規程の規定第14番で規定するように、弁護士は物質的利益を職業活動における唯一の目標と見なしてそれを追うことを許されず、弁護士業の信用及び評判に影響を及ぼし得る営業活動に参加してはいけない。

五つ目、顧客と最初に接触した後、弁護士は、様々な条件、能力及びそれぞれの地方、それぞれの地区の特徴に従って、顧客の依頼受付手続きの各様式を選択し、報酬、様々な訴訟進行機関への紹介状の様式について合意する。地域の違いにより、上記資料の様式は現在まだ統一されていない。一つの刑事事件での顧客との接触は、多くの様々な段階に分け得る。実際、多くの若い弁護士が通常最初の段階を軽く見て、最初の接触には手続きとしての性質しかないと見なす。

顧客の依頼を正確に知った後、弁護士は、弁護士は全ての問題が解決可能だと顧客が誤って思わないように、できること及び責任の限度について顧客に説明する必要がある。弁護士依頼様式への記入など必要な手続きの実施（特別な理由で顧客が実施できない場合を除き、顧客自身に行かせたほうが良い）を顧客に指導するか又は意見を一致させ法律サービス契約の締結に合意する必要がある。正当な弁護士報酬及び費用について合意が済んでいる場合、受取、財務証書など各書類を顧客に提供し弁護士の手続きに必要な各法的書類（弁護士が参加し始める訴訟段階による）を準備し、資料原本などを保管する必要がある。事件ごとの性質により、弁護士は条件に適合するように被告人、被告人の親族、被害者用などの各申請様式を調整、変更、追加し、分類して良い。

顧客との最初の接触、やり取りの過程で、弁護士は、やり取りをしてその後の各ステップ及び準備が必要な内容について意見が一致するように、特殊な事件に属するいくつかの様々

な顧客の特徴を区別する必要がある。顧客への接触は、弁護士のコミュニケーションスキルを要求するだけでなく、各側に状況、お互いの素性を明確に理解させ、顧客がさらに弁護士の能力、徳性を理解して信頼する条件を作るのに役立つと同時に、弁護士が直観と経験を通して顧客の物の考え方をより深く理解できるようにする。案件の調査を開始する際に顧客とやり取りを行い、質問することは、弁護士がその後の弁護士と顧客のより強固な関係を構築し、信頼及び案件の事実、本質を探る能力を作る助けになる。

弁護士が顧客と最初に接触する際に留意すべき点は以下の通り。

- 誠実、正直で、分かち合う態度で顧客の話を傾聴し、共有する。
- 状況に合った諮問を行い、各事実を誠実に理解し、行為に作用した原因、各要素及び適用する各法律規定を探す。
- 弁護士との関係、行動原理、職業経験及び連絡方法などについて顧客の質問に答える。

現行の弁護士法により、顧客の文書による同意を得た又は法律に別途規定がある場合を除き、弁護士は法律援助任務遂行時に自らが知り得た秘密を暴露してはいけない。2015年刑事訴訟法第73条第2項第g号は、弁護士の義務を以下の通り規定する。「罪に問われた者が書面により同意した場合を除き、弁護の際に自らが知った事件に関する、罪に問われた者に関する情報を暴露してはならない」。「情報の秘密」に関するベトナム弁護士職務倫理規程の規定第12番も以下の通り規定する。「弁護士は、顧客の同意がある又は法律規定に従う場合を除き、法律サービス実施時及びそのサービスを終了した後に、顧客の情報の秘密を保持する義務を負う。弁護士は、関連する同僚及び自らの職員に対して、同人らが知り得た情報の秘密を漏らさないことを誓約することを要求し、漏えいは法的責任を負う必要があることを明確に説明する責任を負う」。

しかし、実際は市民として、犯罪に関する、又は犯罪隠ぺい行為による刑事責任を追及され得るリスクに関する情報を前にして、弁護士は、犯罪（もしあれば）に関する状況及び情報をはっきりと確認し、正確且つ合理的な決定を行い、顧客の権利を調和的に解決する必要がある。弁護士は、顧客に自首し告白するようアドバイスし、弁護士が隠ぺいし、犯罪を通報しない行為によって負うべき可能性がある各結果及び自首、告白などを行った場合に顧客が受ける可能性がある各法的権利について説明したほうが良い。刑法の市民の通報の義務の規定は、弁護士を除外しない（2015年刑法第19条を参照）。いくつかの一定の場合、弁護士は、犯罪の重大な要素、犯罪の実施可能性及びその結果などを検討する必要がある（共通する問題の章をさらに参照のこと）。

通常、弁護士職業組織の中で、業務上の秘密情報は組織の各職員とも共有されるが、弁護士事務所長又は法律会社取締役は、自らの職員にも顧客情報保護義務を確実に遵守させる必要がある。顧客への法律サービス提供過程で、弁護士は、顧客が提供した情報を暴露しては

ならず、また事前に通知して顧客から文書による同意を得た場合を除き顧客の情報を個人的目的に使用してもいけない。2015年刑事訴訟法第73条第2項第g号は、弁護士は弁護の際に知った事件に関する、罪に問われた者に関する情報を国家の利益、公共の利益、機関、組織、個人の合法的権利及び利益を侵害する目的で使用できないと明確に規定する。

まとめ、顧客との接触は、各訴訟進行機関の刑事事件処理スケジュールに沿って複数回あり得る。よって、弁護士は顧客とやり取り、接触をする際、いつも上記態度、マナー、仕事の原則の維持に注意する必要がある。

2. 弁護、権利擁護の登録手続き

今まで、(2003年刑事訴訟法第56条第4項による) 弁護士への弁護認可証の発給について、各地域の関連書類の手続き、内容及び形式の全てが未統一で、弁護参加手続きを行う際、弁護士に少なからぬ困難をもたらしていた。多くの場合、この問題を解決する法的基盤が未だに明確でないため、弁護士は顧客の権利のために訴訟進行管轄機関、訴訟進行人に質問をしたり緊張を起こしたりすることができない。刑事事件の捜査段階における弁護権の保障に関する刑事訴訟法の各規定の施行細則を定める2011年10月10日付公安省通達第70/2011/TT-BCA号(以下、通達第70/2011/TT-BCA号と略称)の発行の際初めて、弁護認可証の発給手続きについて第4条及び第5条で明確に規定された。その後、続けて弁護認可証の発給依頼書類に含むものの詳細が弁護士法第27条第3項で以下の通り規定された。

- 弁護士カード
- 被暫定留置人、被疑者、被告人又は他の者による弁護士依頼書、又は訴訟進行機関の依頼に基づく場合、又は法律扶助を実施する場合で、刑事事件に訴訟参加する場合、所属する弁護士職業組織の指名文書又は個人資格で業務を行う弁護士に対する弁護士会の指名文書。

このことが実施できるように、弁護士は弁護士職業組織の管理部門職員と一緒に、特に弁護士職業組織の長に通知して、各訴訟進行機関で弁護登録手続きを実施する必要がある時すぐに使用するために、積極的に既存の各書類及び文書の様式を準備する必要がある。

2015年刑事訴訟法による弁護登録手続き実施の際に留意すべきいくつかの点は以下の通り。

一つ目、弁護士の弁護人登録及び登録手続きは、2003年刑事訴訟法の弁護認可証発給手続きと比べて新しい2015年刑事訴訟法(第78条)の手続きである。第78条第1項は、次の通り規定する。「訴訟に参加する弁護人は、いかなる場合でも弁護の登録をしなければならない」。罪に問われた者又は同人の法定代理人、親族が罪に問われた者の弁護、合法的権利及び利益の擁護を弁護士に依頼する場合、訴訟進行管轄機関は、書類の検討、チェックを行い、弁護士の弁護登録手続きを実施する。しかし、現在、2015年刑事訴訟法の規定による弁

護士のための弁護登録手続き又は当事者の合法的権利利益擁護の登録についても具体的な指導が無いので、2018年1月1日の2015年刑事訴訟法発効日以降に展開される。

二つ目、長い間、各訴訟進行機関の2003年刑事訴訟法の施行において被疑者自身、被告人自身又は同人の親族が弁護士に弁護を依頼する権利を有する問題について統一されておらず、未だに実施に差が出ている。現在では、2015年刑事訴訟法第78条第2項、第3項が弁護士の弁護登録書類を明確に規定した。具体的には以下の通り。

+ 弁護を依頼された弁護士の場合、登録書類は次のものを含む。弁護士カード（原本を提示し、認証済みの写しを提出する）、罪に問われた者又は罪に問われた者の代理人、親戚の者の弁護士依頼書。

+ 弁護を指定された弁護士の場合、登録書類は次のものを含む。弁護士カード（原本を提示し、認証済みの写しを提出する）、その弁護士の業務地の弁護士職業組織の弁護士指名文書又は個人で業務を行う弁護士に対する弁護士会の指名文書。

その他に、2015年刑事訴訟法第78条第4項は、2003年刑事訴訟法よりも短い弁護登録期限を以下の通り規定している。「本条第2項又は第3項に定める文書を全て受領後24時間以内に、訴訟進行管轄機関は、全ての書類を審査し、本条第5項に定める弁護登録拒否の場合に該当しないと判明したときは、速やかに当該弁護を登録し、辩护人、弁護登記官、及び留置施設に対して書面による通知を送達し、当該弁護に関する文書を事件記録に保管しなければならない。当該文書が不適格であって、弁護登録の申請の拒否が適当と思われる場合は、その拒否理由を書面で述べなければならない」。

同一事件の複数被告人の弁護に参加する場合、弁護士は弁護手続登録書類の各部の準備を十分に行ってから本手続きを訴訟進行管轄機関、訴訟進行人と実施する必要がある。

過去の実際の弁護士業務では、それぞれの級、それぞれの地域の捜査機関での弁護登録手続きの実施が異なり、時には理由も分からず期限より遅れることが多くあったことさえ分かる。登録時の問題解決のために、弁護士は、刑事受付係、捜査機関事務局を通して事件の捜査受理の中心、捜査官の名前、連絡先電話番号を探す必要がある。フィードバックの情報がまだ得られない場合、弁護士は、訴訟進行機関に刑事訴訟法の規定実施を依頼する各文書を送付したほうが良い。その他に、各弁護登録手続実施の際に各訴訟進行機関が困難を引き起こし妨害することを証明する証拠を弁護士が十分に持っている場合、ベトナム弁護士連合会又は地域の弁護士会に、間に入って業務を行う合法的権利を擁護するよう依頼して良い。

弁護士がコミュニケーションの中で又は文書の中でいざちを見せたり、厳しい言葉を使用したりすると、時には弁護登録過程を早めるほうに作用し得るが、訴訟進行機関との関係に阻害や良くない影響を及ぼすこともあり得ることに留意する必要がある。2015年刑事訴訟法の施行日（2018年1月1日）に、弁護士と訴訟進行管轄機関の地位の不平等が制限され、弁護士の弁護登録の上記障壁も減ることを望む。

三つ目、弁護人の選択及び指定の手続きの問題は、様々な段階を通して、被暫定留置人、被疑者、被告人又は同人の法定代理人に選ばれた弁護人及び刑法が最高刑として死刑を規定する枠組みによる罪に関する被疑者、被告人について強制的に弁護人を指定する場合を規定する2003年刑事訴訟法第57条第1項及び第2項に示す変更が行われた。弁護士法は、第27条第3項第b号で、「他の者」は罪に問われた者のために弁護人を依頼できると規定している。暫定留置、勾留中の罪に問われた者に弁護人との連絡機会を保障するメカニズムの中にある問題の解決のために、2015年刑事訴訟法第75条第1項は以下の通り規定する。弁護人は、罪に問われた者、同人の代理人又は親族の者によって選任される。2015年刑事訴訟法第4条第1項第e号も以下の通り規定する。訴訟参加人の親族は「訴訟参加人及び訴訟手続き執行官と親族関係にある人物であって、その妻、夫、父母、義父母（夫の父母）、養父母、実子、養子、父方の祖父母、母方の祖父母、兄弟姉妹、父方の曾祖父母、母方の曾祖父母、父方の叔父叔母、母方の叔父叔母、甥、姪」を含む。

勾留段階にある罪に問われた者が親族、家族の選んだ弁護士を拒否する文書を作成した場合、弁護士は、2015年刑事訴訟法第77条第2項の規定に従い、捜査官は弁護人と共にその被逮捕者、被暫定留置人、被留置人に直接会うことを要求して拒否の件を確認し、この状況を処理する必要がある。

3. 被逮捕者、被暫定留置人、被疑者、被告人、当事者である顧客とのやり取り、面会の方法、スキル

a) 被疑者、被告人、当事者である顧客とのやり取り、面会

被疑者、被告人、当事者である顧客の弁護、合法的権利利益の擁護の責任を負うことで合意した後に続く仕事で、訴訟の各段階の弁護、擁護の方向を決める上で大変重要な意味を持つのが、接触及びやり取りである。これは、必須のステップの一つであり、弁護士を顧客に結びつけるロープのようなものである。経験がある弁護士は、顧客から弁護士に依頼した仕事に弁護士が関心を向けていることを顧客が感じられる関係の保ち方が分かる。

最初の面会の後、弁護士は、定期的に又は突発的に通常の連絡方法（電話、fax、電子メールなど）を使用して顧客に通知して仕事の進展、結果を知らせる必要がある。弁護士は事件解決の際の困難、課題に対して顧客の共感が得られるよう定期的に対話をしたほうが良い。

弁護士は、事件処理の進行の中で起こり得る可能性を予想して顧客に通知する必要がある。供述聴取の召喚命令を厳守すると共に、弁護士は、審問調書、供述調書に記す必要がある詳細、作業記録の作成終了時に顧客が要求できること（尋問調書、供述調書などの内容を再度読み、供述通りになるよう追加、編集し、空白に線を引いて署名する）について顧客を指導しなければならない。弁護士は、捜査官が集中的に明らかにすることが予想される問題について顧客とやり取りし、案件の本質に合った法的角度からの返答をするよう顧客に指導

することも必要である。例えば、被疑者が国家の経済管理に関する規定に反し重大な結果をもたらす故意の行為について立件された場合、捜査官から違法な故意（もしあれば）の「有害な結果」が発生することになる行為について質問される可能性がある。そのため、弁護士は、顧客に、刑事責任及び犯罪の兆候についての考えを持つよう助け、顧客が事実と異なる供述をして捜査過程を阻害するような指導を避ける必要がある。弁護士とのやり取りで複数の側面を認識できれば、顧客は方向性を決めて捜査官への返答内容を予想できる。

別の面では、事件内容に関する最初のやり取りを通して、弁護士は、収集できた以下のような各証拠、資料を通して無罪の又は刑事責任減輕のための証明に適切なステップを取ることにもできる。各証人の陳述、事件発生の時点までの（行動した又は行動しなかった）時間的経過、その他各物証、資料。弁護士は、不服申立ての準備に関心を持ち、捜査過程で必要な、特に最初に集めてまとめる可能性がある問題について顧客に説明を行い、実施機関の指導者と接触、面会して資料を提供するよう顧客を方向付け、作業過程及び寄与などの承認を受ける必要がある。

b) 被告人である顧客との暫定留置場、拘置所での面会、やり取り

2003年刑事訴訟法第58条第2項第a号によると、弁護士は、捜査段階で暫定留置、勾留されている者である顧客と、具体的には被暫定留置人の供述聴取の際、被疑者の取調べの際だけ面会でき、遅滞なく出席するために、捜査機関に事前に被疑者の取調べの時間及び場所を伝えるよう依頼しなければならない。よって、この面会は捜査官が主導的に計画を立てるものであるため、今までの弁護士の捜査段階への参加は形式的性質を帯び、面会での弁護士の質問は捜査官が同意した時だけ実施され、弁護士への事前の連絡は通常直前で、仕事、取調べなどの時間に遅れないことが保障されなかった。

この限界を克服するために、2015年刑事訴訟法は、弁護人が暫定留置、勾留中の罪に問われた者と面会、やり取りを行う権利を有する、以下を含む各場合を明確に区別した。

- *弁護士が罪に問われた者に面会し、質問すること（第73条第1項第a号）*：弁護人はこの面会を訴訟のどの段階でも主体的に行い、会う回数、時間を制限されないこと、暫定留置場に入った状態だが訴訟進行人の立会を強制されず完全に内密に罪に問われた者に質問でき、やり取りできることが分かる。2015年刑事訴訟法第80条の規定によると、罪に問われた者に面会するために、弁護人は、弁護人通知文書、弁護士カード、法律扶助員カード又は人民証明書又は公民証を提示しなければならない。罪に問われた者を管理する機関は、勾置所の内規、規則を知らせ、弁護人に遵守を要求する必要がある。面会、質問に関する規定に弁護人が違反していることを発見した場合、直ちに面会、質問を中止し、記録を作成し、法律規定による処理権限者に報告すること。

- *捜査官又は検察官が主体的に執行し、弁護人が参加する取調べ、再度の取調べ*：弁護人のこの面会は、被逮捕者、被暫定留置人の供述を取るためにあらかじめ準備された計画に従

い、捜査官、検察官が被疑者の取調べを行う際に行う。よって、この面会で弁護人は、供述聴取、取調べを執行する権限を有する者から同意を得ただけ被逮捕者、被暫定留置人、被疑者に質問できる。権限を有する者のそれぞれの回の供述聴取、取調べが終了した後に、弁護人は被逮捕者、被暫定留置人、被疑者に質問できる（第73条第1項第b号）。弁護人は罪に問われた者と主体的に面会を行い内密に仕事のできたので、捜査官、検察官が執行する面会では弁護人は捜査官、検察官が2015年刑事訴訟法の規定により適切であると同意した時しか質問できない。この面会の準備のために、弁護人は、2015年刑事訴訟法の規定に従って、訴訟進行管轄機関から事前に供述聴取、取調べの時間、場所及びその他の捜査活動を行う時間、場所を通知される。弁護人は、自らが参加した訴訟活動の調書及び自らが弁護する者に関連する訴訟決定書を閲覧する権利を有する（第73条第1項第d号及び第d号）。

2015年刑事訴訟法第183条第1項によると、被疑者の取調べを行う前に、捜査官は検察官及び弁護人に取調べの時間、場所を通知しなければならない。その他に、2015年刑事訴訟法第184条第3項によると、取調べに被疑者人の弁護人、代理人が出席する場合、捜査官、捜査幹部は、弁護人、代理人に被疑者取調べの際の弁護人、代理人の権利義務について説明を行う必要がある。被疑者、弁護人、代理人は取調べ調書に共に署名する。弁護人が被疑者に質問できる場合、調書に弁護人の質問及び被疑者の返答を全て記録すること。

弁護人に通知する責任に関連して、2015年刑事訴訟法第79条は、本法の規定により訴訟進行管轄機関は弁護人が参加の権利を有する各訴訟活動を行う時間、場所を合理的な時間事前に同人に通知する必要があることを明確に規定する。2015年刑事訴訟法第291条（弁護人が出席する必要がある場合）で規定する場合を除き、弁護人が既に参加している場合のみ、訴訟進行管轄機関から事前通知なく当該訴訟手続きを進行させられる。ここで、「合理的な時間事前に弁護人に通知する」規定について各管轄機関が具体的に指導する必要があるだろうことが問題となる。この場合について、ベトナム弁護士連合会は、事前通知を各訴訟活動実施の24時間以上前に実施することを提案した。

顧客が逮捕、暫定留置されたばかりの者又は勾留中の被疑者、被告人である場合、これは顧客が心理的危機状態にある期間で、主張に影響を及ぼしかねないので、弁護士はできるだけ早くできるだけ沢山面会を準備する必要がある。同時に、最悪のシナリオを想定していたとしても、逮捕、暫定留置されたばかりの者又は勾留中の被疑者、被告人は、容易に驚かされ、恐怖を感じ、弁護士に接触する機会を早く持ちたいと望む。

最初の接触は、心理及び認識の両面で大変重要な意味を持ち、弁護士の訴訟参加過程に影響する。そのため、弁護士は、すぐにやり取りし、問題を解決し、無罪、刑事責任減軽の証拠探し、収集及び評価の方向性を定めるために、調査済資料を主体的に準備し、意見をいくつか準備する必要がある。まだ明確でない、矛盾が残る事実についてさらに質問する必要がある。顧客の気持ち、願望、態度などを調べる必要がある。それぞれの地域で、暫定留置場、拘置所での被疑者との最初の接触の手続きは異なるので、弁護士は必要な時に照合するための書類をあらかじめ準備したほうが良い。

手続き実施の際、下記の各ステップに留意すること。

- 暫定留置場、拘置所の門を入れて書類を提示した後、弁護士は、捜査官に連絡して案内を受ける必要がある。捜査が終了した場合、弁護士は、書類部門に連絡して被疑者、被告人の移送手続きをする。経験から、弁護士証明書（今まで）又は弁護士登録書（今後）は通常原本 1（一）部しか発給されないことが分かるので、弁護士はこの書類と弁護士カードのコピーを取る必要がある。書類手続き部門は、コピーを保管し、原本を弁護士に返却する。

- 尋問場所に入る際、拘置所ごとの配置図により、弁護士は、仕事のために被疑者、被告人の引き渡しを受け、留置施設の監視記録簿に受取署名、引渡署名を行う。現在、透明性、公開性確保のために多くの留置施設に録音、録画装置が装備されているので、弁護士は決して個人的な手紙や持ち物を受け取ったり又は弁護人の責任について誤解させかねない微妙な問題についてやり取りを行ったりして、顧客を付度し、喜ばせてはいけないことに留意すること。

最初の接触で、被疑者、被告人の意見、説明を傾聴した後、弁護士は行為の原因、背景、性質及び明確にすべき各事実関係をさらに調べるため、質問を行う必要がある。書類内の供述が被疑者、被告人が弁護士自身に直接示す情報と矛盾することを弁護士が発見した場合、矛盾点ごとに明確にし、その矛盾に至った理由を見つけなければならない。多くの場合、捜査官の供述誘導、供述強要の兆候又は事件記録の中の差異の兆候はこのような面会から弁護士に直ちに発見される。これは、弁護士が自らの弁護に使用し、事件の客観的事実の確定、法律規定による顧客の合法的権利及び利益の擁護に貢献する重要な証拠になろう。

II. 捜査活動への参加

1. いくつかの捜査活動への参加、捜査官との連携

弁護人として認められる場合、弁護士は捜査官から捜査手順、被疑者の尋問の時間及び場所について通知される。その際、弁護士は、双方にとって適切な時間を確定するために、仕事の計画を文書で申請する必要がある。2015 年刑事訴訟法第 73 条第 1 項は、弁護人の権利について規定する。具体的には次の通り。

「a) 罪に問われた者に面会し、質問する。

b) 被逮捕者、被暫定留置人供述聴取の時、被疑者の尋問時に立ち会うこと。また、訴訟進行管轄機関の同意があるとき、被逮捕者、被暫定留置人、被疑者の供述聴取及び尋問を行う場合も立ち会うこと。執行官による供述聴取及び尋問が終了した後、弁護人は逮捕者、被暫定留置人、被疑者に質問できる。

c) 対質尋問、人定尋問活動、音声認識及び刑事訴訟法の規定によるその他の捜査活動に立ち会うこと。

d) 訴訟進行権限機関に連絡して、供述聴取と尋問が行われる時間、場所及び刑事訴訟法の規定によるその他の捜査活動を行う時間、場所を通知させること。

d)自身が参加する訴訟活動の調書、自身が弁護する人物に関する訴訟決定書を閲覧すること。

e) 訴訟手続き執行官、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人の交代を建議すること。予防措置又は強制措置の変更、取り消しを建議すること。

g) 刑事訴訟法の規定による訴訟手続き活動の執行を建議すること。訴訟手続き執行官に対して、証人、その他訴訟参加者の召喚を建議すること。

h) 証拠、証拠資料、証拠物を収集又は提出し、要求を出すこと。

i) 関連証拠、証拠書類、及び証拠物を検査し、評価し、それらに関する意見を陳述すること。また訴訟手続き執行官に対して、当該証拠、証拠書類、及び証拠物の調査・検査を要求すること。

k) 訴訟執行管轄機関に対して、証拠収集及び財産の補充鑑定、再鑑定、評価を建議すること。

l) 捜査終了後、弁護に関連する事件記録を閲覧し、書き写し、又は複写すること。

m) 尋問に参加し、公判で弁論を行うこと。

n) 訴訟進行管轄機関及び訴訟手続き執行官による訴訟手続き上の決定又は行為に対して、不服を申立てること。

o) 刑事訴訟法に規定する被告人が未成年者、身体障害者又は精神障害者である場合に、裁判所の判決又は決定に控訴すること。』。

このように、弁護士が調査官の被告人取調べに効果的に法律規定を遵守して参加するためには、下記のいくつかの内容及び活動に注意する必要がある。

- 弁護士は、被告人の供述聴取、取調べの立会を申し込む要件、内容及び範囲を確定する文書を作成し、それら取調べ立会の手配が可能な時間、スケジュールを通知すること。

- 捜査官は、被逮捕者、被暫定留置人、被疑者（になる予定の者）と仕事をする時間、場所及びスケジュール、やり取りの方式、弁護士との連絡先、捜査機関の規定に従って取調べの際に仕事をする場合の原則及び禁止事項、捜査情報の秘密保持の責任を弁護士に通知する文書を作成すること。

- 捜査官が主催する供述聴取、取調べに参加する場合、捜査官の同意を得て被疑者に質問する他に、弁護士は以下の諸権利を得ることができる。

+ 罪に問われた者に法律面の説明を行い、捜査官の質問に返答する又は返答しない権利に留意させる。

+ 弁護士の認識では供述強要、供述誘導の性質を帯びると思われる質問について、捜査官の質問に異議を申立てる。

+ 供述調書、取調べ調書の内容の正確性を検討し、意見を述べる。

+ 取調べ、供述聴取の際、罪に問われた者の健康及び精神の状態を確認する。

弁護士が出席した作業の記録は、上記の分析のように、罪に問われた者を暫定留置場、拘留所での面会取調べに呼び出す2つの場合に対応する、以下を含む2種類の作業記録を区別する必要がある。

- 弁護士が出席した被疑者の取調べ、供述聴取の調書。その中で、主に仕事をする主体は捜査官及び罪に問われた者であり、弁護士は立ち会い、目撃するか又は捜査官の同意が得られた時に質問に参加する者に過ぎない。

- 捜査官が出席した弁護士の作業記録。その中で、弁護士は捜査機関が立件して捜査を進めている問題、行為について質問を行い、罪に問われた者が返答する。

弁護士が法律及び職業倫理への違反を避けるために留意すべき事柄は以下の通り、

- 暫定留置場、拘留所で仕事をする過程で電話、その他の連絡手段を持参、使用しないほうが良い。弁護士は絶対に、罪に問われた者が家族と話をする、連絡を取る条件を整えたり、罪に問われた者に渡すよう家族が要求する用具を持って行ったりしてはいけない。

- 罪に問われた者に弁護士は何でも解決できると思わせないほうが良い。弁護士が参加する被疑者取調べでは、捜査官、検察官の容認を受けずに質問すること又は誘導尋問の性質を帯びた質問を避けること。捜査官、検察官に対して正しくない、尊重が足りない態度、行動を取らないほうが良い。

- 罪に問われた者及び同人の家族の手紙を渡したり受け取ったりすると、罪に問われた者が拘留所で懲罰を受ける可能性があり、弁護士は訴訟参加過程における違反と考えられる可能性があるため、絶対にそうしてはいけない。

- 罪に問われた者と暫定留置場、拘留所で仕事を行った後、一般に、同人の親戚の者が良く弁護士に暫定留置、健康の状況と、特に捜査官が質問したことを教えるよう依頼する。弁護士は事件の事実関係に深く入る質問への返答を避けたほうが良い。それは尊重されるべき

捜査の秘密だからである。弁護士は、状況を把握し、捜査、証明が必要ないいくつかの内容を家族と実施する予定を立て、罪に問われた者の刑事責任を明確にする資料、物証を提供するだけで良い。

2. 証拠の収集、検査、使用及び評価

一つの刑事事件で、自らの役割を最良に果たすために、弁護士は証拠収集スキルに関心を向ける必要がある。有利な証拠がより多く見つければ、無罪、罪減輕の可能性又は顧客の権利が擁護できる可能性がより高くなるからである。しかし、実際を見ると、現在各弁護士は普通、主体的に刑事事件の証拠の検索、発見及び収集を行わず、主に訴訟進行機関が提供する証拠又は事件関係者が記録して一件書類に保管する文書にした供述、情報に基づく。この状況の一部は、職業の特徴から、弁護士が刑事事件において弁護、顧客の権利擁護の過程に用いる証拠に近づき、発見し、収集することが困難、不利であることから発する。

弁護人の証拠の収集、検査及び評価の権利の保障、顧客の権利擁護の問題は、ベトナム弁護士連合会の刑事訴訟法修正、追加請願の核となる内容の一つであり、各訴訟進行機関代表、各国会代表の支持を得た。2003年刑事訴訟法によると、弁護士の法的地位がまだ刑事訴訟における基本的機能と釣り合っておらず、弁護士は、訴訟参加過程で弁護、顧客の合法的権利及び利益の擁護の責任を果たすために証拠を収集、検査、評価する権利を与えられない。多くの場合、弁護人は、関連する証人、組織、個人の側から証拠、資料を自ら収集するが、断られるか又は困難が生じる。

この問題に関連して、2015年刑事訴訟法第73条第1項は、以下を含む弁護人の権利を3つ認める。(h) 証拠、証拠書類、証拠物、収集、提出し、要求する。(i) 関連する証拠、証拠資料、証拠物を検査、評価し、意見を出し、訴訟進行人に調べ、評価を要求する。(k) 訴訟進行管轄機関に証拠収集、追加的鑑定、再鑑定、財産の再評価を依頼する。2015年刑事訴訟法第88条によると、証拠収集のために、弁護人は、自らが弁護する者、被害者、証言を行う者及び事件を知るその他の者に質問を行い、事件に関する問題について同人らの説明を聞くために、同人らに面会し、機関、組織、個人に弁護に関連する書類、証拠物、電子データの提供を依頼する権利がある。

2015年刑事訴訟法第73条第2項、第3項の規定により、弁護人が提供する事件関連の証拠、証拠書類、証拠物、電子データを受領する際、訴訟進行機関は、受け渡し記録を作成し、調べ、評価を行うこと。証拠収集で困難に遭遇する場合、弁護人は、訴訟執行権限機関に証拠収集、追加的鑑定、再鑑定、財産の再評価を依頼する権利を有する。これは、不服申立て、不服申立ての処理と共に、弁護人の証拠収集の権利擁護の大変重要な方策であり、刑事訴訟における弁護人の地位向上の基盤である。

弁護士は、自らの調査、評価に用いるために、コピーした訴訟進行機関からの各資料、証拠に受動的に頼らないほうが良い。依頼人の弁護に必要な要素、証拠の収集、発見のため

に、法律が与える権利を徹底的に用い、事件の目指す方向を操作、把握及び決定する可能性を発揮する必要がある。しかし、弁護士は、主導的になり過ぎて弁護のための証拠探しに入り込み、訴訟進行機関が提供する各資料、証拠を軽視しないように留意する必要がある。捜査機関の書類には弁護に有利な情報が多く含まれる可能性があるからである。

弁護士は、顧客に有利な証拠だけを収集、検索すれば良い。事件の客観的事実関係を明確にする義務の他、弁護士の責任は何よりも顧客の合法的権利利益を擁護することだからである。このように、弁護士が使用できる証拠は、捜査機関が一件書類の中でまだ示していない、被疑者が実際に無罪の場合は被疑者の無罪を証明する証拠、被疑者の犯罪行為が一件書類内の資料が示すほど危険でないことを証明する証拠及び被疑者の刑事責任を減輕させる各事実関係など、罪に問われた者にとって有利で罪に問われた者の状況を悪化させない証拠でなければならない。

3. 刑事訴訟法の規定によるいくつかの訴訟活動への参加、捜査官及びその他訴訟参加者の呼び出し依頼

今まで業務の過程で、弁護士には、現場検証や検視の立会、身体上の傷跡の検討、実験的調査、証拠品差し押さえ、財産の評価及び競売などその他の各訴訟活動への参加の機会が多くなかった。司法活動への侵害行為に関するいくつかの事件を除き、訴訟手続きの重大な違反、供述誘導、拷問の表れ、事件記録の改ざんなどに関する問題を明確にするための捜査官の呼び出しは、刑事訴訟法に規定されておらず、実際にも実施されていない。

上記マイナス面を解決するために、2015年刑事訴訟法第73条第1項第g号は、弁護人は法律規定による諸訴訟活動の執行を提案し、証人、捜査官及びその他の訴訟参加者の召喚を建議する権利を有すると規定する。2015年刑事訴訟法のさらに新しい点として、現場検証の際は立会人が必要であり、被疑者、弁護人、被害者、証人を立ち合わせることができ、検視の専門家に招いても良い（2015年刑事訴訟法第201条第1項）。

その他に、2015年刑事訴訟法第296条の規定によると、弁護人の本権利行使のために、裁判合議体は審理過程で必要と思う時に事件に関連する問題の陳述のために事件捜査を行った捜査官及びその他の者を公判に召喚できる。これは弁護人の法的地位、権利向上と共に事件調査執行過程における捜査官の責任を明確にするための新しい規定である。

4. 告発側と容疑を晴らす側の各要求の検討、処理手順への参加

争訟に参加する各側が公開公判審理前に出す要求を処理するために弁護士が参加できる活動は沢山ある。公判を開く前の捜査、証拠収集過程の合法性に関する検討、評価を行うよう罪に問われた者及び同人の弁護人が要求を出して裁判所にその検討、評価の任務を行わせる方式を探すことは、罪に問われた者が自己弁護する、また他の者に弁護を依頼する権利の尊重において極めて重要な意味を持つ。これはまた、不当な方法で収集された罪に問う証拠の

選り分け、排除を助ける機会でもあり、そのおかげで証拠評価における罪に問う側と罪に問われる側の間の争訟の原則を、公判を開く直前に実施する機会が持てる。

2015年刑事訴訟法第253条は、機関、組織、個人が事件関連の証拠、資料、証拠物を提供する際、裁判長を割り当てられた裁判官が受領しなければならず、またその証拠、資料、証拠物に関する問題について提供者に質問して良い、また、受領について記録を作成する必要がある、と規定する。機関、組織、個人が提供する証拠、資料、証拠物を受け取った直後、裁判所は同級の検察院に移送すること。証拠、資料、証拠物の受領日から3日以内に、検察院は、検討を行い、事件記録に入れるために裁判所にまた移送すること。

2015年刑事訴訟法第279条の規定により、公判を開く前に、裁判長を割り当てられた裁判官は、以下の各要求、依頼を処理しなければならない。(a) 追加証拠の提出、証人、捜査官及び訴訟進行人、その他訴訟参加者の公判への召喚、裁判合議体構成員や裁判所書記官の回避に関する検察官及び訴訟参加者の要求、(b) 被告人又は被告人の代理人に要求する弁護人の交代、又は予防措置、強制措置の取消し、(c) 検察官又は訴訟参加人の要請する略式手続き裁判又は非公開裁判、(d) 訴訟参加人が要請する公判の欠席。要求、依頼に根拠があるように見える場合、裁判長を割り当てられた裁判官は、刑事訴訟法の規定により、自身の管轄権に基づいてこれを処理するか、又は処理権を有する人物に処理さえ、要求した人物にその旨通知するものとする。当該要請・要求を受け入れられない場合は、理由を明記して書面で通知する。

III. 検察院、裁判所との関係における業務のやり取り、実施協力のスキル

捜査終了後、弁護士は、検察院、裁判所に接触し、共に業務を行わねばならないので、ベトナム弁護士職務倫理規程の規定第23番、第24番の通りに実施する必要がある。以下は、留意が必要ないいくつかの点である。

1. 検察官との接触

今まで、弁護士と検察官は「法律の闘技場における競争相手」だという誤った考え方があった。事件記録が示す法律問題を討論する代わりに、双方が論争し、個人攻撃を行い、軽率な言葉を用いるか又は法廷内の文化に影響する行動を取る場合さえあった。そのため、法律遵守、客観的事実の尊重の精神に基づく、刑事訴訟活動における弁護士及び検察官の間の平等で透明性のある連携関係の確定が、何よりも必要である。なぜならば、

一つ目に、訴訟への参加が認められる時、弁護士は、検察院及び権限を有する検察官に合わせた行動を取る必要がある。業務の実践から、検察院の指導部、検察官の大部分が標準的な態度を取り、弁護士の業務に便利な環境を整えていることが分かる。弁護士が検察官を尊重し、弁護士の権利義務に関する各規定、各業務責任規則を厳守し、きちんとした態度、行動を取れば、自らの顧客のために法律面で有利な多くの活動を実施する可能性があるだろう。

二つ目に、弁護士と検察官の関係が発生する時点は、実質的には、捜査段階が終了した後だけに始まるのではなく、罪に問われた者の合法的権利利益を保障するために捜査段階の間に弁護士が発生させることができた。そのため、訴追段階で弁護士は積極的に事件記録を研究し、訴訟進行機関の不足、誤りを遅滞なく発見することによって、法的依頼、予防措置の変更依頼を出し、補足的捜査を行い検察院の決定、承認を再検討するために書類の返却を要求する必要がある。そうするために、弁護士は、検察官の活動の本質をさらに明確に理解すると共に、これ以降の審理段階の準備のために、罪に問う仕組み及び訴訟活動での検察官の「縫い目を全て辿る」ような性質も理解しなければならない。

三つ目に、訴追決定段階の弁護士及び検察官の関係の範囲は、下記を含む。

- 検察院は、弁護人資格登録など訴訟手続きに関する各要求を処理する。その他、いくつかの地域ではまだ検察院に拘置所への移送令状の発給を要求している。
- 弁護士は、弁護士の立件、起訴決定の段階での参加要求、内容、方式、連絡方式について、検察官との連携、やり取りの仕組みを確定し、行動における透明性の原則を保障する。
- 弁護士は、法律規定に従って事件記録を読み、筆写、複写を行う。
- 弁護士は、再度の取調べに参加し、証拠書類、証拠、身元関連資料の収集及び提供を行い、罪に問われた者の身体及び精神の状態の調べを提案する。
- 検察官は、検察院院長の起訴を受け、起訴決定段階の弁護士の各要求、申立てを処理する。

四つ目に、弁護士は、起訴段階において検察院本部の外で検察官とやり取り、話し合い、仕事をする事、検察官の同意無しに自発的に資料をコピーすること、仕事を行う時間の約束を保障しないこと、教養に欠ける行動を取り、検察官の品、能力について正しくない評価をすること、法律及びベトナム弁護士職務倫理規定の禁止事項に違反することを避けたほうが良い。

2. 裁判所との接触

弁護士と裁判所の連絡は主に裁判所書記官を通す。裁判所書記官は、弁護士の各訴訟手続き実施を直接援助し、弁護士に対し事件記録の参照、調査、コピー取りの指導、環境作りを行い、弁護士の各要求、提案、依頼を受け付け、事件の処理を割り当てられた裁判官又は裁判所指導部に送り、各書類、資料、決定を公判に付された被告人、弁護士などに発給、送達する者である。もちろんこれはきちんとした透明性のある関係であり、コネ、規則破り、法律違反の関係ではない。裁判所の尊重は、弁護士が接触し今後第一審の審理段階で必要な仕事を展開するための最初のステップである。よって、弁護士と裁判官、参審員、裁判所書

記官の間の関係構築の目的についてきちんとした考え方を形成するために、弁護士は以下の各要素を保障する必要がある。

- 被告人の合法的権利及び利益を、第一審の審理段階において、また第一審の公判審理で擁護するために、2015年刑事訴訟法の規定に従って弁護士の各権利義務を確実に実施する。同時に、客観的事実を尊重し、法律を遵守し、事件の事実解明に貢献し、法律の改善過程に貢献する。各スキルを通して、弁護士は司法活動の中の民主的争訟、人権の尊重及び擁護の保障における自らの役割を主張し、裁判所が司法改革戦略の中心対象であり、司法権の実施機関であることを尊重せねばならない。

- 捜査及び起訴の過程の不足、誤りを発見するために、特に審理権限、訴訟手続き、防止措置変更、保証用の金銭、貴重な財産の保障又は使用、証人及び関係者の召喚などについて合法的、合理的な請願を出すために、被告人、当事者のために公判が開かれる前及び間に内容、心理の面で最良の条件を準備するために、事件記録の調査における各スキルを改善する。

- 第一審公判の各訴訟参加主体との関係構築及び保障を通して、一步ずつ各職務規定及び法廷文化基準の構築、改善に貢献する。

- 弁護士の業務過程を、裁判所の公判準備期限及び審理計画の保障と結びつける。

IV. 事件記録の研究

刑事事件記録の研究は、弁護士の特別重大なスキルであり、各訴訟段階における依頼人の弁護、合法的権利及び利益の擁護の計画形成において決定的な意味を持つ。これは、弁護士の、感受性、慎重さを伴って事件を包括的に理解、評価する能力及びそれぞれの詳細、事実の知識の組み合わせである。事件記録研究のスキルが円滑に実施されるか否かは、弁護士の「主流」への接近方法を見つける経験、以下のような事件の性質に属する問題による。その行為が犯罪を構成するか否か、依頼人の刑事責任の確定又は減輕又は免じることによって使用できる何等かの根拠、弁護士が防御する被害者及び当事者の権利の擁護に関連する何等かの根拠など。その他に、書類の研究は、弁護士が罪に問われた者、当事者とやり取りし正確に仕事を行い、各訴訟進行機関、訴訟進行人に防止し、確認し、資料を収集し、対質を手配し事件の事実を明らかにするためのその他諸捜査活動実施のための解決策を提出、提案する基盤とする各事実、事実関係の把握にも役立つ。

記録研究の準備を主体的、有利に行うために、弁護士は以下の問題に注意を向ける必要がある。

一つ目、弁護人としての資格を確認された後に、記録研究のスケジュール及び場所を決めるために主体的に検察官と連絡を取る。事件記録の種類、量の多寡によって、弁護士は、記録調査の順番を申請できる。まず、事件記録の中の資料全体の一覧（書類一覧表）を検討し

た後、自らが弁護の責任を引き受けた被告人に直接関連する記録を選び、調査、コピーを行う必要がある。その日コピーすることを許可された記録、資料の状況の中で、弁護士は時間を稼ぐためにデジタルカメラを準備し、その後、処理のためにパソコンに保管する必要がある。

二つ目、記録の提出及び調査の方法について、弁護士は記録の中に表れる訴訟手続きに関連する問題に注意する必要がある。具体的には、

- 立件前の捜査、立件及び被疑者勾留の手続き、物証、資料の保管、調査、差し押さえ、財産差し押さえなどの権限。一つの事件で、弁護士は、前科、前歴、停職の件、党の活動の一時停止の件などを取り出す手続きの全体に注意を向ける必要がある。

- (健康、資料、署名、経理財務監査など) 鑑定への招待及び実施に関連する各手続
- 対質、確認及び訴訟に関する各管轄機関とのやり取り資料に関連する各手続

三つ目、記録調査の範囲について、弁護士は以下の具体的な問題に注意する必要がある。

- 起訴状と捜査の結論、追加的捜査の結論との間の内容の検査、対照を再度行い、罪名、犯罪と見なされる行為、刑罰の枠組みなどを確定する。

- 被疑者の行為の最初の評価、勾留許可申請の根拠(いくつかの場合、この最初の認定が不正確なため、その後捜査機関が被告人立件決定を変更する必要がある)について、捜査機関及び検察院とその他各機関との間のやり取りの各文書を調査する。

- 各鑑定結果(財産、財務経理、障害の割合、死亡又は障害を起こした原因など)、現場検証、身分確認、対質、実験的調査の各調書を調査する。

- 自分が弁護する罪に問われた者及びその他の罪に問われた者、証人、関連の権利義務を有する者、被害者、民事原告、民事被告の供述を調査する。

- 刑事責任を加重、減軽する事実関係。前科、前歴の抜粋。

四つ目、弁護士は同時に、捜査の秘密に関する情報の保障、顧客との情報、資料のやり取りの方式を含む情報処理の諸原則を遵守しなければならない。

V. 尋問要領の作成

弁護士は、主体的に弁護の観点の準備を行うと共に、被告人、当事者と一緒に公判が開く前に公判での尋問計画の作成に注意を向ける必要がある。これは、弁護士が参加する過程の業務活動に結びついた、予定される計画なので、固定せず、公判の状況、進展に応じて変更できるようにすると良い。もちろん、裁判合議体及び公判参加者が尋問過程で弁護士の方向を予期できるように、尋問計画は選択して作成される必要がある。

尋問計画作成の目的

- 公判での審理過程参加に対する弁護士積極性、主体性を表す。
- 訴訟執行者の尋問過程に沿って内容及び尋問参加が必要な対象が特定できる。
- 尋問結果、争訟の進展が裁判合議体の判断形成の基盤となる可能性がある。

尋問対象の範囲特定：裁判合議体の尋問計画と異なり、問題及びその他の訴訟参加者（弁護人を除く）を全て含む必要があり、弁護士の尋問計画の重点は、主に直接の関連があり、事件の事実の確定、弁護士が弁護する被告人の刑事責任の確定に影響する供述を行う対象に関連する。それは被告人、証人、関係者、鑑定人などの供述の可能性がある。尋問結果から鍵となる問題を明確にするために、弁護士は尋問の順番、尋問の進め方及び技術に留意する必要がある。弁護士が当事者の合法的権利及び利益を擁護する場合、擁護の要求に応じて尋問対象を確定し、損害賠償請求、刑事責任確定などに用いる情報を引き出すことができる。

尋問の各質問の内容確定：尋問の各質問の内容準備が尋問計画の最も重要な一針である。裁判所での尋問時間は裁判長裁判官が統制及び決定を行うので、弁護士は刑事事件において刑事責任の確認に直接関連する質問、加重減輕する各事実関係、被告人の民事責任（もしあれば）に集中する必要がある。各質問は、簡潔で、分かりやすく、複数の意味に解かれて質問された者を当惑させ、時には尋問の効果が達成できなくなることを避けなければならない。その他に、弁護士は尋問参加時に重複を避けるために裁判合議体、検察官及び他の各弁護士の各質問を見直すことが必要である。

尋問計画書の形式：尋問計画は、丁寧な手書き又はタイプ又は印刷の形式で表して良い。弁護士は紙のサイズを2つの部分に分け、1つの部分は尋問の質問内容の予想、残りの部分は返答を記すために空白にしておく。

事件記録の調査、被疑者、被告人とのやり取りの過程で、弁護士は、詳細な尋問計画書を一步步形成し作成する。しかし実際は、弁護士は大変詳細な尋問計画を作成しても、問題を明らかにするために公判の進展に従って質問を省くか又は新しい質問をさらに出す必要があるかもしれない。よって、裁判所の尋問段階で、弁護士は、自らの尋問計画を遅滞なく適宜調整するために、裁判合議体、検察官及びその他の訴訟参加者の尋問の各部分を集中して傾聴する必要がある。

VI. 顧客の弁護、合法的権利及び利益擁護の論拠の準備

弁護、権利擁護の観点の準備は、公判が開く前の弁護士の要請文書と全く異なる。具体的には以下の通り。

- 弁護士の法的観点の草稿は、弁護又は擁護の方向付けの準備不十分なので、その構成は文書の形式性を完全に守ることに縛られない。

- 一方、裁判所に送付する弁護士の要請文書は、形式をその通り厳密に守り、正式な文書として作成され、要請を必要とする問題に集中して表すか又は事件全体の検討の要請を出すことが要求される。この文書における提示は、具体的で、正確な法的根拠に基づく必要があり、議論を呼ぶ問題であってはならない。

まだ公判で提示する正式な法的観点の書類ではないが、弁護士の法的観点の草稿の構成は、以下の主要内容を含む必要がある。

- *開始の部*：被告人の弁護責任の引き受けの根拠（家族を通して又は罪に問われた者から直接頼まれて、どの段階から）を述べ、適用される刑事訴訟法の条項、罪名に重点を置き、起訴の告発内容をまとめる。権利擁護の文書では、弁護士は被告人が行った行為の概要及び犯罪行為が被害者にもたらした被害を述べ、被告人の行為又は損害賠償責任を処理する根拠である法律条項を確定する。

- *事件の原因、背景、処理過程に作用する要素の評価の部*：これは、被疑者、被告人に対する罪名の直接評価が弁護士の法的観点の中の基本的問題であると弁護士が考えて通常ほとんど注意を向けない、重要な内容である。しかし、これら各要素の評価は、弁護士が以下を含む事件の本質の評価に影響を及ぼし得る各側面、問題を深く全体的に見るのに役立つ。

+ 事件が発生した原因（直接原因、客観的及び主観的原因）、

+ 事件の背景及び性質の検討、評価に作用、影響する要素。

- *犯罪を構成する痕跡の確定に関連する証拠の評価の部*：これは最も重要な部分であり、弁護士の法的観点を示す文書の「背骨」である。この内容では、捜査過程で収集され書類上に示された証拠及び収集されたその他の証拠の評価を通して、弁護士は各訴訟進行機関の結論中の問題の法的根拠の有無について解釈、論駁、分析を行うことができる。この部分の構成は以下を含む。

+ 被告人の刑事責任を確定したい時は、犯罪を構成する各痕跡及び満たすべき法的問題から離れない。いくつかの場合、弁護士は、異なる罪の犯罪構成要素、必要且つ十分な痕跡と審理の実践でよく見られる犯罪を構成する痕跡の誤確定に至る誤りとを比較するほうが良い。

+ 被告人に対する罪名の訴追に根拠が無いことの証明、又は被告人が罪を認める場合は事件処理の際に留意が必要な減軽する事実関係などの証明を目指した分析、証明、比較、対照、説明、誘導方法を使用する。事件に関する各対象者の供述の他、捜査過程で収集された証拠、証人、関係者、被害者などの供述についても、弁護士は、それら进行评估し、弁護士が弁護の責任を引き受ける被告人の犯罪行為の有無の証明と結びつける必要がある。この部分に関連する各証拠、書類の内容説明には次の2つの方法がある。供述原文の適切な段落の引用（文書、月日、場所、供述聴取実施者などを示す）又は供述の本題のまとめ及び一件書類

中で示された書類。しかし、いくつかの重要な供述、証拠に対しては、内容の原文通りの抜粋及び出所に加え、提示の際に注意して強調するための太字、斜体も必要である。

+ 複雑で、対照を必要とし、司法鑑定（法医学、財務経理監査など）の結果に基づく必要がある事件では、弁護士は、鑑定への招待及び執行の手続きに関する評価意見、鑑定の方法、結論内容の根拠の有無、法的価値の有無についてのコメントを示す必要がある。

- *結論及び要請の部*：この部分の内容は、コメント、内容評価の部からの結論、被告人の無罪又は刑事責任減輕の根拠とし得る被告人の背景、身元に関する各事実関係を証明する各法的根拠の主張を簡潔に述べたまとめで良い。そこから、弁護士は強力に被告人の公判での無罪宣告、釈放宣告を要請するなど適切な法的要請を出すか、又は各法律を利用して、減輕する事実関係の適用を検討し、刑罰の枠組み適用、執行猶予（拘禁を行わない判決）などの適用を決定する事実関係を検討する。

弁護士が当事者の合法的権利及び利益を擁護する場合、被告人に対する公平な処理を要求し、被告人が被害者の被害を賠償すること又は自らが防御する当事者に対する民事責任を負うことを要求する結論及び要請が必要である。

VII. 公判における争訟スキルの認識及び操作

1. 公判への参加準備及び争訟スキル

第一審公判の認識、準備及び出席の問題は、弁護士の職業スキルの中で大変重要な意味を持ち、顧客の弁護、合法的権利擁護の効果に影響する。2015年刑事訴訟法第291条は、弁護人の公判出席は必須であると規定するが、防御書類を裁判所にその前に送っても良い。弁護人が不可抗力又は客観的な支障により1回目の欠席をする場合、被告人が弁護人欠席での審理に同意する場合を除き、裁判所は公判を延期しなければならない。弁護人が不可抗力のためでなく或いは客観的な支障によらず欠席する又は2回目の有効な呼び出しにも欠席する場合、裁判所は公判審理を開く。2015年刑事訴訟法第76条の規定に基づき、弁護人の出席が必須の場合だが、弁護人が欠席する場合、被告人、被告人の代理人が弁護人欠席での審理に同意する場合を除き、裁判合議体は公判を延期しなければならない。

2015年刑事訴訟法は、第XXI章第V節を公判での争訟手続きの規定に当てると同時に、これを、2013憲法の精神に従った、審理における争訟の保障の原則を表す核となる内容と見なす。基本的に、2015年刑事訴訟法はまだ裁判長を尋問の直接運営者と規定せず、尋問過程で裁判長が先に質問した後に裁判官、参審員、検察官、弁護人、当事者の合法的権利及び利益擁護者の質問実施を決定するとだけ規定する（2015年刑事訴訟法第307条）。しかし、2015年刑事訴訟法は、討論の際の話す順番を規定し、検察官が告発する際は公判で調べが終了した証拠、証拠書類、証拠物及び被告人、弁護人、当事者の合法的権利及び利益擁護者に加え公判のその他訴訟参加者の意見に基づく必要があると要求する点が新しくなった（2015年刑事訴訟法第321条）。

自らについて、被告人、弁護人及びその他訴訟参加者は、告発、潔白の証拠、犯罪行為の社会に対する危険の性質、程度、犯罪行為がもたらす結果、被告人の身元及び事件における役割、刑事責任を加重、減軽する事実関係、刑罰の程度、民事責任、物証の処理、法的解決策、犯罪の原因、状況及び事件に意味を持つその他事実関係について検察官に応答するために、意見を述べ証拠、証拠書類を提出し議論する権利を有し、また上記の問題に対して自らの提案を行う権利を有する。

このことを踏まえ、2015年刑事訴訟法第322条に基づき、検察官は、被告人、弁護人及びその他訴訟参加者それぞれの意見に最後まで応答するために、公判で自らの証拠、証拠書類、議論を提出する必要がある。討論参加者は、他の人の意見に応答する権利を有する。裁判長は、討論の時間を制限してはならず、検察官、被告人、弁護人、被害者及びその他訴訟参加者が討論を行い、意見を全て述べる条件を整える必要があるが、裁判長は事件に無関係な意見及び重複する意見をさえぎる権利を有する。裁判長は、弁護人及びその他訴訟参加者の意見について検察官が討論していない場合、検察官に対し、その意見への応答を要求する権利を有する。裁判合議体は、事件の事実を客観的、全面的に評価するために、検察官、被告人、弁護人及び公判での討論参加者の意見を十分に傾聴し記録すること。公判参加者の意見を認めない場合、裁判合議体は理由を判決で明確に示すこと。

上記革新的な点は、2015年刑事訴訟法第26条で規定する審理での争訟原則実施を保証する基盤である。裁判所の判決、決定は、公判での証拠の調べ、評価の結果及び争訟の結果に基づくこと。

公判での弁護士の尋問過程は、進む方向を示し、討論を要する問題を予告する方法である。争訟経験が多い検察官は、時に、検察官の告発が不十分で証拠不足などと弁護士に思わせるために、「オープン」で、積極的に空白、抜け穴を置いた告発を作成し、弁護士の弁護の部になった時に証拠、鋭い論法を出す。よって、弁護士は、準備した内容を積極的に見直し、争訟に参加する際のスキルを持つよう努める必要がある。

以下は、上記第IV節で述べたような弁護の論拠の準備に基づいた弁護の構成及び内容の準備並びに公判での実際の進展において注意が必要な点である。

- 始めの部

弁護の開始方法は、討論過程全体に対して大変重要な意味を持つ。弁護士は、これは公判での口頭の陳述なので弁護士の物腰、空気、スタイルが大変重要な役割を担うことに注意する必要がある。弁護士は、裁判合議体及びその他訴訟参加者の注目を集める、公判にふさわしい開始方法を定めるために、法廷の「空間」に注意する必要がある。良くあるいくつかの弁護開始方法は以下の通り。

+ 弁護人としての本人の紹介、検察院の告発内容のまとめ

+ 検察官の告発の直接的評価、結論の部で述べる観点、根拠についてのコメントに始まり、そこから検察官の観点に反論するための分析、評価に集中する。

+ 特別重大な、世論の注意を集める事件は、始めの部で公判に付された被告人の弁護責任を引き受けた際の弁護士の気持ち、考え、事件の捜査、訴追、審理の過程に働く要素、影響の分析を述べても良い。その他、弁護士は、事件が起こった背景の概要、人を間違えず、罪を間違えず、法律を間違えない審理の保障のために貫徹させるべき観点、精神を述べても良い。

+ 社会秩序の形成に関連する事件の場合、弁護士は、各被害者の家族の損失、痛みへの同情、共有から弁護にアプローチする方法を使用しても良い。

このように、それぞれの公判の背景によって、弁護士は印象を作り出すための様々な弁護開始方法、問題への様々なアプローチ方法を用いることができると言える。どのような弁護を開始するかは、固定した紋切型の内容ではなく、弁護士の適応性、判断、デリケートな考え、微妙な気持ちを十分に責任及び政治的法的理想像を伴って示せる複数の部分のうちの一つである。

- 内容の部

これは弁護の中心部分であり、事件記録の入念な調査過程、公判での公開尋問過程の結晶であり、弁護士のこれまでの各段階を通しての要請内容を柔軟に変化させたものである。内容の部の構成は、様々な方法によって整理して良い。例えば、

方法1：証拠不足の主張、議論に応答するために、検察官の告発内容に忠実にする。弁護士は、これがまだ討論の際の応答でなく、告発内容に忠実であれば弁護士が弁護の部に高度に集中するのに役立ち、裁判長に言葉をさえぎられず、告発の観点と弁護の観点との違いを目立たせる機会となることに留意する必要がある。

方法2：弁護士は、自らの準備に従って主体的に構造を構築する。その中は以下の各ステップに従って1つずつのタイトルに分ける。

+ 被告人に対して検察院代表が告発で結論付けた行為及び罪名のまとめ

+ 被告人の告発が法的根拠不十分であることを証明するための又は刑事責任を減輕する各事実関係を明確にするための、書類中の各証拠及び公判での公開尋問の結果の分析

+ 本人、犯罪の原因、状況などに関連する各事実関係

方法3：複雑な事件の場合、追加的捜査のための中断も含め、何回も公判を中断する必要があり、弁護士はそれまでの公判で提示された問題、裁判所が追加的捜査を要求する内容、追加的捜査の結果及びそれら追加的結果の評価を再度まとめる必要がある。

方法4：検察官との討論の部を入念に準備した場合、弁護士は準備した内容を弁護で全て出す必要が無く、公判での討論における応答で使用する可能性があるいくつかの内容を「少し見せる」だけで良いかもしれない。実際の争訟では、弁護士は通常、応答の部の内容に入れるために、決定的な意味を持つ証拠、書類を取っておく。

- 結論、要請の部

弁護開始の部分で弁護士が懸命に印象を作り出し裁判合議体及びその他訴訟参加者の注意を集める必要があるとするなら、結論の部で弁護士は集大成し、説得力の高い結論、法的根拠をまとめなければならない。

以下は、弁護士が参考にできる、弁護の終わりのいくつかのヒントである。

+ コメント及び弁護士の弁護の観点の明確な結論から、事件処理の具体的な、有罪又は無罪をはっきりさせた方向性の要請を持ち出す法的根拠を掲げる。

+ 裁判合議体が検討できるよう、弁護で述べた主な論点を再度系統立て、結論のポイントを強調し、顧客の身元及び健康状態に関する各問題に言及する。

+ 複雑な、世論の注意を集める事件について、弁護で示した内容を再度系統立てる他に、弁護士は、訴訟執行過程の結果の多大な影響を強調し、そこから、評議の部に移る前に、裁判合議体に提案し、注意を集める必要がある。

その他に、弁護士は、裁判合議体が討論の部の後に尋問の部に戻る可能性がある場合への準備も必要である。弁護士は、困らないように、訴訟進行人、その他訴訟参加者との諸関係、行動に注目する必要がある。

+ 裁判合議体及び検察官に対して：弁護士は、裁判長が討論過程を統制する際の各決定を尊重する必要がある。検察官が告発を述べる過程で、弁護士は注意不足の行為、身振りを行わず、訴訟進行人を尊重する態度を表したほうが良い。

+ 被告人1人の弁護に弁護士2人が共に参加する場合、それぞれの者が提示する内容及び述べる順番を統一してやり取りする必要がある。弁護士は、同僚の判断をより明確にするために、自らの弁護について複数の追加方法、新しいアプローチ方法を探すと良い。

+ 事件に、被告人を弁護する弁護士と被害者又はその他各当事者の権利を擁護する弁護士が参加する場合、順序は、被告人を弁護する弁護士が先に述べる。この時、その他訴訟参加者の合法的権利及び利益を擁護する弁護士は、同業者を尊重する態度を表す必要があり、不合法的な行為、行動を行わないほうが良い。

2. 公判での応答のスキル

検察官代表の告発及び弁護士の弁護の部の後は、公判における応答、討論の部である。公判での応答のスキルは、各刑事事件の公判審理に参加する際に大変重要な、弁護士の明敏さ、討論の部で直接発生する問題の判断、予想の能力を反映し、勇気、性格を表すスキルである。応答の部は弁護士の隠された能力を全て表し、発生する各状況の処理において大きな意味を持ち、裁判合議体の心理、意識、感情の状態に作用し、評議、判決の過程で被告人にとって重要な決定に導く部であると言えよう。刑事事件の実際の争訟では、弁護士は以下の各要求を保証する必要があるように見える。

- 応答の部ではまず、弁護士には、一般的な提示で公判の時間を取るのではなく、討論すべき問題を直接取り上げ、事件に直接関連する各問題を明確にすることが基本的に要求される。

- 応答の部の内容は、新規性があり、弁護の部で言及されなかった各問題を含むこと。ただし、検察官が討論の部に戻って言及するので、弁護士は、必ず問題を示して明確にするように解説する必要がある。2015年刑事訴訟法第322条の規定によると、検察官は、被告人、辩护人、その他訴訟参加者の意見ごとに応答するために、公判で証拠、資料を示し、議論をする必要がある。議論参加者は、他の人の意見に応答する権利を有する。しかし、弁護士は、決定的な問題を探し、選んで討論、応答するだけで良い。

- 検察官の告発及び討論の部で分析し、矛盾を発見し、根拠不足、説得力不足の点を指摘し、そこから自らの議論の合理性、根拠を強調する。

- 応答の内容は簡潔な標準語で、教養のある態度行動を示す必要があり、節度の無い態度によって他の訴訟執行者及び訴訟参加者を攻撃することになってはいけない。法律は応答の時間を制限しないが、弁護士は応答の背景、裁判合議体の傾聴の態度に留意し、自らがどこでやめ、どの程度まで話すのが合理的であるかを知るのが良い。

応答の部の内容は主に以下の3つの部分を含むこと。

- + 新規の点を分析、評価し、検察官の再討論の部を記憶し、告発の中で述べた部分と比較する必要がある。

- + 弁護士が弁護の部で述べた主な論点を総括的に繰り返し、応答の際に注意が必要な重要な証拠を強調する。

- + そこから、違反の程度、刑事訴訟法適用の制限範囲の確定に関連する各事実関係や証拠、刑事責任を減輕する各事実関係をさらに明確に分析し、公判に付された被告人に対する解決、処理の観点を提示する。

第3編

民事訴訟における弁護士業のスキル

第10章

共通する問題

(参照元の法律：2015年民事訴訟法、民事訴訟手続きについて指導する最高人民裁判所裁判官評議会の各決議、その他の対応する各法文書など)。

I. 民事訴訟事件の性質、特徴

民事訴訟事件は、市民、法人、社会組織、人民検察院が、裁判所に自らの、集団の、国家の又は他人の紛争中の又は侵害されている民事、婚姻、家族、商業、労働分野における合法的権利及び利益の擁護を要求する場合、公民、集団、組織が裁判所に解決を要求する訴状を通して、裁判所で発生する訴訟事件である。

主な民事訴訟事件発生の根拠は、各当事者間の権利に関する、和解、交渉では解決できない紛争又は侵害である。紛争の片方の側又は権利を侵害された側が裁判所に自らの合法的権利の擁護を申立てる必要がある。

民事訴訟事件の一般的性質及び特徴は以下の通り。各当事者は平等で、申立て (khởi kiện) を行う権利を含む、自らの権利に関する意思決定権及び自己決定権を有し、何人も強制又は妨害できない。訴え提起の要求 (又は反訴請求) を提出する際、当事者は、自らのその要求を証明する義務を負わねばならない。証明は、自ら収集した各資料、証拠又は困難に遭いそれらの収集ができない場合は裁判所に収集を助けるよう依頼した資料、証拠によって実施される。民事訴訟事件の処理過程は、裁判所が各側の証拠を調べ、評価し、紛争関係を確定し、処理のために関連の法律を適用する過程である。その紛争関係を対象とする法律規定がまだ無い場合、裁判所は処理のために慣習を適用するか又は同様の法律を適用する権利を有する。訴訟事件に関する判断を出す前に、裁判所は、団結維持のために各側が和解、交渉の権利を行使する条件を整える必要がある。

II. 民事訴訟事件と民事非訟事件の区別

民事訴訟事件及び民事非訟事件の区別は重要な意味を持ち、当事者の権利に直接影響する。裁判所への民事非訟事件の処理要求又は民事訴訟事件の申立ては、全く異なる法的結果につながる。

民事訴訟事件と民事非訟事件の間には、以下のような諸相違点がある。民事訴訟事件は各当事者間に紛争が発生した場合に発生し、一方、民事非訟事件には紛争が無い。

性質の面で、民事非訟事件は、個人、組織自身のことであり、民事訴訟事件のような原告、被告が無く、民事的権利義務の発生の根拠である何等かの法律事実の承認又は非承認の処理を裁判所に要求する者がいるだけである。民事非訟事件における当事者のメンバーには、要求者及び（もしあれば）関連の権利義務を有する者を含み、同人らの間に権利に関する対立が無い。

要請書を受理する際、裁判所は証拠の確認、評価を行い、会合を開き、決定の発出を検討するが、民事訴訟事件処理手続きのように審理を行い判決文によって決定する必要はない。

良く遭遇するいくつかの民事非訟事件：離婚の際の無過失離婚、子の扶養に関する合意、財産分割の承認要求、ある者の死亡又は行方不明の宣言要求、法律違反の結婚の取り消し要求、外国の判決のベトナムでの承認要求、ある者の民事行為能力喪失宣言要求など。

III. 弁護士活動と関連する民事訴訟の基本原則

民事訴訟事件処理の順序、手続きは、2015年民事訴訟法で規定され、処理のための法律適用についてガイドとなる考え方とする最も一般的な問題を対象とする基本原則を含む。2015年民事訴訟法第II章は、25の基本原則を規定する。その中に、弁護士の争訟活動に関連する以下の原則がある。民事訴訟における法令遵守（第3条）。裁判所に合法的権利及び利益の擁護を請求する権利（第4条）。当事者の意思決定権及び自己決定権（第5条）。民事訴訟での証拠の提出及び証明（第6条）。権限を有する機関、組織、個人の資料、証拠提供責任（第7条）。民事訴訟における権利義務の平等（第8条）。当事者の合法的権利及び利益を擁護権の保障（第9条）など。

弁護士の争訟活動に関連する基本原則のうち、以下の諸原則に注意する必要がある。

1. 当事者の意思決定権及び自己決定権の原則（2015年民事訴訟法第5条）

これは、核となる原則の一つであり、民事訴訟の最も特徴的なことである。本原則の主な内容は、以下の通り。

裁判所は、各民事紛争の処理決定を自分から発出せず、申立てを行うか行わないかは各当事者の側が自己決定する。各当事者の側は、裁判所に民事訴訟事件を申立てて訴訟の執行開始を決定する者であると同時に、それに続く訴訟行為を決定する者でもある。具体的には、原告は訴状を取り下げるか又は自らの訴え提起の要求を変更、追加することができる。被告は原告に対する反訴の請求を出すか、原告の請求を拒否するか、原告の請求の一部又は全部を認めるか、原告側が出した事実関係、事実を認めるか又は異議を申立てないことができる。各当事者側は民事訴訟事件、非訟事件の処理に関して自発的に、法律に反せず、社会道徳に反せず、合意する権利、第二審への控訴を行うか否かを自己決定するなどの権利を有する。

裁判所は、当事者の訴状、申立書がある場合の民事訴訟、非訟事件の処理だけを受理する。民事訴訟、非訟事件の処理は、訴状に記された訴え提起の請求、被告の範囲でのみ実施される（特に、法律で禁止する事項に違反したか又は社会道徳に反したため絶対的に無効な民事取引の場合は、裁判所は取引の無効を宣言し、各当事者側の請求に属さない無効な民事取引の法的結果を処理する権利を有する）。

民事訴訟事件の第二審審理手続きは、まだ法的効力が無い第一審級裁判所の判決、決定に対して、申立てを行う当事者、機関、組織の控訴状（又は検察院の異議）が出された場合に、その場合だけ開始される。控訴を行う者が控訴の全体を取り下げる（又は検察院が異議の全体を取り下げる）場合、第二審級裁判所は第二審事件審理中止決定を発出する必要がある。第二審級裁判所は控訴、異議の内容に制限され、第一審判決、決定の控訴、異議を受けた部分又は控訴、異議の内容検討に関連する部分を再検討する権利だけを有する（第 293 条）。

2. 当事者の合法的権利及び利益を擁護権の保障の原則（2015 年民事訴訟法第 9 条）

本原則により、当事者は、自らの合法的権利及び利益を擁護するために、自己弁護する又は弁護士若しくは 2015 年民事訴訟法の規定による条件を満たすその他の者に依頼する権利を有する。裁判所は当事者の本権利行使を保障する責任を負う。当事者に弁護士に依頼する能力及び条件が無い場合、同人の裁判所における合法的権利及び利益擁護権の行使のために、国家が法律扶助を保障する責任を負う。法律は、何人も民事訴訟における当事者の合法的権利及び利益擁護権を制限されないことも、明確に規定する。

当事者の弁護士への依頼は、各側の権利義務を明確に規定した法律サービス契約による双方の合意から発生する。契約の基本内容は、現行の民法、弁護士法、各関連法文書の規定及びベトナム弁護士職務倫理規程に適合すること。

本原則の主要内容は、以下の通り。

各個人、機関、組織は、民事訴訟法により、裁判所を通じた自らの又は他人の合法的権利及び利益擁護権を有すると規定される。自らの又は他人の合法的権利及び利益が侵害された場合又は自らが責任を負う分野の国家の利益、公共の利益に影響がある場合、各個人、機関、組織は、民事訴訟法により、管轄権限を有するいずれかの裁判所で、裁判所に擁護を要求するために、民事訴訟事件の申立てを行い、民事非訟事件の処理を要求する権利を有すると規定される。裁判所の管轄権限（区域による管轄、訴訟、非訟事件による管轄）に関する各規定では、各側が合理的且つ平等な訴訟、非訟事件処理のために裁判所にアプローチできるよう保障する必要がある。

管轄の裁判所は、法律の規定による処理のために民事訴訟、非訟事件を受理する責任を負うこと。受理した裁判所は、各側を指導するか、又は民事訴訟、非訟事件が他の裁判所の処理管轄に属する場合は訴状、申立書を管轄の裁判所に送り、訴えを提起した者、申立人に

通知する義務を負う。裁判所が訴状、申立書を差し戻す場合、又は受理した裁判所が民事訴訟、非訟事件の書類を管轄の裁判所に送る決定を発出する場合、訴状、申立書を作成した個人、機関、組織は、そのことに対して不服を申立てる権利を有する。

3. 民事訴訟での証拠の提出及び証明の原則（2015年民事訴訟法第6条）

本原則によると、当事者は、主体的に証拠を収集し、裁判所に提出し、自らの請求に根拠があり合法的であることを証明する権利義務を有する。他人の合法的権利及び利益の擁護のために申立て、請求を行う機関、組織、個人は、当事者に相当する者として証明の証拠を収集、提供する権利義務を有する。裁判所は証拠収集において当事者を援助する責任を負い、民事訴訟法が規定する場合だけ証拠の収集、確認を行う。

本原則の主要な内容は以下の通り。

それぞれの側の当事者は、自らの請求又は異議申立ての根拠として引き合いに出した事実関係を証明する義務を負う。この義務は、国家の利益、公共の利益又は他人の合法的権利及び利益を擁護するために申立てを行う個人、機関、組織の場合も適用される。ただし、各側の当事者の証明義務に関する一般原則にも例外があることに注意が必要である。それら例外は、2015年民事訴訟法（例えば、証明不要な事実関係、事件に関する第92条）自体に規定されていたり、或いは他の法律が内容を規定したりする。一般原則によると、民事上の義務を履行しない又は正しく履行しない者は、過失がある場合に民事責任を負わねばならない（2015年民事訴訟法第351条⁴）。このことは、2015年民事訴訟法第6条の規定を機械的に適用した場合、権利者は義務に違反した者の過失を証明する必要があることも意味する。しかし、義務違反者の過失推定の原則から出発すると、権利者は義務違反者の過失を証明する必要がなく、逆に、過失が無いことの証明は義務違反者の責任に属するだろう（2015年民法第351条第3項）。

当事者には証明義務があるので、証拠が出せない又は十分な証拠を出さない場合、証明できない又は証明が不十分であることの結果を受けなければならない（2015年民事訴訟法第91条第4項）。このことの結果として、当事者がそれ以前に出した請求又は請求への異議申立てが裁判所から認められない又は裁判所から一部しか認められないなどの可能性がある。

証拠の確認、収集における裁判所の役割は、2015年民事訴訟法の中で、法で定める場合について裁判所が一つ又はいくつかの証拠収集方法だけを適用する方向に改革されており、裁判所の各証拠収集方法実施は民事訴訟法（第97条から第106条まで）が規定する順序、手続きを厳しく守る必要がある。訴訟、非訟事件記録の中の証拠の事件処理の根拠が不十分で

⁴（監修者注）「2015年民法351条」の誤記と思われる。

あると考えられる場合、裁判官は自分で確認、収集ができず、当事者に追加の証拠提出を要求する必要がある（第96条第1項）。

4. 民事訴訟における権利義務の平等の原則（2015年民事訴訟法第8条）

本原則によると、全ての市民は、民族、男女、社会的地位、信仰、宗教、文化レベル、職業を問わず、法の下、裁判所の前で平等である。全ての機関、組織は、組織の形式、所有の形式及びその他の問題によらず、平等である。各当事者は、民事訴訟における権利義務について平等であり、裁判所は同人らが自らの各権利義務を実施する条件を整える責任を負う。

本原則の主要な内容は以下の通り。

民事訴訟、非訟事件の処理は、統一的な裁判所システムによって進められる。通常の場合では、民族、性別、社会的地位、地位、所在地、組織の形式、所有の形式及びその他の標識の区別に基づく特別裁判所は、いかなる市民又は機関、組織の民事訴訟、非訟事件処理のためにも設立されない。ただし、特別な状況では国会が特別裁判所の設立を決定できることに留意が必要である。

法律は、民事訴訟の法律関係の各主体に対して統一的且つ同様に適用される。しかし、このことは、裁判費用減免に関する規定又は一定の場合に供述を拒否できる権利に関する規定など、法律がいくつかの特別な主体に対して特権的な規定を有する可能性を除外しない。

訴訟で同じ位置にある各当事者は、訴訟で同じ権利、義務を有する。各当事者が訴訟で異なる位置（例えば、原告の位置及び被告の位置）にある場合も、各当事者は、請求を出す権利、請求に対する異議申立ての権利、上訴する、苦情を言う、証拠を提出する、討論する権利、自己弁護又は他人に弁護を依頼する権利など、裁判所の前での自らの合法的権利及び利益を擁護するための各訴訟権の行使において互いに平等な機会及び可能性を有する。同時に、各当事者は、証拠提供の義務、裁判所を尊重し、訴訟事件処理期間に裁判所の各決定を執行する義務など、訴訟義務の履行においても互いに平等である。

民事訴訟、非訟事件の処理を行う裁判所は、客観的、無私で、先入観を持ってはならず、独立し、外部からの影響を受けてはならない。裁判所は各側の当事者に同人らの権利義務について説明し、訴訟行為を行うこと又は行わないことの法律的结果を前もって知らせ、自らの権利の行使において各側の当事者を助け、客観的、全面的且つ十分に証拠を調査するための全ての環境を整え、民事訴訟、非訟事件の処理を行う際に法律規定を正当に適用する責任を負う。

5. 民事訴訟における和解の原則（2015年民事訴訟法第10条）

和解は、訴え提起要求の内容全体の処理に関して各側の当事者間が合意し、訴訟手続きを通して紛争を自発的に終了することである。2015年民事訴訟法で、和解は当事者の自己決定権の意味を持つと規定されると同時に、民事訴訟の基本原則の一つであると確認された。2015年民事訴訟法第10条は次のように規定する。「裁判所は、本法律の規定に従って和解を進め、各当事者が互いに民事訴訟、非訟事件解決に合意に達することができる状況を作り出す責任を負う」。

本原則の主要な内容は以下の通り。

和解は、全ての民事訴訟事件に対して行われる訴訟手続きであり（紛争の要素がない民事非訟事件には和解手続きを適用しない）、2015年民事訴訟法で和解を進められないと規定する場合に属する以下の民事訴訟事件の場合を除き、第一審、第二審の、訴訟事件受理の時から第二審の裁判合議体が各当事者の陳述を第二審法廷で聞いて訴訟事件の審理を開始する時まで全ての段階で進められる。例えば、裁判所から適切に招集された被告が2回目になっても故意に欠席する場合。正当な理由があり当事者が和解に参加できない場合。離婚訴訟事件の当事者である妻又は夫が民事行為能力を失っている場合。また、和解できない民事訴訟事件（国家財産への損害賠償請求、法律に反する又は社会道徳に反する取引から発生した民事訴訟事件）の場合。

- ベトナムの民事訴訟の和解は、裁判所の前の和解であり、訴訟過程における和解とも呼ばれ、裁判官又は裁判合議体が立ち会って行われる。裁判所は和解の権利主体でなく、どちらの側の当事者の権利の代表でもないが、審理機関として和解を進める責任を負い、裁判所は本過程において特別に重要な位置、役割を持つ。裁判所は各当事者が和解を行う条件を整え、各側の当事者が係争中の社会関係を対象とする法律を理解するよう助け、同人らに和解成立の場合及び和解不成立の場合の法律上の結果を説明する責任を負う。その他に、法律規定通りの和解の進行を保障するために、裁判所は当事者各側の和解における自己決定権の行使を管理する任務を行い、また、各当事者間の合意が法に反する、社会道徳に反する又は他人の合法的権利及び利益を侵害する場合に和解結果を承認しない権利を有する。

IV. 民事訴訟における弁護士の権利義務

- 申立ての時から又は民事訴訟の過程の中のどの段階からでも訴訟に参加する。
- 資料、証拠の収集及び裁判所への提供を行う。当事者の合法的権利及び利益擁護を実施するために、訴訟事件の書類の調査を行い、2015年民事訴訟法第109条第2項で規定する公開不可の資料、証拠を除き、訴訟事件記録の中の必要な資料の筆写、複写ができる。
- 和解、ミーティング、法廷に参加するか、又は参加しない場合は裁判所の検討のために当事者の合法的権利及び利益を擁護する文書を裁判所に送付できる。

- 現行の民事訴訟法の規定に従い、当事者の代理として訴訟進行人、その他訴訟参加者の変更を要求する。

- 当事者の合法的権利及び利益擁護に関する法律面で同人を助けること。当事者から委任された場合、当事者の代理として裁判所が発給、送達する訴訟の書類、文書を又は通知を受け取り、当事者に送る責任を負う。

- 2015年民事訴訟法第70条第1項、第6項、第16項、第17項、第18項、第19項及び第20項で規定する各権利義務。

- 法律で規定するその他の権利義務。

第 11 章

民事事件における弁護士業のスキル

I. 民事訴訟事件における弁護士のスキルに関する認識

弁護士の見識について述べる際、人々は通常以下の 3 つの基本的要素に言及する。法律及び各関連分野の知識。その知識を具体的な状況の処理に適用するスキル。弁護士の業務態度。これら 3 つの要素は密接な関係にあり互いに作用し、その中では業務スキルが大変重要な位置にある。

弁護士の業務スキルは、訴訟事件記録に示された問題の解決、及び業務過程、特に公開審理において訴訟事件の客観的事実を確定し、当事者の合法的権利及び利益を擁護するための尋問、討論など審理の各段階を通して発生する状況の解決に、法律知識を運用する能力である。民事訴訟事件の特徴は、当事者に自らの請求を証明する義務があることである。よって、この義務を履行する上での弁護士の法律面の援助は、大変重要な意味を持つ。

II. 顧客の接遇、権利擁護手続きの登録

顧客の接遇の意味。これは、弁護士と顧客間のサービス関係発生の基礎であり、弁護士が自分の信用及び責任を顧客に示す最初のステップである。

顧客の接遇の内容は、以下を含む。顧客の依頼の確定。顧客が提出する資料、証拠のチェック。提訴時効の検討。顧客の依頼の証明に関連する問題を質問すること。訴訟、非訟事件における困難、有利な点の分析。弁護士及び顧客の各権利義務の説明。報酬の問題。顧客の依頼を引き受けるか否かの決定。

弁護士は、顧客接遇の際の態度が温和で、文化的で、不必要な誤解などを避けるように注意する必要がある。

権利擁護手続きの登録：顧客とサービス契約を結んだ後、弁護士は 2015 年民事訴訟法第 75 条第 4 項及び弁護士法第 27 条第 2 項の規定に従って顧客のための合法的権利擁護の登録手続きを行う。規定によると、弁護士は弁護士カード及び顧客の弁護士要求書を提出し、訴訟進行機関は弁護士の訴訟参加に関する証明書を発給する。

III. 紛争の法律関係の確定

紛争の法律関係の確定は、民事訴訟事件で訴訟に参加する際の弁護士の基本スキルの一つである。なぜなら、紛争の法律関係を正しく確定した場合だけ、正しく法律規定を選んで解決に適用できるからである。紛争の法律関係確定の根拠は、原告の訴え提起要求である。例えば、相続分割請求、契約外の又は契約による損害賠償請求、所有権に属する財産の請求など。しかし、異なる 2 つの分野の法律に関する訴え提起要求の場合の紛争の法律関係確定

は、例えば相続財産に関する民事紛争と第三者に関連する財産の管理に関する行政決定申立てとの間の解決の場合など、より複雑になる可能性がある。

実際は、民事訴訟事件受理の際に裁判所が紛争の法律関係をまだ正しく確定しない可能性があり、弁護士は裁判所の確定のために分析意見、要請を出さなければならない。というのは、このことは弁護士が弁護の責任を負う顧客の権利及び利益の擁護に影響するからである。

IV. 訴状、緊急保全処分適用の申立書、反訴状の作成

1. 訴状

訴状には、以下の主内容を備えること。

- 訴状作成年月日
- 訴状を受け付ける人民裁判所の名前
- 訴えを提起する者の名前、居住地、個人の場合は職業、又は機関、組織の場合は本部。電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス（もしあれば）。各側が裁判所の連絡用アドレスについて合意する場合、そのアドレスを明記する。
- 権利及び利益を擁護される者の名前、居住地、個人の場合は職業、又は権利及び利益を擁護される者が機関、組織の場合は本部。電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス（もしあれば）。
- 訴えられた者の名前、居住地、個人の場合は職業、又は訴えられた者が機関、組織の場合は本部。電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス（もしあれば）。訴えられた者の居住地、職業又は本部が明確でない場合、訴えられた者の最後の居住地の住所、職業又は本部所在地を明記する。
- 関連権利及び利益を有する者の名前、居住地、個人の場合は職業、又は関連権利及び利益を有する者が機関、組織の場合は本部。電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス（もしあれば）。関連権利及び利益を有する者の居住地、職業又は本部が明確でない場合、関連権利及び利益を有する者の最後の居住地の住所、職業又は本部所在地を明記する。
- 訴えを提起する者の侵害されている合法的権利及び利益。訴えられた者、関連権利及び利益を有する者に対して裁判所に処理を要求する具体的問題。
- 証人（もしあれば）の氏名、住所。
- 訴状に添付する資料、証拠の一覧。

訴状には訴えを提起する者の合法的権利及び利益が侵害されていることを証明する資料、証拠を添付すること。客観的理由により訴えを提起する者が十分な訴状添付資料、証拠を提出できない場合、合法的権利及び利益の侵害を証明するために既存の資料、証拠を提出すること。訴えを提起する者は、訴訟事件処理の過程で裁判所の要求に従い、資料、証拠に補足するか又は他の資料、証拠を追加的に提出する。

2. 緊急保全処分適用の申立書

緊急保全処分適用の申立ては、以下の主内容を備えること。

- 書類作成年月日
- 緊急保全処分の適用を申立て人の名前、居住地、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス（もしあれば）。
- 緊急保全処分の適用を受ける者の名前、居住地、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス（もしあれば）。
- 紛争又は自らの合法的権利及び利益を侵害する行為の内容のまとめ。
- 緊急保全処分適用が必要な理由。
- 適用が必要な緊急保全処分及び具体的な要請。

緊急保全処分の適用の申立てにより、請求者は裁判所にその緊急保全処分の適用の必要性を証明するための証拠を提供する必要がある。適用され得る各方法は、以下の物を含む。世話をする、養育する、看病する、教育する個人又は組織への未成年の引き渡し。扶養義務の一部事前履行強制。生命、健康の侵害による損害賠償義務の一部を前もって遂行するよう強制すること。労働力使用者に給料、賠償金、労働災害又は職業病の補助金を労働者に前払いするよう強制すること。労働者解雇決定の実施の一時停止。紛争中財産の差し押さえ。紛争中財産に対する財産権移転禁止。紛争中財産の現状変更禁止。作物の収穫、収穫物又はその他製品、商品の販売。銀行、その他信用組織の口座、国庫の封鎖。保管場所の財産の封鎖。義務者の財産の封鎖。当事者の一定の行為実施の禁止又は強制。法律が規定するその他の緊急保全処分。

3. 反訴状

被告は、2015年民事訴訟法第200条に従い、原告の、独立した請求のある関連権利及び利益を有する者の要求に対して反訴請求を出す権利を有する。原告、独立した請求のある関連権利及び利益を有する者に対する被告の反訴請求は、以下の各場合の一つに属する場合に認められる。(a) 原告、独立した請求のある関連権利及び利益を有する者の要求に対する義務を排除するための反訴請求。(b) 反訴請求が受理された場合、原告、独立した請求のある関

連権利及び利益を有する者の要求の一部又は全部の認容を破棄できる場合。(c) 反訴請求と原告、独立した請求のある関連権利及び利益を有する者の要求との間に関連があり、同一の訴訟事件の中で処理されれば訴訟事件の処理がより正確で迅速になる場合。反訴請求は証拠の提出、入手、開示の検査会議期日及び和解期日の前に出す必要があることに注意が必要である。

反訴状の内容は以下を含む。

- 被告の氏名、年齢、居住地
- 原告又は独立した請求のある関連権利及び利益を有する者の請求内容
- 被告の反訴請求の内容など

反訴状に反訴請求を証明する各資料、証拠を添付する。

V. 民事事件における証拠の収集、検査、使用、評価

1. 証拠の収集

証拠の収集は、当事者の要求のための証明力を有する各資料を探し、発見し、差し押さえるための弁護士の活動である。証拠には多くの源、多くの種類があるので、弁護士は、収集の前に証明を必要とする当事者の要求に基づいて、収集すべき証拠の源、証拠の種類を確定する必要がある。まず、自らが弁護する当事者がどんな資料、証拠を持っているか、何が足りないか、足りない資料、証拠はどこにある可能性があるか、誰が保管している可能性があるか、適用すべき収集方法は何か、証拠の合法性を保障するのはどんな収集手続きかをチェックする必要がある。証拠源を確定したが収集で困難に遭遇した場合、文書を作成し、提示し、裁判所に証拠収集を援助するよう依頼する必要がある。要求文書には、自らが証拠収集するのが困難で実施できないことを証明する資料を添付する。

2. 証拠の検査、使用、評価

これは、収集された証拠資料の証明力を客観性、関連性及び合法性の3つの属性に基づいて確定する弁護士のスキルである。それら証明力を有する各資料の中で、弁護士は直接証拠から間接証拠まで、原始証拠から複写証拠、書き直された証拠までの種類によって各証拠を区別、分類する必要がある。検査済みの各証拠は、当事者の要求の証明活動で使用するために論理的順序に従って系統立てられる。証拠の検査、使用、評価は思考操作活動なので、検査のスキル、経験を有する弁護士でなければ効果が得られない。

VI. 顧客とのミーティング、やり取り

顧客とのミーティング、やり取りは、訴訟に参加し当事者の合法的権利及び利益を擁護する過程で弁護士に必要な通常のスキルである。やり取りの形式は、口頭又は文書で良い。やり取りの内容は以下を含む。訴訟事件記録の調査過程で持ち出された各問題。当事者の要求の証明における困難、有利な点。相手側当事者が出した新しい資料、証拠。証拠の継続的収集、それら困難の解決の方向確定などやるべき仕事。(原告の場合は) 訴え提起要求の、(被告又は独立した請求のある関連権利及び利益を有する者の場合は) 反訴請求の、現状維持又は補足、変更に関連する法律問題に関する当事者への諮問。訴え提起要求又は反訴請求に従い財産及び財産権に関連する各場合に当事者の権利を保障するための、裁判所への緊急保全処分適用の申立てなど。

VII. 証拠の提供、検査、評価、和解を行う期日への参加

裁判所は期日において、各当事者の証拠提出の検査を実施し、収集できた各資料、証拠を発表する責任を負う。それに基づき、裁判所は各当事者への以下の各問題に関する尋問手続きを進める。申立ての要求、範囲。訴え提起要求、反訴請求、独立した請求の修正、追加、変更、取り下げ。裁判所に処理を要求する、意見が一致した問題、意見がまだ一致しない問題。裁判所に提出済みの資料、証拠及びその他当事者への資料、証拠の送付。資料、証拠の追加。裁判所への資料、証拠収集の要求。裁判所へのその他当事者、証人及びその他訴訟参加者の法廷召喚要求又はその他当事者が必要と思う問題。

この期日では、弁護士の出席及び役割が大変重要である。当事者の他に弁護士が出席することは、顧客が自らの合法的権利を擁護する適切な正しい決定を行えるよう、期日の進展の中で発生する各状況に対して弁護士が遅滞なく諮問意見を出せる環境を整える。

特に、和解手続きを行う期日で、原告の弁護士は、当事者が紛争案件、訴え提起要求補足の内容、訴え提起要求防御の根拠を示すのを助け、和解が必要な問題、訴訟事件解決方向に関する観点などを提示する。被告の弁護士は、原告の要求、反訴請求(もしあれば)、原告の要求に異議を申立てる根拠、自らの反訴請求を防御する根拠に対する自らの意見を示し、和解が必要な問題、訴訟事件解決方向に関する観点(もしあれば)を提示する。

その後、裁判官は各当事者の意見が一致した問題、まだ不一致の問題を確定し、各当事者にまだ不明確な、まだ意見が不一致な内容に関する追加的供述を要求し、期日結果について結論を出す。

VIII. 訴訟事件記録の調査、証拠のシステム化、当事者の権利擁護計画の作成

1. 訴訟事件記録の調査

訴訟事件記録は、各側の当事者が裁判所に提出する資料、証拠、裁判所が訴訟事件処理過程で作成する各供述調書、当事者の対質調書、証拠の提供、検査、評価の期日資料及び和解結果の全体のことである。訴訟事件記録の調査は、当事者の合法的権利擁護計画作成の基盤

とする結論を出すための、証拠資料の分析、比較、総合、各資料、証拠が証明を要する問題との関係の中で統一的か又は矛盾するかの確定における弁護士の活動である。

訴訟事件記録の調査の際、以下の各ステップに注意が必要である。

- 以下を含む原告の資料、証拠の調査
- + 訴え提起の要求を確定する原告の訴状
- + 原告が訴え提起の要求を証明するために提出する各資料、証拠
- + 紛争案件に関する各陳述
- 以下を含む被告の各資料、証拠の調査
- + 原告の訴え提起の要求に関する被告の意見文書
- + 反訴状（もしあれば）
- + 被告が自らの請求を証明する各資料、証拠
- 以下を含む関連権利及び利益を有する者の資料、証拠の調査
- + 独立した要請書（もしあれば）
- + 関連権利及び利益を有する者が提出する各資料、証拠
- + 独立した請求に関する事柄についての供述

2. 証拠のシステム化

- 訴訟事件における証明すべき問題の確定は？
- 以下を含む原告の証拠のシステム化（弁護士が原告の権利を擁護する場合）。
 - + 原告の資料、証拠、すなわち要請書、原告の要求のために証明する各資料、証拠を順番に整えること。
 - + それらと証明を要する対象との関係におけるそれら各資料、証拠の証明力の評価、確定
 - + 各証拠資料が統一的か又は矛盾するかの確定のための比較、分析、総合
 - + 原告の訴え提起の要求の根拠の有無について結論を出すこと

- 請求（の一部又は全部）を認める又は反論する決定を出す根拠とする、各意見又は反訴請求（もしあれば）の分析、比較、総合のための上記方式による相手側（被告）の証拠のシステム化。

- 独立した請求のある関連の権利義務を有する者（もしあれば）の証拠のシステム化は、上記方式に従う。

3. 尋問計画、当事者の合法的権利及び利益擁護の論拠の準備

a) 尋問計画の準備

尋問は、法廷での公開審理方法の一つであり、弁護士のスキルを示す。訴訟事件記録を調査した後、弁護士は尋問計画を作成しなければならない。尋問計画では、尋問すべき問題、以下を含む尋問すべき人を確定する必要がある。原告、被告、関連の権利義務を有する者、鑑定人、財産評価評議会、証人などその他の訴訟参加者。

書類調査の際に弁護士が発見した各資料、証拠の矛盾を明確にするための、相手側当事者に出す質問形式の尋問の内容と返答の予想及びそれに続く質問。尋問計画では、証明が必要な問題に集中して深く掘り下げ、自らが防御する当事者に不利な質問を避けるために、尋問すべき各問題及び尋問予定の人を論理的順番で、合理的につなげて並べる必要がある。各質問は、短く、簡潔に、明確にし、長々しく散漫な説明を避けたほうが良い。弁護士は、注目すべき問題についての直接質問、らせんを描きつつ最後に尋問すべき問題を明らかにする間接質問など、通常適用される各種質問を参照する必要がある。尋問計画は、裁判所での尋問過程の進展に適合するように追加、修正されなければならない。

b) 当事者の合法的権利及び利益擁護の論拠の準備

訴訟事件記録の調査結果を得た後、弁護士は当事者の合法的権利及び利益擁護の論拠の書類を作成する必要がある。論拠の書類は以下の各部を含む。

- *開始の部*： 弁護士が権利を擁護する当事者が原告か被告か独立した請求のある（又は無い）関連権利義務を有する者かを紹介する。

- *内容の部*： 訴訟事件、クライアントの依頼の内容をまとめて述べる。前もって準備したシステム化書類の中の各論拠、論証及び各資料、証拠と共に、権利擁護の各根拠を、請求を説明するために論理的順番に並べて述べる。

- *要請の部*： 適用すべき各法律の根拠を述べ、裁判所に弁護士が防御する当事者の請求を認めるよう、相手側当事者の請求を認めないよう、要請する。当事者の合法的権利に関する裁判合議体の公明正大な判断への信頼を示す。

4. 第一審及び第二審の法廷での争訟参加

第一審の民事法廷では、当事者の法的権利及び利益擁護者としての弁護士の役割は、大変重要な位置にあり、審理開始手続きから尋問及び討論の各訴訟段階を通して表れる。審理開始手続きの部分で、弁護士は、訴訟参加者の欠席について遅滞なく意見を述べるために、誰が召喚されたかに注意する必要がある。同人の欠席が訴訟事件の客観的事実の確定を保障せず、自らの顧客である当事者の合法的権利及び利益の擁護に不利をもたらす可能性がある場合、弁護士は、審理中断を提案する意見を述べる必要がある。

尋問の部で、弁護士は、事前に作成した尋問計画を審理の進展に合うように補足、修正し、明確に尋問が行われた問題との重複を避けるために、裁判合議体、検察院代表（もしあれば）のそれまでの尋問過程でまだ明確にできなかった事実を明確にする意味がある新しい質問を追加するために、尋問の進展を追わなければならない。

討論の部で、弁護士は、法廷での公開尋問の結果に基づいて、必要な問題について修正、補足された論拠を示す。論拠の提示は、弁護士の弁論スキルを示す。弁護士は、次の2つの方式によって論拠を提示して良い。はっきりした澄んだ声で、基本的な点、当事者の請求の証明に重要な証拠を強調して論拠を読む。又は、論点のまとめをそれぞれの考え毎に明確に、互いに密接な関係を持たせて整理し、書面で示し、必要な場合は聴き手に対して証明、説得の効果がある資料、証拠を抜粋して読み上げる。

応答の際、弁護士は、相手側弁護士の論拠の中の考え、ポイントを記録し、明確な法的根拠及び証拠資料を備え、一般的なことを言ったり又は応答を要する問題を直接扱わずに討論における応答の効果を減らしたりすることを避けて討論が必要な点に集中した応答計画を準備する必要がある。

第二審の法廷でも、弁護士のスキルは手続きの部並びに尋問及び討論の各訴訟段階を通して第一審の法廷と同様に表れる。弁護士が防御の責任を負う当事者が上訴した場合、弁護士は、第一審判決の中の根拠の無い判断を明確にし、その上訴に法的根拠があることを証明する必要がある。相手側の当事者が上訴した場合、弁護士は、自らの依頼者の法的権利を擁護するために、根拠が無いポイント、上訴請求を明確にすることに集中する。第二審法廷における討論、応答のスキルも第一審法廷のものと同じである。

5. 監督審、再審手続き、判決執行手続き及びその他諸手順における弁護士の顧客への法律扶助参加

監督審は、法的効力を発したが以下の確定根拠を有する場合に監督審への上訴が行われ、裁判所の判決、決定を再検討する手続きである。判決、決定の結論が訴訟事件の客観的事実関係に適合せず、当事者の合法的権利及び利益に損害を及ぼす。訴訟手続きに重大な違反があり、当事者が自らの訴訟の権利義務を実施できず、同人の合法的権利及び利益が法律規定に従って擁護されなくなる。法律の適用に誤りがあり、正しくない判決、決定が出ることに

なり、当事者の合法的権利及び利益に損害が及び、公共の利益、国家の利益、第三者の合法的権利及び利益を侵害する。

監督審の手続きにおいて、弁護士は、訴訟事件記録の調査、以下を含む当事者の不服申立て書類の作成について当事者を援助しても良い。法的効力を発した裁判所の判決、決定を検討することの提案書を監督審手続きに従って起草し、監督審手続きによる上告権限を有する者に送付し、不服申立ての請求を証明する各証拠を順序立てること。

提案書の内容は、以下の主内容を備えること。

- 提案書作成年月日
- 提案者の名前、住所
- 監督審手続きによる検討の提案が行われる、法的効力を発した裁判所の判決、決定の
名前
- 提案者の提案、請求の理由
- 個人である提案者は、書面の最後の部分に署名又は拇印を行うこと。機関、組織である提案者は、書面の最後の部分にその機関、組織の法定代理人が署名、捺印を行うこと。提案する組織が会社である場合、印の使用は会社法の規定によって行う。提案者は、自らの請求に根拠があり合法的であることを証明するために、法的効力を発した裁判所の判決、決定、資料、証拠（もしあれば）を提案書に添付して送付すること。

監督審の法廷は、当事者及び訴訟に参加する弁護士の出席が必須でなく、これらの者は管轄の裁判所が必要と考えて法律規定に従って招集する場合だけ参加できる。

再審は、判決、決定が法的効力を発したが、裁判所がその判決、決定を発した時に裁判所、各当事者が知り得なかった、判決、決定の内容を基本的に変更する可能性がある新しい事実関係が発見されたために上訴が行われたので、再検討を行う手続きである。法的効力を発した裁判所の判決、決定は、以下の根拠の一つがある場合、再審手続きにより上訴が行われる。(1) 訴訟事件処理過程で当事者が知り得なかった訴訟事件の重大な事実関係が、新たに発見された。(2) 鑑定人の結論、通訳の訳が事実通りでないこと又は証拠の偽造を証明する根拠がある。(3) 裁判官、人民参審員、検察官が故意に訴訟事件記録を偽造したか又は故意に法律に反する結論を出した。(4) 裁判所が訴訟事件の処理に際して基づいた刑事、行政、民事、婚姻、家族、経済、商業、労働に関する裁判所の判決、決定又は国家機関の決定が廃止された。

再審手続きに従って当事者の法律扶助を行う際も、弁護士は、同人の監督審手続きの扶助と同じ各スキルを適用する。

判決執行手続き及び民事訴訟活動妨害行為の処理などその他諸手順における弁護士の法律扶助について、弁護士は、2015年民事訴訟法の第9部、第10部を参照する必要がある。

第14章

土地紛争訴訟事件における弁護士業のスキル

I. 土地紛争訴訟事件の性質、特別な点

憲法、土地法及び土地に関連する各法文書（民法、住宅法、建築法、不動産事業法など）の規定に基づき、土地紛争訴訟事件は各原則を遵守し、以下の性質、特別な点を有する。

1. 各土地紛争処理の基本原則

- 土地は、国家の特別な資源、国家発展の重要な力の源であり、法律に従って管理される（2013年憲法第54条第1項）。
- 土地に関する法律は、土地の所有権及び使用権、所有者及び使用者に関する特別な法的制度である。
- 土地に関する関係、土地に関する取引は、財産関係であり、経済関係であり、財産取引であるが、土地に関する法律に規定が無い場合を除き、民法、事業法の対象ではなく専門分野の法律の対象である。
- 土地は、通常の品物のようには簡単に市場で流通させられず、国家の統制、許可によって流通する必要があり、社会全体の共通の利益のために、全人民所有の代表者である国家の自己決定権を守るために土地に関する各法律規定に基づく各法的手続きに従って流通が行われる特別な品物である。
- （土地の所有者である全人民の代表としての）国家と（国家から土地使用権を与えられた者としての）土地使用者の関係は、関連の法律規定による命令の関係であり、土地に関する合意を行うことができず、国家の許可が必要である。
- 各土地使用主体（土地使用権者）の間関係は、法的に平等な関係であり、土地使用制度、土地使用の程度、土地使用期限、土地使用目的、実施すべき各法的手続きなどの範囲内で合意を行って良い。
- 土地紛争訴訟事件は、具体的に確定される時点ごとに対応する土地所有制度、土地管理制度及び土地使用権制度に関する各規定に基づいて、土地に関する各規定、各法文書に従って審理が行われる。
- 国家（土地所有者／全人民の代表）は、土地を統一的に管理し、複数の方式によって土地使用権を土地使用者（組織、個人、世帯、居住区コミュニティ、宗教施設など）に与える。そのため、土地紛争訴訟事件では、国家が土地使用権を与える方式、すなわち土地の交

付、土地の賃貸、土地所有権、土地所有権の譲渡の特徴的な点に注意が必要である。それぞれ大変異なる規定の対象である方式を、土地紛争の解決根拠とするからである。

土地紛争は、現在の民事訴訟及び行政訴訟の中の不服申立て、訴えの提起の大変大きな割合を占める。相続の紛争、婚姻家族の紛争の分野でも土地紛争に関連する割合は大変大きい。そのため、相続の紛争、婚姻家族の紛争の訴訟事件における弁護士のスキルが、多くの場合、土地紛争訴訟事件の扶助に使用される。しかし、相続、婚姻家族の訴訟事件の中の土地紛争には、裁判所で訴えを提起する前に土地紛争の末端レベル（土地のある場所）の和解を強要しないこと、離婚の際の夫婦共有財産である土地所有権の分割は婚姻家族法の規定に従う必要があること、相続財産である土地所有権の分割は相続に関する土地法の規定及び民法の規定に従う必要があることなど、土地法による土地紛争との違いが多い。

多くの土地紛争に関する不服申立ては、行政訴訟の提起に至る。なぜなら、これらは土地管理管轄機関の個別行政決定に関することであるが、2015年民事訴訟法の規定によると民事紛争処理の場合、裁判所には、権限を有する機関、組織、者の、裁判所が解決の任務を負う訴訟事件の当事者の合法的権利及び利益を侵害する、法律に反した個別行政決定を取り消す権限があるからである。弁護士は土地紛争訴訟事件の中で使用するために本規定（2015年民事訴訟法第34条）を理解する必要がある。

2. 実際によく発生する土地紛争

土地に関する法律関係は大変複雑で、多くの異なる土地制度を経て、手書き書類を含む多くのバラバラな書類が多くの歴史上の時期に発給された。土地紛争は、各時期を通した所有者間の、土地所有者と土地使用者の間の、複数の土地使用者の間の関係の中で発生する紛争である。土地紛争は通常、土地の管理、使用、土地に関する取引などの過程における権利義務から発生する。

實際上、土地紛争は通常、以下のものを含む。

- （国家が代表者となる）土地所有者と土地使用者（組織、個人、世帯、宗教施設、居住区コミュニティ）の関係における土地紛争。

- 複数の土地使用者（通常は土地所有主とも称する）の間の関係における土地紛争。

a) （国家が代表する）土地所有者と土地使用者（組織、個人、世帯、宗教施設、居住区コミュニティ）の関係における土地紛争：

この種類は、以下の各紛争を含む。

- 土地に関する各財政的義務の実施。

- 土地に関する各行政手続きの実施。

- 土地使用権証明書が発給、回収。
- 土地交付、土地回収、土地徴用、土地回収の際の再定住支援賠償。
- 土地に関する不服申立て、訴えの提起の処理。
- 土地に関する行政違反の処罰。
- 土地使用権の競売。
- 各種土地の分類及び使用の制度。
- 土地に関する各行政手続。

b) 複数の土地使用者の間における土地紛争。

この種類の土地紛争は、以下を含む。

- 民事、婚姻家族関係から発生する土地紛争（相続、離婚など）。
- 土地使用権の移動（移転、譲渡、贈与、賃貸、再賃貸など）に関する取引関係から発生する土地紛争。
- 土地の侵害、土地境界、境界標、地面にフェンス、壁を立てることに関する紛争。
- 隣接する土地ロットを通る通路に関する権利の紛争。
- 耕作における水消費と散水、給排水、ガス供給、送電線、通信及びその他各ニーズに関連する土地紛争。
- 商業用住宅、公営住宅の不動産プロジェクト実施における土地紛争（将来形成する財産に関連する紛争）。
- 土地使用権を有する不動産投資プロジェクトの全部又は一部の譲渡における土地紛争。
- 資産ローン契約、抵当付信用契約、土地使用権担保、担保付取引の登録における土地紛争。
- 土地、土地使用権などに関連する民事判決の、行政判決の、及び刑事判決の、判決執行過程における土地紛争。
- プロジェクト実施のために土地を回収される場合の賠償金、支援、再定住の紛争。
- 土地使用権、土地使用権価額による資本抛出に関連する紛争。

- 土地所有権、土地所有権価額による保証に関連する紛争。
- 土地所有権の名義引き受けに関する紛争。
- 隣接不動産に対する権利終了に関する紛争。

3. 行政手続きによる、訴訟での土地紛争の解決

a) 行政手続きによる土地紛争の解決：

- 末端レベル和解を通じた土地紛争の解決 (2013 年土地法第 202 条)

この方式では、弁護士は以下に注目する必要がある。

- + 土地紛争和解請求書の作成が必要。
- + 和解のメンバー：紛争地がある場所の社、坊、市鎮の人民委員会代表、ベトナム祖国戦線代表、戦線のメンバー組織の代表、社会組織の代表。
- + 和解運営の期限：社、坊、市鎮の人民委員会が土地紛争和解請求書を受け取った日から 45 日を超えない。
- + 和解は、記録を作成し、各側の署名をし、社級人民委員会が和解成立又は和解不成立を承認すること。和解記録は、紛争の各側に送付され、紛争地がある場所の社級人民委員会に保管される。

和解成立だが土地の境界、使用者について現状の変更がある場合、社級人民委員会は、世帯、個人、居住区コミュニティの互いの間の土地紛争の場合は資源環境部に、その他の場合は資源環境局に、和解記録を送付する。

- 末端レベル和解が不成立の場合の土地紛争の解決 (2013 年土地法第 203 条)

この方式では、弁護士は以下に注目する必要がある。

- + 土地所有権証明書がある又は 2013 年土地法第 100 条で規定する書類の一つがある場合又は土地に定着する財産の紛争がある場合、裁判所が処理を行う。
- + 土地所有権証明書がない又は 2013 年土地法第 100 条で規定する書類の一つがない場合、当事者は、以下の 2 つの解決方法の一つだけを選択できる。

一つ目：現行の民事訴訟法の規定により（紛争地がある場所の）管轄の裁判所で訴状を提出する。

二つ目：以下の通り、規定により管轄の級の人民委員会で紛争処理要請書を提出する。

個人、世帯、居住区コミュニティー同士の紛争の場合、紛争地がある場所の県級人民委員会委員長に処理を要請する。県級人民委員会委員長の処理決定に同意しない場合、現行の行政訴訟法の規定に従って省級人民委員会委員長に不服申立てをするか又は裁判所で訴えを提起する権利を有する。

紛争の一方の側が組織、宗教施設、海外に定住するベトナム人、外資系企業である紛争の場合、省級人民委員会委員長が処理する。省級人民委員会委員長の処理決定に同意しない場合、行政訴訟法の規定に従って天然資源環境省大臣に不服申立てをするか又は裁判所で訴えを提起する。土地紛争の処理権限を有する者は、紛争処理決定を発出すること。紛争の各側は、施行の効力を有する紛争処理決定を遵守すること。各側が従わない場合、実施を強制される。

- *土地に関する不服申立ての処理：*

+ 土地使用者、土地使用に関する権利義務を有する者は、土地管理に関する行政決定又は行政行為に対する不服申立てを行う権利を有する。

+ 土地に関する行政決定、行政行為に対する不服申立て処理の順序、手続きは、不服申立てに関する法律規定に従って実施する。土地に関する行政決定、行政行為に対する請願処理の順序、手続きは、行政訴訟に関する法律規定に従って実施する。

これら各場合に、弁護士は 2011 年不服申立法、2015 年行政訴訟法を理解し、それに正しく従って実施すること。

- *土地に関する訴えの処理：*

+ 個人は、土地の管理及び使用に関する法律違反について告訴権を有する。

+ 土地の管理及び使用に関する法律違反についての告訴の処理は、告訴に関する法律規定に従って実施する。

この場合、弁護士は 2011 年告発法を理解し、それに正しく従って実施すること。

b) *訴訟での土地紛争の解決：*

- *行政訴訟での土地紛争の解決：*

行政訴訟での土地紛争の解決で、弁護士は以下の各問題に注意を向ける必要がある。

一つ目に、土地に関する行政訴訟事件の訴えを提起する権利（2015 年行政訴訟法第 115 条）。

個人、組織は、行政決定、行政行為に同意しない場合、又は処理権限を有する者に不服を申立てたが法律規定による処理期限を過ぎても不服申立てが処理されない或いは処理されたがその決定、行為の不服申立て処理に同意しない場合、その決定、行為について訴訟事件の訴えを提起する権利を有する。

2015 年行政訴訟法第 3 条第 1 項によると、行政決定は、国家行政機関、国家行政管理の実施を任された機関、組織が公布し又はその機関、組織の権限を有する者が公布し、行政管理活動における具体的な問題について決定し、具体的な一つ又はいくつかの対象に 1 回適用される文書である。

2015 年行政訴訟法第 3 条第 2 項によると、訴えられる行政決定は、2015 年行政訴訟法第 3 条第 1 項で規定する決定で、機関、組織、個人の合法的権利及び利益を発生、変更、制限、中止した又は義務を発生し、機関、組織、個人の合法的権利及び利益に影響した内容があるものである。

2015 年行政訴訟法第 3 条第 3 項によると、行政行為は、国家行政機関又は国家行政機関或いは国家行政管理の実施を任された機関、組織の中で権限を有する者の、法律規定による任務、公務を実施する或いは実施しない行為である。

2015 年行政訴訟法第 3 条第 4 項によると、訴えられる行政行為は、2015 年行政訴訟法第 3 条第 3 項で規定する行為で、機関、組織、個人の合法的権利及び利益の実施に影響するものである。

このように、土地に関する行政訴訟事件で訴えられる行政決定、行政行為は、2013 年土地法の各規定に関連する行政決定、行政行為でなければならない。具体的には以下を含む。

- + 土地使用の企画、計画の作成、調整、公表、実施。
- + 土地の交付、土地の賃貸、土地用途変更の許可。
- + 土地の回収、賠償、支援及び再定住。
- + 土地、土地に定着する財産の登記、土地使用权、住宅及び土地に定着するその他財産の所有権証明書の発給。
- + 土地使用料、土地賃貸料、土地関連の税の徴収、免除、減額、地価評価。
- + 土地使用者の権利義務に関連する各行政手続の実施。

行政訴訟事件の訴え提起の時効：行政及び土地の訴訟事件の訴え提起の時効は、土地に関する行政決定、行政行為を受け取った又は知り得た日から 1（一）年である。

当事者が法律規定に正しく従って国家機関、不服申立ての処理権限を有する者に不服申立てを行う場合、訴え提起の時効は以下の通り規定される。

+ 最初の不服申立て処理決定又は2回目の不服申立て処理決定を受領した又は知り得た日から1年。

+ 法律規定による不服申立て処理期限になり、国家機関、権限を有する者が処理を行わず、不服申立人への返答文書が無い場合、その日から1年。

二つ目に、2015年行政訴訟法第118条の訴状の内容、添付する資料、証拠。

三つ目に、訴えを提起する者は訴状及び添付の資料、証拠を以下の方式の一つで訴訟事件の処理権限を有する裁判所に送る。裁判所で直接提出するか又は郵便サービス経由で送る。

四つ目に、土地に関する行政訴訟事件の当事者は以下を含む。訴えを提起する者、訴えられた者、関連の権利義務を有する者。

行政訴訟事件の訴えを提起する者、関連の権利義務を有する者は、行政決定、行政行為、不服申立て処理決定がもたらした損害の賠償を同時に請求して良いが、損害賠償請求を証明するための資料、証拠を提供する必要がある。裁判所は、民事訴訟法の規定及び国家の賠償責任に関する各現行法律規定に基づいて、損害賠償請求を処理する。損害を証明する条件がまだ不十分である場合、裁判所は損害賠償請求を分けて、後で別の民事訴訟事件によって処理を行っても良い。

五つ目に、法的効力を発した土地に関する行政判決の執行は、以下の通り（2015年行政訴訟法第311条、第312条）。

+ 判決を執行すべき者は、裁判所の判決受領日から30日の期限内に自発的に判決を執行すること。

+ 自発的判決執行期限を過ぎて判決を執行すべき者が執行しない場合、判決を執行される者は、第一審の審理を行った裁判所に判決強制執行決定の発出依頼書を送る権利がある。具体的には以下の通り。

判決受領日から30日の自発的判決執行期限が切れた日から1年の期限以内に判決を執行すべき者が自発的に判決を執行しない場合、判決を執行される者は、裁判所の判決、決定のコピー、その他関連資料を添付した依頼書を送り、第一審の審理を行った裁判所に裁判所の判決、決定の強制執行決定の発出を申し込む権利がある。

判決執行を要請する者が客観的支障によってか又は不可抗力の出来事によって判決執行を期限内に要請できないことを証明できる場合、客観的支障又は不可抗力の出来事がある期間は判決執行要請期限に算入しない。

判決を執行される者の要請書受領日から 5 営業日以内に、第一審の審理を行った裁判所は、行政判決強制執行決定を発出する必要がある。判決強制執行決定は、判決を執行すべき者、判決を執行される者、判決を執行すべき者の直接上の級の機関の長及び同級の検察院の長に送付する必要がある。判決を執行すべき者の直接上の級の機関の長は、法律規定に従って検査、監督促進及び判決を執行すべき者の処理責任について責任を負う。判決強制執行決定は、裁判所の決定に従った行政判決執行を監視するために、第一審の審理を行った裁判所の場所の民事判決執行機関にも送る必要がある。

- 民事訴訟での土地紛争の解決：

民事訴訟での土地紛争の解決について、弁護士は以下の各問題に注意する必要がある。

一つ目に、相続紛争訴訟事件の中の土地紛争、離婚訴訟事件の中の夫婦の財産紛争又は離婚後の夫婦の財産紛争の場合を除き、土地法による各土地紛争は、訴えを提起する前に、末端レベルで、紛争地がある場所の社、坊、市鎮の人民委員会で和解を行う必要がある。よって、土地紛争訴訟事件の訴え提起書類は、末端レベル（紛争地がある場所の社、坊、市鎮の人民委員会）で不成立だった和解記録を添付しなければならない。

二つ目に、社、坊、市鎮の人民委員会委員長が組織する末端レベルの土地紛争和解参加メンバーは、人民委員会代表、ベトナム祖国戦線代表、祖国戦線のメンバー組織の代表、社会組織の代表など十分なメンバーが参加すること。土地紛争和解参加メンバーが不十分な場合、裁判所は十分なメンバーによる再度の和解を要求する。

三つ目に、土地紛争は、紛争地がある場所の紛争土地ロットの特徴、ロット番号、地図番号、面積、住所などを明記する必要がある。旧制度の場合を含む各登記時期、国家土地統計を通じた紛争土地ロットのロット番号、地図番号が異なる場合、裁判所が処理を行う際及び判決執行の際に問題、困難に会わないように、明記する必要がある。

四つ目に、裁判所が受理する面積に比べて和解の面積が狭い場合、裁判官は面積の差の部分の和解を要求できるので、土地ロットの面積、紛争部分は和解記録に明記する必要がある。さらに、訴え提起の際の紛争土地ロットの面積が、裁判所が受理過程で実測した結果より狭い場合、裁判所は土地面積の差分に対する裁判費用を前払いで追加納付するよう要求する権利を有する。

2014⁵年土地法第 122 条、第 123 条によると、土地の情報、データを必要とする組織、個人は、中央、地方の土地情報ポータルを通して取り出し、使用することができ、土地登記、土地に定着する財産の登記を含む土地に関する各電子ポータルサービスを実施する土地管理機関に土地の情報、データの提供を要求するなどの権利を有する。よって、弁護士は、裁判所が検討する土地紛争、争い提起の書類の作成根拠が十分得られるように、この問題について顧客を助ける必要がある。

2013 年土地法第 203 条第 1 項によると、当事者が証明書を有するか又は 2013 年土地法第 100 条で規定する各種書類の一つを有する土地紛争及び土地に定着する財産に関する紛争は皆、裁判所が処理する。

2013 年土地法第 100 条第 1 項によると、土地使用权に関する各書類は以下を含む。

+ ベトナム民主共和国、南ベトナム共和国臨時革命政府及びベトナム社会主義共和国の土地政策実施過程で管轄機関が発給した 1993 年 10 月 15 日より前の土地使用权に関する書類

+ 1993 年 10 月 15 日より前に管轄国家機関が発給した一時土地使用权証明書、又は農地登録台帳、土地管理台帳に名前が載っている

+ 土地使用权又は土地に定着する財産の相続、贈与に関する合法的書類、土地に定着する退役軍人住宅、貧困者福祉住宅引き渡し書類

+ 1993 年 10 月 15 日より前に使用されていたことを社級人民委員会が承認する、1993 年 10 月 15 日より前の土地使用权の譲渡、住宅地に定着する住宅の売買の書類

+ 法律規定による、住宅地に定着する住宅の整理、国有化の書類、国家の所有する住宅購入の書類

+ 旧制度に属する管轄機関が土地使用者に発給した、土地使用权に関する書類

+ 政府規定により 1993 年 10 月 15 日より前に作成されたその他の各種書類。

土地に関する書類は種類が多く、多くの歴史的時期を経た。よって、弁護士は、国家が土地使用权、住宅所有権及びその他土地に定着する財産の所有権を有する者の合法的な土地使用权、住宅その他土地に定着する財産の所有権を証明するための法的証明書である、土地使用权、住宅及びその他土地に定着する財産の所有権の証明書（ピンク色）について、土地に関する現行の法律に従って理解する必要がある。

よって、弁護士は以下に注意する必要がある。

⁵（監修者注）「2013 年」の誤記と思われる。

+ 1993年10月15日より前の土地使用権に関する各書類は、ベトナム民主共和国、南ベトナム共和国臨時革命政府、ベトナム社会主義共和国の管轄機関により発給されている必要がある。

+ 土地使用権に関する各書類は、旧制度に属する管轄機関により土地使用者に発給されている。

上記各種書類を理解するために、弁護士は何よりもベトナムの各歴史的時期の土地登記について理解する必要がある。

4. 各時期の土地書類

a) ベトナム民主共和国及びベトナム社会主義共和国の制度下の各時期の土地書類

- 1945年8月革命後から1980年までの時期

この時期の土地書類は、主に国家が地主の土地を没収し貧しい民に分配した1957年からの農地改革に関連する。それに続くのが、1960年代初めから1979年までの農業生産合作化の動き（合作社及び集団生産）に関連する土地書類である。

この時期、1946年憲法及び1959年憲法により、以下を含む3つの土地所有形式があった。個人所有、集団所有及び全人民所有（1946年憲法第12条、1959年憲法第12条、第13条、第14条、第15条、第16条）。

土地書類は、農地統計管理一覧台帳及び土地ロット地図で示される。書類上の土地使用者の名前は、現状だけを反映し、法的根拠及び土地使用の歴史に基づいていない。

- 1980年12月18日（1980年憲法の国会通過日）から1987年までの時期：

この時期は、1980年憲法第19条及び第20条で規定される、土地に関する転換点である。それによれば、土地は全人民所有であり、国家が統一的に管理し、土地を使用中の組織、個人は土地使用を継続でき、土地の上の労働の成果を享受できる。

この時期に、土地使用権証明書の発給はまだ実施されていない。

土地登記は国家から関心を寄せられ、全国の農地管理の統一及び農地管理作業の強化に関する1980年7月1日付政府評議会決定第201/CP号に従って、全国の農地の測量、分類及び登記作業に関する1980年11月10日付首相指示第299/TTg号に従って、また全国の農地統計登記手続きを規定する1981年11月5日付農地管理総局決定第56/DKTK号に従って実施運営された。

上記指示第299/TTg号は全国で1981年から1988年まで実施展開が行われ、この時期の土地に関する各書類はほとんど人々が自ら申告したものである。

b) 旧制度に属する管轄機関が土地使用者に発給した土地使用权に関する書類

旧制度で発給した土地書類の種類はとても多い。一般的に、これらは 1945 年 8 月革命の前の土地に関する各種書類である。現在、土地に関する各紛争訴訟事件の中に以下のような各種書類がまだ存在する。

- 嘉隆時代（1806 年）に作った土地登記簿による土地書類がまだ北部各省、中部各省のいくつかの場所で保管されており、公的土地か私的土地かが明記してあり、私的土地の場合は誰の土地か、面積、境界線が記されている。

- 南部各省で明命時代（1936 年）に作成した農地簿、土地簿による土地書類。

- フランス植民地時代の土地書類は、南部の農地土地制度及び新農地土地制度（1925 年）、中部の土地台帳管理制度、北部の農地土地台帳管理制度を含む各土地制度を経ており、地籍司、地籍局が発給した地図、境界決定記録を添付した地簿、土地台帳の摘録、抄録として表されている。

- ベトナム共和国時代の南部各省の土地書類は、1925 年農地土地勅令に従った新農地土地制度、農地土地管理制度と総称される地簿管理、土地台帳管理制度により発給された。その他に、農地収用について規定する 1970 年耕作者農地所有法に関連する各書類がまだある。

この時期の各土地書類は、農地土地権利書、地簿摘録、土地台帳摘録、耕作者農地所有法によって農民に発給する土地に関する書類を含む。全般的に、旧制度の管轄機関の各登記簿、土地に関する資料は、土地ロット順に作成したグループ及び土地使用者の名前順に作成したグループの 2 グループに分かれる。

5. 土地紛争解決への参加、土地分野の諮問における弁護士の実務スキル

a) 顧客の要求の受付、調査、評価

これは、顧客への諮問及び合法的権利擁護の全過程を通じた顧客接遇スキルである。土地紛争訴訟、非訟事件における顧客には、一般的且つ基本的スキルである「傾聴及び理解」の他に、弁護士は、顧客の訴訟、非訟事件の法的基盤を最初に確定、識別するために、顧客の資料を見ること、読むことに表れる特化したスキルが必要である。具体的には以下の通り。

- 顧客が話をし、要求を明言するのを聞く。顧客が再調査依頼票、不服申立書を作成済みの場合、顧客の紛争及び要求についてより広範に調べる。解決、通知又は指導があった場合、より好都合である。

- 土地紛争について上記の最初の結果を達成するために、弁護士は、歴史の各時期を経た土地関連文書の「見かけ」、「スタイル」を明確に知る必要がある。

- 顧客が提供する各資料から、関連土地法の各規定に基づき、弁護士は顧客の要求についてどの程度有利か、不利か、成功するか、結果が出るか及び結果が出ないかを評価することができる。土地紛争に関する各訴訟事件処理の経験から、他の各当事者も各資料、証拠に基づいて法的に強みとなる点を得る可能性があることが分かる。その他に、土地は国家の管理権に属し、国家の自己決定権に属するので、保管された書類、土地管理機関からの情報は大変重要であり、裁判所の決定に大きな影響を与える。

- 土地紛争の解決過程では、通常、予期しないことが沢山発生し、当初と比べて大きな変化が起こる。よって、弁護士は土地紛争訴訟事件において、訴訟事件の進展のそれぞれのステップで大変注意深く、特に裁判所の質問に対する管轄機関の返答文書に注意を向け、何よりも管轄機関が裁判所に提供する土地使用の過程、土地登記の過程、土地登記書類などを確認しなければならない。弁護士は、顧客の証拠収集の指導、援助に関心を向けると同時に証拠収集の権利を遂行するか又は顧客の裁判所への証拠収集要請書の作成を助ける必要がある。

b) 紛争関係、証明すべき問題の確定、証拠の収集、検査、使用、評価、適用法探し及び処理の方向付け

紛争関係を正しく確定した場合だけ、弁護士は証明すべき問題を正しく確定し、証拠を収集し、適用法を探して確定し、解決の計画を提示し方向付けを行うので、土地紛争関係、土地紛争範囲の確定は、極めて重要な問題である。

実際、法律は法的枠組みであり、紛争に係る社会関係に適用される法律規定の集成であり、紛争関係を形作るものなので、土地に関する法律を理解する弁護士は容易に紛争関係を確定するであろうことが分かる。

土地紛争訴訟事件の性質及び特徴を知ることは、紛争関係の確定に必要な条件であり、それを容易にする。

現在、最高人民裁判所には土地紛争に関するいくつかの判例がある。よって、弁護士は紛争解決のために各判例に基づいて法律適用の方向付けをする（2016年4月6日に最高人民裁判所裁判官評議会を通過した判例第02号、第03号及び第04号）。

土地紛争の証拠は、文書による証拠、土地使用権登記の証拠、土地使用権移転取引の証拠などであることが必要である。よって、土地紛争訴訟事件における証人の供述（人証）の価値は、書かれた証拠（物証）と比べてとても低い。

適用法について、弁護士は、土地紛争に適用する法律がとても多く、時期ごとに変遷を辿ったことを知る必要がある。よって、弁護士は、土地法の発展、土地法の歴史について知らなければならない。時に、土地紛争の分野では顧客の家族の多くの世代を通して保存され

てきた各資料が多く、の制度を経ているため、弁護士は昔の各時期の土地に関する法律規定を参照する必要がある。それらは、以下のことに関連する証拠資料である。

- 嘉隆時代の土地簿
- 明命時代の土地簿、農地簿
- 南部の農地土地制度の、中部の土地台帳管理制度の、北部の農地土地及び土地台帳管理制度の土地簿。
- 1925 年農地土地勅令に従った農地土地制度及び新農地土地制度。
- 1957 年農地改革。
- 1960 年からの合作化運動。
- 全国の農地の測量、分類及び登記作業に関する 1980 年 11 月 10 日付首相指示第 299/TTg 号。
- 全国の農地管理の統一及び農地管理作業の強化に関する 1980 年 7 月 1 日付政府評議会決定第 201/CP 号。
- 1987 年の、1998 年に修正、追加した 1993 年の、2001 年の、2009 年に修正、追加した 2003 年の、及び 2013 年の土地法。

c) 管轄機関との土地紛争処理ミーティングにおいて代理、参加するスキル

2011 年不服申立法（2013 年修正）第 12 条第 1 項第 b 号によると、不服申立てを行う者は、自らの合法的権利及び利益擁護のために、弁護士に法律に関する諮問を依頼するか又は弁護士に不服申立てを委任する権利を有する。

2011 年不服申立法（2013 年修正）第 16 条第 1 項第 a 号及び第 b 号によると、弁護士は、不服を申立てる者の提案により不服申立ての処理過程に参加し、委任を受けた場合に不服を申立てる者の各権利義務を行う権利を有する。

2013 年市民受付法第 7 条の規定によると、市民受付場所に来た時、訴えを提起する者は 2013 年市民受付法及び 2011 年不服申立法（2013 年修正）で規定された各権利を有する。

よって、2011 年不服申立法（2013 年修正）及び 2013 年市民受付法の規定に基づき、以下のことが分かる。

- 委任された場合、弁護士は土地紛争の不服を申立てる者の代理をして各管轄機関との土地紛争処理ミーティングに出席することができる。

- 土地紛争の不服を申立てる者が依頼する場合、弁護士は管轄機関との土地紛争処理ミーティングに参加する。

- 土地紛争処理ミーティングに参加する際に上記 2 つの仕事を行うために、弁護士は以下のものを提示する必要がある。

+ 公証事務所又は公証役場で作成され、土地紛争の不服を申立てる者が弁護士職業組織に送付した、文書による依頼又は弁護士への委任契約

+ 弁護士職業組織の任命決定

+ 弁護士カード（実際は弁護士カード、弁護士職証明書の提示が必要）。

- ミーティングに参加する際、弁護士は顧客に諮問でき、意見を発表できるが、ミーティングの議長の同意が必要である。

- 委任による代理人である場合、弁護士は顧客に要求及び和解計画、会話の計画を明記するよう要求する必要がある。委任を受けた後でも、当事者に処理ミーティングに弁護士と一緒に参加するよう依頼すると、より良く、より好都合で、弁護士の責任を軽減できる。

- どの場合でも、弁護士は、顧客が提供する書類を入念に研究し、関連する各法律規定を把握する必要がある。弁護士は、ミーティングに出席する際に書類及び各法文書を携帯したほうが良い。

- 弁護士はミーティングに出席する前に、顧客及び自身のために注意深く準備しなければならない。この準備は、審理への出席準備と同様に必要である。

- 実際は、委任が無い場合、いくつかの管轄機関は弁護士のミーティング出席を認めない。そのため、拒否され、諮問、顧客の合法的権利擁護を行う弁護士としてミーティングに参加できない場合、弁護士は説得に努める必要がある。説得できない場合、弁護士は、顧客が必要な時に法的意見を聞けるように、弁護士がミーティングに参加しない場合に顧客がより安心するように、部屋の外で待機する。

6. 土地紛争訴訟事件の援助のために弁護士が留意すべきいくつかの諮問、不服申立書類作成スキル

a) 全般的スキル

- 顧客と締結する法律サービス契約は、顧客の具体的要求及び弁護士職業組織が行うべき仕事を明記する必要がある。

- 諮問文書又は顧客の不服申立て文書（書）は共に、顧客が提供する資料の調査及び関連の各土地法の規定に基づいて作成しなければならない。よって、法律サービス契約では、顧

客は各資料、情報の忠実、正確な提供を保障する義務を負うと明確に定める必要がある。弁護士職業組織及び弁護士は、顧客への諮問文書、法律規定に適合した不服申立て文書（書）の提供を保障する。

b) 土地紛争に関する諮問文書の作成スキル

- 顧客の要求文書に記すべき土地紛争、顧客が提供する土地に関する各資料、顧客の要求に関する土地関係の各規定、各法文書に関し、顧客への諮問文書を提供する。

- 諮問文書では、紛争関係、紛争関係を対象とする各法律規定を明確に定める必要がある。

- 諮問文書では、紛争解決の方向及び方式を示す必要がある。よって、いくつかの計画を提示し、それぞれの計画の有利な点、不利な点、法的結果を述べること。

- 諮問文書では、顧客と紛争の相手方との和解計画を示し、和解した場合に有益な点を分析する必要がある。弁護士は顧客が決定するために複数の和解方式を挙げても良い。

- 諮問文書では、弁護士は顧客にどの解決方式、計画を選択するかを提案できない。諮問は顧客の自己決定を援助する活動だからである。よって、諮問文書は、「上記はお客様の要求に対する、お客様の参照用の、我々のいくつかの法的意見である」の言葉で当然終了するもので、終了する必要がある。

- 諮問文書作成のために、4T の法則に従う必要がある。

相互作用 (**Tương tác**)。弁護士と顧客の相互作用。そのため、顧客が要求、事柄について十分に説明する傾聴の時間を取る必要がある。

理解 (**Thấu hiểu**)。心で、弁護士の知識、知恵及び聡明さで、仕事、顧客の要望、要求を理解する。

諮問 (**Tư vấn**)。管轄機関での又は法廷での紛争処理の過程で、顧客を援助し、顧客がより強くなり、より自信を持つように助けるため、諮問を行う。

諮問 (**Tư vấn**)。顧客が弁護士の諮問の理解に基づいて自己決定し、有利且つ合理的な方式を選択するために、諮問を行い、方式、計画を提示する。

c) 顧客の不服申立て文書（書）作成スキル

- 顧客の不服申立ては、顧客の案件、要求の内容について正確性及び完全性を保障する必要がある。

- 不服申立書は紛争関係、紛争の発生理由を明確に定め、顧客の要求の証明資料には完全に根拠があること、顧客の合法的権利及び利益擁護の根拠とする各法律規定を明記する必要がある。

- より説得力を持たせるために、不服申立書では案件の過程、顧客の和解の主張、対話及び善意を明記する必要がある。同時に、紛争が発生してから不服申立ての時点までの顧客の困難な状況を明記する。

- 不服申立書の結論の部で、弁護士は合理的な順番で顧客のそれぞれの要求を明記する。

- 不服申立書は、侵害され不服申立てを行う者の合理的権利及び利益を証明する各資料、証拠を添付して明記する必要がある。

- 最後に、不服申立書は、申立書の内容の忠実性、正確性について約束の言葉を述べる必要があり、当然述べるものである。不服申立書の内容に対する顧客の責任を明確に定めるために、顧客が不服申立書の内容全てを読みかえして同意の上不服申立書の各ページに署名を行ったと明記する必要がある。顧客が読み書きできない人、障害者の場合、不服申立てを行う者のために不服申立書の内容全てを読み上げ、不服申立てを行う者が不服申立書に拇印を捺すのに立ち会う証人が必要であり、不服申立書には証人の氏名、ID、住所の記載が必要である。証人は不服申立書に署名を行う必要がある。

- 不服申立ての形式に関する 2011 年不服申立法（2013 年修正）第 8 条によると、不服申立ては不服申立書又は直接の不服申立て（直接不服申立てに来ること）により行われる。

2011 年不服申立法（2013 年修正）第 27 条は、不服申立て受理処理期限は不服申立て処理権限を有する者が処理権限に属する不服申立てを受け取った日から 10 日と規定する。

2011 年不服申立法（2013 年修正）は不服申立書の提出方式を明記しない。多くの場合、不服申立て処理権限を有する個人、機関は不服申立てを行う者の居住地から遠く、顧客の便宜のために、弁護士は顧客に書留郵便サービスによる不服申立書の送付を提案したほうが良い。不服申立書送付後に申立書受理の状況を知るために、不服申立て処理権限を有する機関に連絡を取る。弁護士は以下のことに注意する必要がある。

+ 不服申立て処理の過程全体で、各連絡先情報、呼び出し状は、提供された住所に送られるので、不服を申立てる者の正確な住所が大変重要である。よって、不服申立書の中に住所（居住地、郵便を受け取る場所）を明記する必要がある。2011 年不服申立法（2013 年修正）には電話連絡に関する規定が無いが、実際は電話連絡が必須なので、連絡先電話番号があるとさらに良い。

+ 不服申立書は、不服申立て処理権限を有する者が不服申立て受理を検討する根拠を十分得るために、不服を申立てる個別の行政決定、行政行為、不服申立て対象の機関、者の名前及び住所を正確に記す必要がある。

d) 鑑定、評価における諮問のスキル

- 財産評価、財産鑑定評価の結果は、審理の根拠とするために収集される証拠源の一つである。さらに、裁判所は裁判費用を宣言する必要があるため、財産紛争があるが財産の価値が確定しない場合、訴訟事件を公判に付すことができない。よって、財産紛争訴訟事件である土地紛争訴訟事件では、財産の評価又は鑑定評価は訴訟事件を公判に付す決定を行う前に必須の手続きである。

- 2015年民事訴訟法第104条第1項及び第2項では、各当事者は紛争中の財産額について合意する権利を有する。各当事者は、鑑定評価を実施し裁判所に結果を提供する財産鑑定評価組織の選択に合意する。

- 裁判所は、以下の場合の一つに属する場合、財産評価決定を発出し、評価評議会を設立する。

+ 一方の又は複数の側の当事者からの要求による場合。

+ 各当事者が財産鑑定評価組織の選択に合意できない又は異なる財産額を出す又は財産額で合意できない場合。

+ 国家或いは第三者に対する義務を回避するために、又は財産鑑定評価組織が鑑定評価の際に法律に違反したことを示す根拠があり、各側が互いに又は財産鑑定評価組織と、評価を行う財産がある場所の評価時点の市場価格より低い価額で合意する場合（2015年民事訴訟法第104条第3項第c号）。

- 実際は、鑑定評価組織は大変高い費用を徴収する。財産評価の場合、当事者は裁判所が設立した評価評議会に（主に交通手段の費用だけなので）とてもわずかな費用を支払うだけで良い。よって、顧客が訴えを提起する時に財政的な困難が多い場合、弁護士は、裁判所が財産評価及び評価評議会設立決定を発出するように、裁判所宛の財産評価要請書作成について顧客に説明及び諮問を行ったほうが良い。

- 実際、評価評議会のメンバー、紛争のある財産の場所の社級人民委員会代表が全員出席する場合、財産評価はより良くよりふさわしい結果が出る。さらに、当事者には参加及び評価に関する意見発表の権利がある。

- 評価は、メンバーごとの意見、参加した場合は当事者の意見を明記した記録を作成すること。評価評議会の決定は、メンバー総数の過半数が賛成に投票しなければならない。評価評議会の各メンバー、当事者、証人は、記録に署名又は拇印を行う。

- 財産の再評価は、最初の評価結果が不正確又は評価を行う財産の場所の民事訴訟事件処理の時点の市場価格に合わないことを示す根拠がある場合に実施される（2015年民事訴訟法第104条第4項）。

d) 土地所有権譲渡取引の諸問のスキル

- 土地所有権移転は、土地所有権の変更、譲渡、相続、贈与及び土地所有権による資本抛
出の各形式を通してある人から他の人へ土地所有権を移転することである。

- 土地所有者は、土地法の規定に従って国家から土地を交付された、土地を賃貸する、土
地所有権を許可された、土地所有権を譲渡された者であり、個人、組織、世帯、居住区コ
ミュニティー、宗教施設、企業を含む。土地所有者は、土地所有権譲渡の権利を含む土地
所有権移転の権利を有する。このように、土地所有権の譲渡は、合法的土地所有権を有する者
の権利の一つである。

- 土地所有者は、土地所有権証明書がある場合に土地所有権の譲渡を行うことができる。
農地所有権を移転する場合、土地所有者は、土地交付、賃貸の決定が行われた後に権利を行
使できる。土地所有権を相続する場合、土地所有者は、土地所有権、住宅及び土地に定着す
るその他財産の所有権の証明書がある又は証明書発給の条件が十分ある場合に権利を行使で
きる。

- 土地所有者が財政上の義務履行が遅れる又は財政上の義務を負う場合、各権利を行使す
る前に財政上の義務を履行すること。

- 住宅建設投資プロジェクトにおける土地所有権の譲渡は、以下の規定に従って行われ
る。

+ 省級人民委員会は、政府の都市分類条件規定に基づき、住宅建設投資プロジェクトの投
資主が、インフラ建設投資及び土地に関する財政的義務履行を完了した後に、区画分けの形
式で土地所有権を譲渡することを許可する。

+ 各住宅建設投資プロジェクトについて、証明書が既にあればプロジェクトの全体又は一
部の譲渡と結びついた土地所有権が譲渡できる。土地所有権を譲渡される者は、承認された
スケジュール通りに投資プロジェクトを実施すること。

- 譲渡又は賃貸のためのインフラ建設投資プロジェクト全体の譲渡と結びついた土地所有
権の譲渡は、以下の各条件を満たすこと。

+ 2013年土地法第188条第1項で規定する各条件を満たす。

+ 承認されたプロジェクトに記したスケジュールに対応するプロジェクトの各技術インフ
ラ構造物の建設が済んでいること。

- 下記の条件を有するいくつかの土地所有権譲渡の場合に注意すること。

+ 特別利用林の厳重保護区、生態系回復区に入り混じって生活しているがまだその区から出る可能性が無い世帯、個人は、その区で生活する世帯、個人にだけ農業、林業、水産養殖生産と結びついた宅地、森林地の使用権を譲渡、贈与することができる。

+ 国家から保護林区域の宅地、農業生産地を交付された世帯、個人は、その保護林区域で生活している世帯、個人にだけ宅地、農業生産地の使用権を譲渡、贈与することができる。

+ 国家補助政策により国家が交付する土地を使用する少数民族の世帯、個人は、政府の規定による土地交付決定の日から 10 年後に土地所有権を譲渡、贈与することができる。

- 土地所有権譲渡の際、譲渡人が土地所有権を譲渡されているか否かに注意する必要がある。土地所有権が譲渡されていないか又は条件付きで土地所有権が譲渡されている場合があるからである。具体的には以下の通り。

+ 組織、世帯、個人、居住区コミュニティ、宗教施設、海外に定住するベトナム人、外資系企業は、法律が土地所有権の譲渡、贈与を許可しない場合、土地所有権の譲渡、贈与を受けられない。

+ 経済組織は、管轄国家機関が承認した土地使用企画、計画による用途変更の場合を除き、世帯、家族の田地、保護林地、特別利用林地の使用権の譲渡を受けられない。

+ 農業生産を直接行わない世帯、個人は、田地の使用権の譲渡、贈与を受けられない。

+ 世帯、個人は、保護林区域、特別利用林で生活しない場合、その保護林区域の中の、その特別利用林の厳重保護区、生態系回復区の中の宅地、農地の使用権の譲渡、贈与を受けられない。

+ 経済組織、世帯、個人は、以下の各条件を満たす場合、非農業生産、経営投資プロジェクト実施のために農地所有権の譲渡を受け、資本拠出を受け、賃貸を行うことができる。

一つ目に、プロジェクト実施のために農地所有権の譲渡、資本拠出を受ける、賃貸を行う経済組織に対する管轄国家機関の承認文書がある。

二つ目に、農地所有権の譲渡、資本拠出を受ける、賃貸を行う土地の用途は、管轄国家機関が承認した土地使用企画、計画に適合すること。

三つ目に、水田専用の土地は、2013 年土地法第 134 条第 3 項の規定に従って実施すること。

- 土地所有権譲渡は、土地所有権譲渡契約によって実施し、公証職業組織で公証を又は譲渡をする土地がある場所の社級人民委員会で認証を実施すること。

e) 分筆、土地所有権証明書発給手続きの合理的な諮問のスキル

- 2013年土地法に基づき、省級資源環境局の提案に従い、管轄権を有する省級人民委員会は、分筆される最小面積について規定する決定を発表する。よって、顧客が分筆に関する諮問を依頼する場合、省の区域ごとに規定される分筆可能最小面積を明確に知るために、分筆を依頼する土地がある場所の省級人民委員会の各決定の調査が必要である。分筆最小面積について規定する省人民委員会の決定は、隣接土地ロットと合筆するための分筆の場合についても規定する。よって、弁護士は、顧客に処理方式を諮問するためにも明確に知る必要がある。

- 省人民委員会が規定する最小面積より面積が小さい場合の土地所有権、住宅及び土地に定着するその他財産の所有権の証明書発給の問題について、弁護士は、土地法諸条の施行細則を規定する2014年5月15日付政令第43/2014/ND-CP号第29条の規定に基づいて顧客に諮問する必要がある、規定に従って実施するよう顧客に諮問することができる。具体的には以下の通り。

+ 分筆される最小面積に関する省級人民委員会の規定文書の発効日より前に形成され、土地ロット面積が省級人民委員会の規定による最小面積よりも小さいが土地所有権、住宅及び土地に定着するその他財産の所有権の証明書発給の条件を満たす、使用中の土地ロットは、現在土地を使用中の者が土地所有権、住宅及び土地に定着するその他財産の所有権の証明書を発給される。

+ 土地使用者が最小面積より面積が小さい土地ロットを作る分筆の申請と同時に、面積が最小面積以上の新たな土地ロットを作るためにその分筆された土地ロットと他の隣接する土地ロットの合筆を申請する場合、分筆と同時に合筆することを許可され、新しい土地ロットに対する土地所有権、住宅及び土地に定着するその他財産の所有権の証明書が発給される。

- 同時に、弁護士は、以下の土地所有権の公証、証明が行われない場合、証明書が発給されない場合について顧客に諮問を行う必要がある。

登記済み、証明書発給済みの土地を自ら分筆して2つ以上の土地ロットにするが、その中の少なくとも1つの土地ロットの面積が省級人民委員会の規定による最小面積より小さい場合、土地所有権、住宅及び土地に定着するその他財産の所有権の公証、証明ができず、証明書が発給できず、また土地使用者の各権利の行使手続きができない。

g) 土地である財産の質、抵当、保証取引登記の諮問スキル

- 質、抵当は、民法で規定される9つの義務履行担保措置の内の2つである（2015年民法第292条）。

- 質、抵当財産は、質、抵当を設定する側の所有権に属する財産でなければならず、現有の財産又は将来形成する財産で良く、担保財産の価額は保証される義務の額より大きい、同じ又は小さいもので良い。

- 1 個の財産は、保証取引成立時点の価額が保証される義務の額より大きい場合、複数の義務の質、抵当のために用いることができ、質、抵当を設定する側は担保財産が他の義務履行のための質、抵当に使用されていることを質権者、抵当権者に通知する必要がある。保証のたびごとに文書を作成する必要がある。

- 期限が到来したある義務履行のために財産の処理が必要な場合、その他の各義務は期限未到来でも期限到来と見なされ、共に保証を受ける全ての側は財産処理に参加できる。保証を受ける側は財産処理について通知を行い、共に保証を受ける各側が別途合意しなければ、財産処理の責任を負う。

各側が期限未到来の義務履行の継続を望む場合、保証する側が各期限未到来義務履行の保証のために他の財産を用いることに合意して良い。

- 民法は、質、抵当において不動産か動産かを区別しないが、法律によると、質は質設定側が自らの所有権に属する財産を質権者に引き渡し、抵当の場合は抵当設定側が自らの所有権に属する財産を抵当権者に引き渡さない。

- 土地所有権の質、土地所有権の抵当は、各側が別途同意する場合を除き、締結の時点で効力を発する⁶。

+ 土地所有権の質、抵当は、保証取引登記に関する各法律規定による天然資源環境局土地登記事務所、各郡、県、市社、中央直轄市土地登記事務所支所での保証取引登記（土地所有権質登記、土地所有権抵当登記）の時点から第三者への対抗力を有する。

+ 土地所有権抵当だが土地に定着する財産の抵当ではないものは、以下の2つの場合に分かれる。

一つ目、土地所有権の抵当だが土地に定着する財産の抵当ではなく、土地使用者が同時に土地に定着する財産の所有者である場合、別途同意が無ければ、処理される財産は土地に定着する財産を含む。

二つ目、土地所有権の抵当で、土地使用者が同時に土地に定着する財産の所有者でない場合、土地所有権処理の際、土地に定着する財産の所有者は自らの権利義務の範囲内で土地

⁶（監修者注）土地法 188 条 3 項参照。

の使用を継続できる。土地に定着する財産の所有者との関係における抵当設定者の権利義務は、別途同意がある場合を除き、土地所有権の移転を受ける者に移転される。

+ 質設定、抵当設定の側及び質権者、抵当権者の側の権利義務は、民法によって規定される（2015年民法第311条、第312条、第313条、第314条、第320条、第321条、第322条、第323条）。

+ 質、抵当財産（土地所有権）の処理は、2015年民法第303条、第304条に従って実施される。

- 土地所有権の質、抵当は、以下の各場合に終了する。

+ 土地所有権の質、抵当によって保証される義務が終了する場合。

+ 土地所有権の質、抵当が取り消される又は他の担保措置によって代替される場合。

+ 質、抵当の土地所有権が処理された場合。

+ 各側の合意による場合。

- 質、抵当が終了する際、公証事務所で質契約、抵当契約の整理を実施し、保証取引登記を抹消する必要がある。質権者、抵当権者の側は、質設定、抵当設定の側に書類を返還すること。特に質の場合、財産を質設定側に返還すること。

h) 不動産プロジェクト譲渡取引の諮問スキル

顧客が不動産投資プロジェクトにおける土地所有権譲渡（全部の移転又は一部の移転）の諮問を依頼する場合、弁護士は2014年不動産事業法の各規定（第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条）及び2014年不動産事業法諸条の施行細則を規定する2015年9月10日付政令第76/2015/ND-CP号の各規定（第12条、第13条）に注意する必要がある。これら各規定によると、不動産プロジェクト投資主は、以下の各原則及び各基本的条件に従って、土地所有権を有する投資プロジェクトの全部又は一部を譲渡する権利を有する。

- 不動産プロジェクトの全部又は一部の譲渡は、以下の要件を保障すること。

+ プロジェクトの目的を変更しない。

+ プロジェクトの内容を変更しない。

+ 顧客及び関連の各当事者の権利を保障する。

- 不動産プロジェクトの全部又は一部の譲渡は、投資決定を管轄する国家機関から文書による同意を受けること。譲渡を受ける投資主は、土地に関する法律規定に従って、土地使用

権、住宅及び土地に定着するその他財産の所有権の証明書を発給されるか又は投資譲渡主に発給済みの証明書に変更を登録される。

- プロジェクトの投資方針、投資決定の承認内容に変更が無い場合、不動産プロジェクトの全部又は一部の譲渡を受ける投資主は、建設プロジェクト、企画の書類及びプロジェクトの建設許可書を再度作成しなくて良い。

- 譲渡される不動産プロジェクトは、以下の各条件を備える必要がある。

+ プロジェクトは、管轄国家機関から承認されており、1/500 詳細企画又は全面企画が承認されている。

+ プロジェクト、プロジェクトの譲渡部分は、賠償、土地解放が完了している。インフラ建設投資プロジェクト全部の譲渡の場合、承認済みプロジェクトに記されたスケジュールに対応する各技術インフラ構造物の建設が済んでいること。

+ プロジェクトに、土地使用权に関する紛争が無く、管轄国家機関の判決執行保証のための又は行政決定執行のための差し押さえを受けていない。

+ 管轄国家機関のプロジェクト回収、土地回収決定が出ていない。プロジェクト展開過程に違反がある場合、投資主は、処罰決定の執行を済ませる必要がある。

譲渡を行う投資主は、プロジェクトの全部又は譲渡を行う部分に対する土地使用权に関する証明書を持っている。

- 不動産プロジェクトの全部又は一部の譲渡を受ける投資主は、財政能力を十分に有し、法律規定による建設投資、経営展開の継続、プロジェクトのスケジュール、内容の保障を約束する不動産経営企業であること。

- 譲渡を行う投資主は、プロジェクトの場所の省級人民委員会に又は省級人民委員会から権限を与えられた機関に、プロジェクト全部又は一部の譲渡を提案する書類を 1 部送付する。具体的には以下の通り。

+ 新都市区プロジェクト、住宅開発プロジェクトについては、建設局

+ その他各種不動産プロジェクトについては、省級人民委員会が規定する専門の管理局

- プロジェクト又はプロジェクトの一部の土地使用权の譲渡は、土地に関する法律規定に従って譲渡の実施許可が得られる。

II. 土地紛争の判例

最高人民裁判所裁判官評議会を 2016 年 4 月 6 日に通過し 2016 年 4 月 6 日付最高人民裁判所長官決定第 220/QĐ-CA 号に従って公表された土地紛争訴訟事件の判例は、各判例第 02/2016/AL 号、第 03/2016/AL 号、第 04/2016/AL 号を含む。具体的には以下の通り。

- 判例第 02/2016/AL 号の内容

Ms タインは土地譲渡のために 21.99 テールの金（約 27、047、700 ドンに相当する）を支払った者だが、譲渡書類の名義は Mr タムである。譲渡を受けた後、Mr タムが土地を管理し、その後、他の者に譲渡を行った。よって、Mr タムは土地の保管、維持、価値向上に労力をかけたことを明らかにしておくべきだった。同時に、Mr タムの労力相当部分を分割するための Mr タムの労力の確定こそ、適切で、各当事者の権利を保障することになる（Mr タムの労力を正確に定められない場合、Ms タインと Mr タムの労力を同じと定めて分ける必要がある）。

- 判例第 03/2016/AL 号の内容

ヴァン・タオ社人民委員会での確認によると、社は使用権証明書発給を検討するために 2001 年にヴァン・タオ社内各世帯の申告登記を運営し、各世帯は村役場で申告を行った。社内全世帯はこの土地申告の方針について知ることができた。Mr ファクは地主だが申告に行かなかった。その土地に居住中で、申告に行き証明書発給手続きを行った者は、Mr ナムである。2001 年 12 月 21 日、Mr ナムは世帯主名義ファム・ザー・ナムの土地使用権証明書第 U060645 号を発給された。夫婦は 2002 年に 2 階建ての堅固な家を建て、2005 年に 3 階を増築した。Mr ファク及び Mr ナムの兄弟姉妹は、皆、Mr ナム、Ms ホン夫婦の上記建築のことを知っていたが、それについて誰も意見は無かった。このように、証明書を発給された時（2001 年）から Mr ナム、Ms ホンの離婚（2009 年）まで、Mr ファクの家族はこの土地提供、住宅建設について誰も不服申立てを行わなかった。このことは、Mr ファクの家族が Mr ナム及び Ms ホンに上記土地部分を与えたという意味を表す。Mr ファク及び Mr ナムが、Mr ナムは自発的に土地書類の申告を行い、Mr ファクは知らなかったと声明することは、承認の根拠とする証拠が無い。よって、Mr ファクの家族が夫婦に上記土地部分を与えたことに関する Ms ホンの供述には確認する根拠があり、根拠の証拠がある。

よって、ハノイ市トゥオン・ティン県ヴァン・タオ社ヴァン・ホア村の面積 80m² の土地が Mr ファム・ザ・ファクの家族に属する財産であると確定し、同時に Mr ナム、Ms ホンに Mr ファクの家族への土地返還を強制するために、Mr ナムが登記書類を作成しに行ったが Mr ファクはそれを知らないとし、夫の家族は夫婦に土地を与えたとする Ms ホンの言明には証明する証拠が無いとする各級裁判所の認定は、正しくない。上記紛争地は Mr ナム、Ms ホン夫婦の共有財産であると確定し、分割の際は Mr ナムの貢献した労力がより多いと見なして各側の労力による分割を行う必要があり、各当事者の権利を保障するために居住地の必要性を根拠にして各側で現物を分割する必要がある。

- 判例第04/2016/AL 号の内容

1996年4月26日付家土地売買契約、1996年から行われた家土地の譲渡について、家土地の購入後、Mr ティエン、Ms ティは十分な金額を支払い、家土地を受け取り、盛り土を行い、家を修理し、子供たちに住ませた。その間、Mr グ、Ms ファンの家族は、Mr ティエン、Ms ティの家に隣接する残りの部分の土地に住んでいた。Mr グ、Ms ファンの子供たちの供述によると、Ms ティ夫婦に家土地を売った後、Mr グ及び Ms ファンは、子供たちに金を分けた。一方、Mr ティエン、Ms ティへの家土地の譲渡及び引き渡しの後、1996年4月26日、Mr グは、残りの部分の土地に家を再建築する際に住むために、譲渡した家土地の部分を借りたいとの内容の「約束書」をさらに書き、実際 Ms ファン、Mr グ夫婦は家を建築する際に Ms ティ、Mr ティエンの家土地の部分を使用した。このように、Mr グと Mr ティエン、Ms ティ夫婦との間の家土地の譲渡について Ms ファンが知っており Ms ファンが同意し、共に実施していたことを確定する根拠があるので、Mr グの Ms ティ夫婦への家土地譲渡を知らなかったとの Ms ファンの不服申立ては根拠が無い。